

第百八回 参議院通信委員会會議録第一号

昭和六十二年三月二十六日(木曜日)
午前十時二分開会

委員

委員長 高杉 勉忠君
理事 岡野 裕君
理事 竹山 裕君
理事 宮田 輝君
理事 大木 正吾君
理事 長田 裕二君
理事 志村 愛子君
理事 添田増太郎君
理事 永田 良雄君
理事 成相 善十君
理事 西村 尚治君
理事 福田 幸弘君
理事 山内 一郎君
理事 及川 一夫君
理事 鶴岡 洋君
理事 原田 立君
理事 山中 郁子君
理事 橋本孝一郎君
理事 青島 幸男君
理事 平野 清君

委員の異動
一月二十六日
辞任 福田 幸弘君
出席者は左のとおり。

委員長 高杉 勉忠君
理事 岡野 裕君
理事 竹山 裕君
理事 大木 正吾君

委員		参考人	
長田 裕二君	日本放送協会専務理事	川原 正人君	日本放送協会会長
志村 愛子君	日本放送協会理事	中村 有光君	日本放送協会技師長
添田増太郎君	日本放送協会理事		
永田 良雄君	日本放送協会理事		
成相 善十君	日本放送協会理事		
西村 尚治君	日本放送協会理事		
山内 一郎君	日本放送協会理事		
及川 一夫君	日本放送協会理事		
鶴岡 洋君	日本放送協会理事		
原田 立君	日本放送協会理事		
山中 郁子君	日本放送協会理事		
橋本孝一郎君	日本放送協会理事		
青島 幸男君	日本放送協会理事		
平野 清君	日本放送協会理事		
唐沢俊二郎君	郵政大臣		
成川 富彦君	郵政大臣官房長		
塩谷 稔君	郵政省通信政策局長		
森島 展一君	郵政省放送行政局長		
大野 敏行君	常任委員会専門員		
森田 衛君	大蔵大臣官房参事官		
伊藤 俊夫君	文部省社会教育局長		
	文部省社会教育課長		

本日の會議に付した案件

○国政調査に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高杉勉忠君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

去る一月二十六日、福田幸弘君が委員を辞任されました。

○委員長(高杉勉忠君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りをいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高杉勉忠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高杉勉忠君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

○委員長(高杉勉忠君) 日本放送協会関係の付託案件の審査、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のうち、放送に関する事項の調査のため、日本放送協会の役員を参考人として今期国会中、必要に応じて随時出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高杉勉忠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高杉勉忠君) 次に、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。唐沢郵政大臣。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) ただいま議題となりました日本放送協会昭和六十二年度収支予算、事業計画及び資金計画の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七條第二項の規定に基づきまして、郵政大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

まず、収支予算について概略を申し上げます。

事業収支におきましては、事業収入は前年度に比べ百億七千万円増の三千五百十五億二千万円、事業支出は前年度に比べ百億七千万円増の三千五百十五億二千万円となっており、収支の均衡を保っております。

資本収支におきましては、ニューメディアの実用化のための施設の整備、老朽した放送機器の更新整備等のために建設費四百七十億円を計上し、資本支出は六百三億六千万円となっております。

資本収入は、債務償還に必要な資金の不足額を補てんするため、前年度以前から使用を繰り延べ

てきた繰越金百五十八億八千万円のうち、百億五千万円を受け入れ、これにより収支の均衡を保っております。

なお、この繰越金のうち、残り五十八億三千万円につきましては、翌年度以降にその使用を繰り延べることにいたしております。

次に、事業計画につきましては、その主なものは、あまねく全国において受信できるように、テレビジョン放送においては衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進め、ラジオ放送においては中波放送局及びFM放送局の建設を行うこと、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公正な報道と豊かな放送番組を提供すること、受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めること等となっておりますが、これらの実施に当たっては、極力業務の合理的、効率的運営を徹底することとしております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てたものであります。

郵政大臣といたしましては、これらの収支予算等について慎重に検討いたしました結果、これをおおむね適当であると認め、お手元に配付されておりますとおりの意見を付することとした次第であります。

以上のとおりであります。何とぞよろしく御審議の上、御承認のほどお願い申し上げます。
○委員長(高杉雄忠君) 次に、日本放送協会から説明を聴取いたします。川原日本放送協会会長。○参考人(川原正人君) ただいま議題となつております日本放送協会の昭和六十二年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして御説明申し上げます。

昭和六十二年度の事業運営に当たりましては、極めて厳しい財政状況にあることを十分認識し、さらに収入の確保を図り、極力業務の合理的、効率的運営を徹底するとともに、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に

努め、公共放送としての役割を果たしてまいり存であります。

次に、昭和六十二年の主な事業計画について御説明申し上げます。

まず、建設計画につきましては、引き続き衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進めることといたしております。

また、国際放送の受信改善のための設備の整備、放送番組充実のための機器の整備等を進めるほか、老朽の著しい放送設備の取りかえを実施することといたしております。

次に、事業運営計画について申し上げます。

まず、国内放送におきましては、ニュース、報道番組の充実、特別企画番組の積極的編成及び地域放送の充実など、公共放送の使命に徹し、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努めることといたしております。

また、衛星放送については、放送衛星の特性を生かした魅力ある番組を効果的に編成し、その普及の促進に努めることといたしております。

国際放送におきましては、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、国内の新送信設備による放送を全面的に開始するほか、海外中継を拡充し、受信の改善に努めることといたしております。

契約収納業務につきましては、受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、営業活動の活性化と事務の効率化を推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めることといたしております。

広報活動につきましては、協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を効果的に推進することといたしております。

調査研究につきましては、番組面において番組視聴状況等の調査を行い、また、技術面においては、ニューメディアの開発研究等放送技術の向上

に寄与する研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般にも公開することといたしております。

以上の事業計画の実施に当たりましては、経営全般にわたる業務の効率化を積極的に推進することとし、要員については、年度内二百八十人の純減を行うことといたしております。

また、給与につきましては、適正な水準を維持することといたしております。

これらの事業計画に対応する収支予算について申し上げますと、事業収支におきましては、収入総額三千五百十五億二千万円を計上し、このうち受信料収入については、三千三百四十八億四千万円を予定いたしております。これは有料契約総数において、四十三万件の増加を見込んだものであります。

また、副次収入など受信料以外の収入につきましても、極力増加を図ることといたしております。これに対しまして、支出は極力圧縮に努め、国内放送費などの事業運営費、減価償却費、支払い利息など、支出総額を三千五百十五億二千万円にとどめ、事業収支におきまして収支の均衡を図っております。

また、本年度の債務償還のための必要額百億五千万円につきましては、昭和六十一年度以前からの繰越金百五十八億八千万円の一部をもつて充て、残余の五十八億三千万円につきましては、翌年度以降にその使用を繰り延べることにいたしております。

次に、資本収支につきましては、支出において建設費四百七十億円、協会業務に関連する事業を行う法人への出資に三億円、放送債券の償還等に百三十億六千万円、総額六百三億六千万円を計上し、収入には、これらに必要な財源として前期繰越金、減価償却資金、放送債券及び借入金など、合わせて総額六百三億六千万円を計上いたしております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に基づいて、資金の需要及び調達を見

込んだものでございます。

以上、日本放送協会の昭和六十二年収支予算、事業計画等につきまして、そのあらましを申し述べましたが、今後の事業運営に当たりましては、協会の事業が視聴者の負担する受信料を基盤としていることを深く認識して、引き締まった効率的経営を目指すとともに、すぐれた放送を実施して、協会に課せられた債務の遂行に努める所存でございます。

委員各位の変わらざる御協力と御支援をお願いいたし、あわせて何とぞよろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(高杉雄忠君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○及川一夫君 NHKの六十二年収支予算、事業計画、事業運営全般について御質問させていただきます。

まず第一にお伺いしたいわけですが、この収支予算あるいは事業計画を提案される基本的な立場というふうな申し上げようか、そういう立場から御質問申し上げたいんですが、現在提起をされている内容は、六十二年度といういは単年度のものであります。しかし、過去の経過を見ますと、例えば五十八年の通信委員会では大臣意見というものが出来まして、長期的に物を見、また判断をしながら事業運営をやるべきではないかという御指摘があり、それに基づいて三カ年という大体発想法でもって事業の運営に当たられてきたということが言われているし、また五十四年にも同じような経過があって、五十五年、五十六年、五十七年、三カ年というものを展望しながら事業運営をやられたというふうな私は受けとめているわけでありませう。

ただ問題は、こういう大臣意見というものが出たことに対して文書をもって、例えば三カ年事業計画とかあるいは三カ年事業運営とか、三年を見通しをしてこの目標を立てるようなNHK自体の

具体的な計画づくりというものが行われたのか行われなかったのか。特に五十八年、大臣意見があつて、委員会でも確認をして、五十九、六十、六十一、三カ年に基づく具体的な事業計画的なものが内部的につくられたかどうか、このことについてお伺いしたいというふうに思うのであります。

なお、郵政大臣のごしも意見書が出ています。ですが、同じように「経営の長期的展望に立つて、経営効率化のための具体的方策について、更に検討を進め」ということになっているんですが、こういった意見は前もって出されているものと私は見ておりますから、六十二年度を含めた三年間ないしは四年間を展望したような事業計画ですね、こういったものを別途おつくりになるお考えがあるのかどうかですね。そのことについてお伺いしたいというふうに思います。

○参考人(林乙也君) 六十二年度の予算につきましては、五十九年から六十一年に至ります経営計画及び今後の経営計画との関連につきましての部分について、まず御説明を申し上げたいというふうに存じます。

五十九年から六十一年度の経営計画につきましては、その基本的な目標といたしまして、来るべき高度情報社会に備えての基盤整備及び業務全般にわたる効率化の徹底ということを基本的な目標に掲げまして、新しい放送サービス、放送番組等の充実、国際放送、要員の効率化、業務体制の見直しというものを実施してまいったわけでございます。

その実施の過程におきまして、現在までの実績と申しますか、六十一年度までの一応の見込みを申し上げますと、事業収入におきましては計画に対して約十九億の増、それから事業支出につきましては計画に対して百七十八億の削減というふうなことで、六十一年度の予算の計数におきましては、先ほど会長からも御説明申し上げましたように、約百五十九億の繰越金を六十二年度以降に持ち越すことができるというふうに想定いたし、六十二年度におきましては、事業収支の均衡を図る中で、

債務償還に充当すべき約百億の経費につきましてその中から充てて、約五十九億につきましては六十三年度以降にさらに繰り越すという計画といたします。また、予定を立てたわけでございます。さらに六十一年度におきましては、その決算の過程におきまして、約五十億程度さらにそれを上積みすることができないのではないかというふうなことを想定いたしておるところでございます。

六十二年度の予算編成に当たりまして、ただいま先生御指摘のように、今後の長期的な計画の策定の中で六十二年度の予算編成に当たるときであるというふうに私も考えたわけでございます。業務上の計画といたしましては、六十二年度以降の事業運営の重点施策の方向につきましては、内部的にいろいろ策定し、それを固めてまいったわけでございますけれども、財政上の収支につきましましては、六十一年度までの実績を踏まえて、受信料の点につきましても現行の受信料を引き続き継続するなど、五十九年から六十一年度までの三カ年計画の連動のもとに六十二年度の収支計画を立てるというようにいたしまして、そういうようなことから、六十二年度につきましては、財政収支上は単年度の計画ということにいたしました次第でございます。

○及川一夫君 国民わかりといいますか、素人わかりといえますか、とにかく我々自身がよく理解できるように形にしたいだかないと、せっかくの意見あるいはまた協会としての意思が国民全体に伝わらないということになるわけでして、そういう意味で言うと、例えば、例えばというよりも、大臣意見の長期的展望に立つて経営施策をやらなければいけませんよということについては、協会としてそれを受けとめるならば、概括的なものであつても、大体三年後までにはこういうこと、重点を置きながらやうていこうと、そうすると結果はこうなるんですよというふうなことがあつて、その中の六十二年度は単年度としてこういうことをやるというふうに出されてくるのが、おおむね長期計画とそれから短期計画といえますか、

当面の、当年の計画というふうには私はなるんだらうと思うんですね。

ところが、どうも過去を振り返ってみますと、五十四年度意見は出たが、確かに三年間、長期的に見ながらものをやうていこうというお答えは協会の方からあるんですけども、我々の目には、その三年計画なるものが全然映らない、出ていない。もちろんこれは委員会にかけて決議するようないのしかございせんけれども、大体協会側の意図というものはこういうことで発しているのか。そういう中での五十五年度の決算であり、あるいは五十六年度の予算であるというふうな理解をして、そしてしっかりとやらうと思ふじゃないか、

なぜこんなことを申し上げるかというと、過去を振り返ってみると、受信料の改定というものは、どうも四年に一遍ぐらいずつ受信料の改定が行われてきたわけですね。したがって、五十九年度に改定が行われたということになりますと、当然何か六十三年度に向けては料金改定という問題が出てくるやに常識的には受けとめられるんですけども、いい悪いは抜きにして、そうならそうと、一体協会の側として、今日の協会の事業の実態に即して、どこにどんな問題点があるのかというふうなことを率直に述べていただかないと、来年度に突如として出てきた形よりは、むしろ今現在からそういう問題が議論をされ問題意識が持たれると、そういう中でできるだけそうならないように協会が頑張るという、そういう図式でありたいと、こう私は思うわけですよ。ですから、中身の問題というよりも提案の仕方として、承認案件ではないけれども、大体協会としては三年間こんなこと、ひびきつきたい、そういうことを頭に描きながら、六十二年度の予算はかくかくしかじか、このころに重点を置いて要するに提起をしたんですよ、こういう形のものが実は欲しいし、またそうしていただいた方が、将来に向けて問題意識を持つにしても、ある意味では根回しの意味合いを含めて、気持ちよく協会の事情というものを理解をし

ながら、同時にまた問題点を把握しながら、我々自体も責任を持って皆さんに注文をしていくということになっていくんじゃないかと思うんですが、こういった考え方については、いけないんでしょうか。間違っているんでしょうか。

○参考人(川原正人君) 私どももできるだけ今御指摘のように長期のある種の見通し、計画を持ち、それをまたこういう国会の場でも御説明し、かつ広く受信者の方に御理解いただいて経営をするのが一番理想的だと思っております。

それで、多少復習になりますけれども、先ほど担当の役員から申し上げましたように、五十九年度のときには料金の方も新しい料金を設定させていただきたい。それで事業としてはどういうことをするためにそういう料金が必要なのかということとを、衛星放送の展開であるとか、あるいは国際放送、八俣の送信所の充実であるとか、そのほかいろいろありました。あるいは事業の効率的な運営としては、昭和六十五年までに職員の数を一万五千人まで減らしていくといいますが、一万五千人でやるような業務体制をつくり上げていくとか、いろんなことを掲げまして三年の計画を立てたわけでございます。したがって、理屈だけで申しますと、あのときの料金は、三年間でちょうど均衡をとるといふ料金を私も計画したわけなんです。理屈だけで言いますと、六十二年度からさらに事業規模を新たに展開していくためにはむしろ新しい料金でなければならぬと、理屈はそうなるわけでございますけれども、私どもとしてもこの三年間いろんな努力をいたしましたし、また外的な条件に助けられた面もいろいろありまして、六十二年度につきましては、五十九年度に改めさせていただいた料金でなお収支の均衡を図るような経営ができるという見通しもありましたことと、それからいま一つは、それでは六十三年度以降どうなるかということに対しては、残念ながら非常に私どもとしてまだ確定し得ない未確定の要素がたくさんある。自分自身でやっている仕事でございますけれども、衛星放送もいろんな

ことに精力をつぎ込んで、どこまで一普及がさせられるかという見通しがちよつとまだつきかねることもございまして、非常に身近な問題としては、つい先ごろまでソウル・オリンピックの経費等も本当に見当がつかなかった。多額なものになりそうだといい予感があったんですけれども、見通しがつかなかつた。あるいはその後には起きました売上税の問題等を含めまして、どうも支出の方が確たる見通しがつかない。

ただ、大ざっぱに見まして、私もが事業を全く縮小再生産に入るのでなければ、視聴者の要望にこたえていくためには、従来のような形を続けましても、今の料金というものは金額をふやさない限り、量としては毎年一％から一・二、三％の伸びしかたにやっても伸びが期待できないとしますと、もう債務償還を含めまして、とにかく毎年二百億円ないしはそれを上回るようなどうも赤字が少なくとも六十三年度以降は出るを得ないというところは確かでございます。これは三年なり四年なり計画を続けたら、恐らく千億を超す千数百億円の赤字がだんだんたまっていくであろう。それをためまいとすれば、事業を縮小してしまふのか、あるいはどうしても料金をやばりもう一度考えさせていたくれないかというところを考へておられますけれども、いざにしまして六十三年度以降の収入支出の点につきまして、まだ確たる見通しができませんので、単なる推計的な表だけつくりましてそれはとても経営計画というものにはならないというところを考へまして、大変私どもとしても残念なんですけれども、六十二年度につきましては現行料金をとにかく据え置いて、その範囲内で事業の収支を合わせる。もちろん新しい仕事も始めますけれども、それで可能だという見通しをつけたものだから、長期的な展望につきましてはもうしばらく御猶予をいただきたいという気持ちでいるわけでござい

かなが長期計画を立てること自体さまたま問題を含んでいることは私も百も承知なんです、だからといって、今会長がおっしゃられたような問題点があればあるほど、単年度の発想ではなしに、長期的な展望のもとにそれをどう改革をしていくか、また改善をしていくか、克服していくかという問題が私はやはり存在するように思ふわけでありまして。したがって、今後の問題にもなるのかと思ひますが、ぜひ検討していただきたいのは、次年度予算の際には、「長期」という言葉を使うからには、やはり三年ないし五年ぐらいの協会としての行き方というものを大まかで結構ですから示していただく。そういう中で六十三年度の予算というものが提起をされていく。こういうような運びにしたいと我々も大変心構えが違ってくるということになりますし、先を見て国民にもいろいろな問題を投げかけていくことができるというふうにも思ひますので、その辺を検討していただきたいということをお願い申し上げておきます。

そこで、具体的な問題に入りますが、今のことと関連をしまして、収入の要するに見通しの問題なんでありまして。確かにラジオ放送とか衛星放送あるいはまたテレビ放送全体は、人間がふえればふえるほどテレビがふえるというものでは私はないというふうにも思ひますから、現状のおおむね九〇％ぐらい世帯数に対してテレビなりラジオというものが、要するに視聴料を取って行われているという、約一〇％の差があるんですけれども、しかしもう少し根柢この問題として問題を分析し、また考へることができないだろうかどうだろうかというところは私は考へるわけであります。というのは、まずテレビなりラジオの視聴者がふえていくというのは、一応人口がふえることと、それから高齢化社会によって、生まれる人は生まれてくるけれども、死んでいく人が要するに少ないという、その現象が高齢化社会、年齢が高くなっていく、それだけ世帯数はふえていくという可能性はかなりこれはあるわけですね。

しかも今の世帯というのは、御案内のように核家族ということが世の中の常識になっていきますから、高齢化社会になればなるほど世帯の数がふえていくというふうには私は判断をするんですが、そういう判断に立ちますと、協会の収入の見通しを立てるに当たって、目標を立てるに当たって総人口、二十一世紀に向けてその中でどのぐらい一世帯数というものが生み出してくるのだろうかというふうなところについて、どうも検討をされているのかもしれませんけれども、そういった検討をした材料という、検討されていけばそういう材料が示されていないということになるし、もし検討してないということであればその辺のことについてはどうなんだろう、もう少し将来の、受信料というものを取るためには、あるいはそういったもので事業を運営するからには、目的意識的にその辺のことを、それこそ長期的に物を見ながら、まだ我々の事業は展望があるぞと、こういう示し方ができるんじゃないかという気がして私はならないわけなんです。そういう点についての協会としての御判断はいかがなものかというふうにお伺いいたします。

○参考人(松本幸夫君) 先生御指摘のように、既にテレビの普及が限界に達しているという状況の中で、これから協会の収入をどういうふうにするか、これから協会の収入をどういうふうにするかという点で考へますと、世帯の状況というものがどういうふうになつていくかというところについての展望は確かに私どもとしても持たないやうなものであろうかというふうにも思ひます。しかし、私どもの今までの仕事のやり方と申しますか、そういった展望の立て方というもののベースとしております資料は、やはり国勢調査の結果というものをどうしても基準に考へてまいらなかならぬだろうというふうにも思つております。これは五十五年の国勢調査の結果ですと、世帯の伸びといひますのは大体年平均四十五万ぐらいであらうという数字が出ております。そして、その中の単身世帯とそれから二人以上の世帯の比率も当然出てまいるわけでございます。そして私

どもとしましては、単身世帯のテレビの所有率といひのは大体どのぐらいのものなのかということの推定もいたします。そしてまた、二人以上の世帯の場合は恐らく九八％ぐらいの所有率であらうというふうな算定をいたしまして、そしてテレビの設置台数というものを、設置している世帯の数というものを推定するわけです。

で、六十年度的場合はどうかと申しますと、全体の世帯数の伸びが四十二万という数字で国勢調査の結果出ております。そしてその結果、二人以上の世帯と単身世帯の比率というものが当然出てまいるわけでございまして、単身世帯の数の数というものは非常に多くなつてきているというのが現実でございます。そういう単身世帯の状況というのについて、やはりどうしてもテレビの所有率が低くなりますので、その辺も推定いたしまして六十二年度の契約の算定もいたして次第でございます。

じゃ、二十一世紀に向かつてどうなのかということでも申しますと、私どもとしては、二十一世紀についての世帯数がどうなるのか、あるいは二人以上の世帯、単身世帯というのはどうなるのかというところは、必ずしも的確な推定値は持っていないというのが現状でございます。

○及川一夫君 時間がなくて私も具体的な資料、数字を挙げて申し上げることができないのがちよつと残念なんですけれども、私も政府の厚生省が施行する人口問題調査会の委員をやつたことが実はあるわけであります。その中で、日本の人口といひのはどがピークになるのかという議論がございまして、大変難しい話なんですが、いろいろな要素はあるけれども大体一億三千万とまり、それに向けて高齢化社会として進んでいくか、それから以降は平行でいくのか、下がるのか、それは今のところ判断できない。それは新しく生まれてくる子供たちがどういふ家族計画を持つたかということによつていひは変わつてくると、こういうあたりの議論が実はされていくわけですね。そういうものからすると、かなり世帯の数も四千万を超

えて四千五百万世帯ぐらいになるんじゃないかという意見も聞いているわけですし、また論議にも参加をした経過があるんですけれども、どちらにしても人間が見るのがテレビであり、また聞くのがラジオでありということなのであります、そういう点ではいろいろの国勢調査とか、そういうものからなされたというふうにあるんですが、人口の死亡と出生、そしてそこから割り出される世帯数というもので、そういう角度から、むしろこの収入の目標を立てる際には、私は検討が必要ではないか。大体これで行くと、おおよそ四十万前後しながら、仮に一〇〇%満たさしたとしてもおおよそ十年ぐらいでそういう市場は消えてしまふという計算になる気がするんですけれども、まだまだその収入の市場というものは、私は存在するんじゃないかという気持ちを持ちますので、その点これらのひとつ検討課題としてお考えをいただいておきたい。私もそういう立場から少し研究してみたいというふうに思いますが、よろしくお願いをしたいというふうに思うところでもあります。

さらに収入に関連をいたしましてお尋ねしたいんですが、受信契約拒否あるいは受信料の滞納者、十四万と九十九万、パーセントにして毎年三%前後ということが出ているようでありますけれども、しかも毎年欠損処理というやり方もあわせてやられている、おおよそ百億ぐらいの金額になりつつあると。これはまあ皆さんも放置してはいないでしようけれども、なかなかもって毎年度の決算を見ても、どうしてもこの三%程度は契約拒否であるとか受信料滞納者ということと存在をされている、問題の解決はできないということなんです、まあ社会悪の一つだということとで割り切つてしまえという意見になっているとは思いませんけれども、お聞きしたいのは、一体こういう滞納者とかあるいは受信契約拒否者というのとはどんな理由を持って拒否をされているのか、あるいは滞納されているのか、そういう原因についておわかりであればお知らせいただきたい

というふうに思います。

○参考人(松本幸夫君) 六十一年度上期末で滞納者の数が九十九万四千という数でございまして、契約拒否者につきましても十四万を超える数があるわけでございまして、私どもとしては、これはやはり経営の重大な課題の一つである、これをどういうふうになくしていくのかということとは重大な課題であるというふうに考えております。それについても積極的に取り組んでまいりたいと思つてはいるわけですが、今先生お尋ねの、滞納者の事由というのはいくつかあるのかという御質問でございまして、それにお答えいたしますと、面接ができないというところのために起つてくるものが多いと、それと制度、番組についての批判を持っておられる方が三十四万ぐらいの数になるかと思つて、それに受信障害あるいは航空騒音ということによつて、自分は払う意思がないということで拒否される方、それが合わせまして十二万ぐらいというのが、事由別の数として一応把握している数でございまして。

○及川一夫君 こういうことに対する協会としての現状、対応はどういうふうになっておりますか。○参考人(松本幸夫君) 滞納推移を見ますと、昭和四十年代の後半から急速に価値観の多様化といえますが、意識の多様化といえますが、そういうことも影響していると思つて、四十一年代の後半から五十年代の前半にかけて滞納者の数がふえたという経緯がございまして、そういう経緯の中で、私どもとしては五十二年に特別営業対策員というような制度もつくりまして、そして、その滞納のために対応していただくことを専門にした方々に対応していただいたという経緯がございまして、そのことによりまして、かなり滞納のふえ方に歯どめがかつたというふうにも私は思つてはいるわけでございまして。その後職員、こういう滞納者あるいは支払を拒否される方々への対応を強化するために、日曜の出動をできるだけ多くする、あるいは休日

の出動を多くする、あるいは夜間の勤務を設定するといふような形で、職員の協力も得まして積極的にそういう対応を強化したわけでございまして、その結果、五十五年から最近の経緯を見ますと、ほぼ九十九万台、決してこれは少ない数じゃないんで、さらに今後も努力してまいらなきゃならないという状況が見受けられます。

私どもとしては、これに対する対応として、これから先どうすればいいのかという点で考えますと、まず第一に非常に多いのが、面接ができないということのために滞納になつてしまふというケースが多々ございまして、何としても面接をする機会をふやす方法はどういう方法があるのかということは今積極的にそれに取り組んでいる次第でございまして。つまり、面接困難というものについてどう対応していくのか、そのためにどういう資料を、あるいはどういう情報を集めたいのか、そしてまた、具体的に対応するためにどういう時間帯でそういう方々と対応したいのか、あるいは従来は、とかく法律によつて受信料の契約が決まっていたんだから契約してほしいというふうな非常に端的な対応になる嫌いなものでございまして、そういうことと違って、やはり我々としては番組を提供するというのが放送事業者としての最大の任務でございまして、番組情報の提供というふうなこともあわせて行いまして、番組情報提供と法律を守つていただきたいという二本立てといえますが、縦横といえますが、そういうふうな形の対応策もこれから考えてまいりたいと思つて、また民間のいろいろな商品の売り込みをなさいますときに、いろいろなノーマルを民間の方々に持つておられるわけでございまして、そういうノーマルも十分勉強させていただいて、できるだけ今までのような法律によつて契約してほしいというふうな言い方、対応の仕方ではない新しい形の対応の仕方を考えて、できるだけ滞納あるいは契約拒否の縮小に努めてまいりたいというふうに考えておる次第でございまして。

○及川一夫君 大変なことですが、何と云つても受信料を取つてのラジオやあるいはまたテレビの放映ですから、公平さを欠けてはということがやはりお互い意識しなければならぬことだと思つて、したがって今後もこの問題の改善について、解決について協会の側の努力をなお一層求めておきたいというふうに思います。

次の収入に関する問題で、副次収入という項目がございまして。昨年は収入規模二十三億五千九百万というところになっておりますが、六十二年度は二十五億九千九百万、三千五百十五億の収入規模に対しては、割合として見ると一%以下の割合にしかならないわけなんです、国鉄問題でもあるいはNTT問題でも、本体の仕事ももちろん重要な、充実強化をして収入を上げなければいけないが、やっぱり副次的なものでもということとでかなり力こぶを入れている。また民間などはとりわけそういうことに力こぶを突かせるわけですね。そんなふうな考えますと、副次収入という項目を挙げている割合には、これから得る収入というのが一%以下、〇・七四%ぐらいということでは余りにも低過ぎるじゃないか、あるいは副次収入というものを設けた意味というのがあるんだらうかということをお聞きしたいんですが、協会の方はいかがお考えでしょうか。

○参考人(井上豊君) 先生御指摘のように、六十二年度に私どもが計上いたしました副次収入は二十五億九千九百万でございます。先生も御存じのとおり、副次収入は、基本的には放送法に定められました協会業務を遂行していく中で得られるものでございまして、この数年間私どもも、全体の収入に占めます比率は低うございまして、鋭意増加に努めてきた次第でございます。過去五年間といったところをとりましますと、およそ二倍近くにもなつてはいるわけでございまして、私も質の高い番組を制作いたしますと、いろいろな意味でこれが多角的な活用につながりますし、また近時ハイビジョンといったような、放送技術の開発といったようなことにつきましても、特許の

実施許諾といった観点から副次収入になるわけ
 でございます。しかし、私どもも放送法に定められ
 てございますように、基本的に営利を目的としな
 いという公的な企業体でございますので、この原
 則を踏まえながら、今後は私どもだけではなくて
 関連事業も含めましてさらに副次収入の増加に努
 力をしていきたい、こういうふう考えておるわ
 けでございます。

○及川 夫君 今の御発言の中に営利を目的としない、恐らく放送法の九条三項でしようか、の条文というものに触れられたわけですが、この条文、項目があるから、これ以上の枠を拡大するような副次収入を得ることは難しいんだというふうにおっしゃられたことになるんですか。

○参考人(井上豊君) 私どもは放送法の基本を踏まえながら、この副次収入の中を申し上げますと、先ほども一例を申し上げましたけれども、放送番組の多角的な活用でありますとか、技術協力、あるいは番組テキストの発行でございますとか、あるいはまたいろんな、放送には具体的に電波に乗せません、いろんな取材をいたしました素材がございます。こういうものを今後積極的に活用する

ことによりまして、できるだけ副次収入をふやすべく努力をしたい、こういうことでございます。

○及川一夫君 意思がはっきりいたしません、郵政省にもちよつとお伺いしたいんですけれども、確かに公営放送という立場を踏まえながら放送事業をやっていくのが本体ですから、余り余計なものに手を出すことの必要性はないというふう

に思うんですけれども、しかし一方では、放送を聞く立場の料金というもののできるだけ負担のかわらないようにという意味合いを含めてこの九条二項というものも僕は存在するんだろと思うんですね。それは九条の二項で言われていることなんです。九条三項では、今御回答がありましたように、「営利を目的としてはならない。」という、そういう意味のことが実はあるんですが、これをどういうふうに受けとめるべきなのかということですが、能動的なのか消極的なのかの私は違いに

なつていくんだらうと思うんですね。ですからもつとはつきり言うならば、「當利を目的としてはならない。」というのは、要するに日本放送協会の立場というものを踏まえて、悪質といいますが、目的意識的にすべてに手を出すような、そういうことがあつてはならないよという意味合いの精神的な強調として言われたものではないのかというふうには私は受けとめたく実はなるわけですね。なぜなら、大体事業を興こして、しかも副次収入ということを言うからには、もうけるということを抜きに副次収入を得るということとは、これはどう考えてもできない相談なんです。いろいろな事業を興こすけれども、プラス・マイナス・ゼロであつてほしいとか、マイナスでいいとか、そんなことはだれしも考えないわけで、どうしてもそれは黒字にせにやいかぬ。黒字にする場合に、一体黒という数字は、どこまでをもつて當利を目的としない数字なのかということあたりがいろいろと議論されるところだと思ふんですね。

ですから、この条文に則して今やっておられることがもう限度、これ以上のことはやるべきでなっていないというふうな協会の方はお考えになっているのか、どうなのか。同時にまた、郵政省の立場から見ても、営利を目的としないということと副次収入を上げろということとの関係ですね、これは一体どういうお考えで御指導なさっておられるのか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○参考人(林乙也君) 協会は公共放送として、「営利を目的としてはならない。」というように放送法で定められておるわけでございます。しかしながら、一切の経済行為を行つてはならないというようには私どもは認識いたしておりません。当然放送業務に関係のある業務の中で、例えば先ほども説明のありました放送番組の多角的活用、そういったことについて、一定の適切な対価を得て副次収入を上げていくということにつきましては当然許されることであらうというように考えておりますし、また、現在のニューメディア状況の進展の中で、従前のように、ただ単に放送事業は放送

番組だいを放送しておるといふことにとどまりませんで、それに関連するいろんな業務というものも新たに発生もいたしておるわけでございまして、そこらあたりにつきましましては積極的に取り組んでまいりたいというように考えております。

結論的に申しますと、公共放送としての一定の節度のもとに、しかし同時に、副次収入あるいは財源の多様化ということにつきましましては積極的に取り組んでまいりたいというように考えております。

○政府委員(森島展一君) 現在NHKが得ております副次収入、これは大半は著作権使用料というようなものでございまして、そういった性格から

して、この営利目的の禁止という規定には当たらないものでございますが、この副次収入をさらに増すということは、これは受信料収入が伸び悩む中で協会の経営基盤の安定、それから受信者の負担増を来さない、こういった点から私どもとしても副次収入の増ということにはできる限りこれが可能な道は考えなければならぬと思います。た

だ、これは当然公共的なNHKの使命、こういうものと両立する範囲というふうに考えております。ただ、副次収入が増大するに当たって、営利目的の禁止という規定が、非常に微妙なものがいろいろ出てくると思います。そういった点をどういうふうにこれから考えていくかというのは、この協会の経営のあり方という観点からも今後検討すべき課題だと、こういうふうに思っております。

なお日本の放送体制が公共放送であるNHKと民間放送、この両者で成り立っているということからしまして、この営利目的の禁止というものもその両方を分ける非常に大事な規定でございますので、そういう規定を今後どう考えるかということについては、いろいろ考えていかなければならないというふうに思っております。

○及川一夫君　ここで言う「営利を目的としてはならない」というものは具体的に言うと、これは郵政省どういうことになるんですか。例えば広告事業みたいなものはだめだという意味でずばつ

とらえていいのか。お話の中にありましたように、放送番組の多角的活用であるとか、放送番組のテキストの出版であるとか、あるいはNHKホールの外部利用の問題であるとか、要するに幾つか現在行われておるものがあるんですけども、これはもう営利目的に当たらなないと、こう言われているんですからいいんですけども、微妙であるという言葉の中に、営利を目的としないというのはい体具体的に言うとうどんなことを指すんだろうかということが疑問になるんですが、どんなことを想定されてこの法律はでき上がったのかということも含めて、お考えがあったら聞かしてほしいと思う。

○政府委員(森島展一君) 営利目的の禁止ということは、これが協会の業務について特に定められているという趣旨は、やはりこれは民間放送との対比からしても、例えば先生がお触れになりましたような広告というようなもの、こういうことをやりますと、これは営利のためということに当然なると思いますので、その辺のけじめをつけ

るといふことによつて公共放送の使命を明らかにした、こういうふうに考えておりますが、先ほど言いましたように、個々につきましては、この辺りまでは公共放送の立場からやってもいいんじゃないかということが、これから副次収入を増大しようとする出てくると思います。そういったものについて、営利禁止ということが差しさわりがあるならば、そこは考えていってもいいんじゃない

か。た何でも公共放送の使命を持つておるNHKが営利ということに手を出すということは、これはあり得ないと思いますが、これからそういう具体的な問題がいろいろ出てくると思いますので検討してまいりたい、こういうふうに思っております。

○及川一夫君　今までの質疑の中で、私から言わ

しめれば、「営利を目的としてはならない。」というのは、要すれば節度の問題というふうに、単純な言い方をすれば私は考えるべきだろうと、こう思うんです。

〔委員長退席、理事大本正吾君着席〕

政大臣、聞いていただきたいんですけれども、NTTの民営化でも、それから国鉄の民営化でも、民営化になった途端に何かサービスがよくなったというお話がばんと出てくるわけです。サービスの中にはいろいろなあるんですけども、その中には、いらつしやいませという言葉遣いの問題、ありがとうございましたという感謝の気持ちの問題、こういったことから始まって非常にサービスがよくなった、こう言われるんですよ。ところが、なぜ公共企業体のときに、いらつしやいませとか、ありがとうございましたということが言えなかったんだろうかと。別に何の法律にも抵触しないわけですね。そういうところの大きな違いが現実にあったわけですから、仕事に対してもやれるものがいっぱいあるのに、何となく法律条文文法に拘束をされて、極めて消極的になって、結果的には何もやらずに国鉄だ電電だと、まあ電電はたまたま黒字であったからよかったけれども、国鉄などはもう見るも無残な状態になってしまったんじゃないかと。こういうことが起きてきたし、また、今のような考え方でやっていますと、必ずそういう事態に協会自体も追い込まれるんじゃないかという私は気がして実はならないんですよ。ですから、無原則で何でもやつてもいいとは申し上げませんけれども、やはりこの辺は放送事業という経営をやっているんだという、経営の自主性というものをやはり大きく尊重して育て上げていくという立場でこの副次収入、副次事業のことも考えないと私はいけないんじゃないかというふうに思うものですから、しかもそれが収入に重大な影響を与える、それがまた受信料にはね返っていくというふうに考えますと、ぜひその辺のことについて、副次収入という課題ではありましたが、けれども、協会の方が思い切った事業運営ができるような保証というものを指導の面でも配慮されるべきではないか、こんなふうに思うんですが、大臣いかがですか。

○國務大臣 唐沢俊二(郎君) 今、及川先生は N T T のことから始めて N H K の経営のあり方についてお触れになったわけですが、N T T が民営化しているいろいろ事業の問題になりますと、私は原則的にこれはレッセフェールであると。ただ、アンフェアなことだと、また基幹的な電気通信事業者としての立場を利用するということはいささか問題があるかもしれないが、民営化された以上は私は原則的にはできるだけ自主性を尊重するべきだと考えておりますから、同じような意味で N H K の事業運営の刷新とか経営の健全化、これもできるだけ——できるだけというか当然のことではありますが、N H K さんで自主的にやっていただくべきであらうと考えております。

ただ、今お話ありましたように、この副次収入の問題は、営利目的禁止の規定もございますので、公共的使命と両立する範囲内で適宜判断してやっていただくのがよろしいと思っております。

○及川一夫君 ぜひ今大臣がお答えになられた意味合いをひとつか砕いていただいて、これから事業運営に生かしていただきたいというふうにお願い申し上げます。

次の問題として、効率化問題についてお伺いしたいというふうに思います。

まず、六十二年度といいますか、あるいは今後全体ということでもよろしいんですが、具体的な何か計画をお持ちでしょうか。効率化のための計画というのは何かをお持ちでしょうか。

○参考人(植田豊君) 効率化の計画でございますが、五十五年度から要員を純減するということで、六十五年度を目標にいたしまして純減千五百人、一万五千人体制ということをやつてまいりました。この三年間、五十九年度から六十一年度の各年度に純減二百人の目標を着実に実施してまいりました。六十二年度につきましては、二百八十人の純減を目標にいたして実施したいと思っております。

○及川一夫君 効率化問題については、実は私もここに、協会の方々と組織をしている日放労の機

関紙を手に入れたしているわけですが、この中に、六十一年度ということになっておりますが、効率化実施計画というものについて協会の方から組合の方に提示をされた内容が載せられています。各般にわたっているわけで、大変な努力が必要だし、また、しているんだというふうに私の体験からも実はこれを見詰めているわけです。大変御苦労なことですが、やはり公共放送の建前からいってやらなきゃならぬ問題がたくさんあるようですから、ぜひ労使間で合意をしてやっていただくようにお願いをしておきたいんですが、ただ、この機関紙を見ますと、これまでいろんな形で行政改革という意味合いを含めて努力をされてきたと、それに對して組合の方もかなりの部分で応じられてきたようなんですが、「一万五〇〇〇人体制合理化の三年目、職場の状況はすでに限界に來ている。」という、こういうまとめが一つ実はあるわけですね。しかも将来ビジョンを示さないで数のみを優先させる合理化計画になってやしないか、その辺が非常に我々としては不満なんだという意味合いのことが書かれて、いずれにしても話し合いで決めるということと対応されているわけですから、この機関紙から見るとそういうふうには私はとらんですが、今、労使関係でこの効率化問題、合理化問題、近代化問題というのはどういう事態に置かれているか、お伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(植田豊君) 効率化の実施というのは労使関係抜きには考えられないというふうに私どもは認識いたしております。これまで也十分組合と話し合い、説明をしてまいりました。今後ともこの姿勢は当然貫きます。ただ効率化につきましては、単に人減らしという位置づけでとらえておるものではないと。公共放送としての番組の質がこれによって低下するというようなことがあつてはならないというふうに思ひます。しかも高度情報化社会に向かひまして、情報の多様化あるいは質の高度化といったものがいよいよ求められておるわけでございます。したがひまして、あ

くまでも重点的に、減らすべきところは思い切つて減らしていきますけれども、ふやすべきところには思い切つてふやしていくという施策でこれまでもやってまいりましたし、今後も貫いてまいりたい。その上で、少数精鋭なおかつ活力のある体制、組織を目指してまいりたいと思つておるところでございます。

○及川一夫君　やはりこの問題では、これは会長にお伺いしたいんですが、まず効率化の目標を具体的に象徴的に掲げたのが一万五千人体制という目標だと思ふんですね。問題は、一万五千人体制というのをこれまでやつてこられた数字を整理してみますと、おおむね来年年いしは再来年ぐらいで目標に到達するような傾向でずっと来られておるわけですね。問題はその先なんですけれども、ずばり言つて一万五千人体制、今お答えがあつたように、人減らしをすることが目的じゃないと、やつぱり立派な放送番組をつくるという前提に立つてのいろんな節約とか効率化というものを図っていくんだと、こうおっしゃられておるわけですから、そういう意味では一体どこが限界なのかなと。やろうと思つたら、それは際限のないものですよ、理屈さえつけば何でもやるという方法だつてあるわけですから。しかしそうはいかない。やつぱり放送事業を守っていくには、協会として一体どこがはじめかなというところあたりが示されているかないかによつて組合側の受けとめ方というのは私は大分違うというふうに思ふんですね。ですから、私から言わしめれば、一万五千人体制でいくんだから、そこに到達をしたら、一万五千を割り切るような、すばつとまた切り込むようなことはまずないというふうに受けとめたい。

郵政大臣、首曲げておられるけれども、それは五十年先、百年先のことまで私は言っているつもりはありませんよ。しかし今、日本の経済、産業、いろんなことを加味しますと、やつぱり十年、十五年ぐらいは、その到達したところで、新しい体制というものに基づいた一つの経営方策というものを考へていく必要がある。その土台がたがたの

播さばれているのでは、なかなかもってそれに協力するにも協力しかねるという問題も出てくるわけでありまして、一万五千人体制ということでやってこられたその頭数に到達した場合、さらにそれをまた切り込んでいくというようなことが考えられるのか、それはないのか。私から言えば考えられないと思つていますが、いかがでしょうか。

○参考人(川原正人君) 結論的に申し上げれば、私は一万五千人の体制ということ、確かに御指摘のように一つの象徴的とか目標として掲げました。したがって、この一万五千人という体制ができれば一応象徴的な目標は達成するわけでございますけれども、しかし、私としては協会の業務の中身というのはほとんどどんな変化もしますし、もちろん、したがって新しい要員を必要とする要素もできますけれども、過去何十年か積み重ねてまいりました仕事のやり方は、もつと抜本的に変える必要がまだあるというふうに考えております。その意味では、一万五千人という数字を達成すればそれで効率化は終わらだというふうには考えておりません。もつとも効率化的な経営は推進していくべきものだと思つております。

○及川一夫君 生身の話でございますし、同時に労使間の問題ですから、余り私も深みに入らうという気持ちにはございませんけれども、効率化を図るのは、別に人減らしをするだけが効率化ではありませんから、いろんな仕事のやり方から含めまして、やりようによつてはいかようにも効率化が上がるという方法もたくさんあることは私も承知しているわけですが、ただ、やはり一万五千名体制、そうしなければ受信料の問題、放送事業のあり方を含め、いろんな問題が国民の目からあるということも意識されて、とにかく労使で対応されていることだけは、またそのことを理解するからこそ、また組合も話し合いでお決めることになる。そのバックボーンは、一万五千名体制ということがやはり私はかなり念頭にあつてのものだと思つてですね。

しかもこれは生きた人間ですから、だからそういう生きた人間というものを相手取って、とにかくこれまでいろんな意味での効率を上げられてこられた。恐らくこれまで上げた効率の額の少なくとも四〇%から五〇%近くは、人件費を切り詰めることによつて私は生み出されたものではないのか、大変な協力ではないかというふうに思つております。

ですから、そういう意味で、会長は要員の問題も含めて、頭数の問題含めて際限がないようなお話をされておられるわけですが、効率化はこれで終わらない、それはそうでしょう。しかし、だからといって、それは要員だけに集中するようなものではないかと思つております。ぜひこの辺のことについては十分配慮して対応されるべきじゃないかというふうに思つておられることを申し上げます。

それと同時に、郵政省の方に一つ伺ひしておきたいんですが、先ほどの九条三項あるいは二項の関連で、規制を少し緩和しようじゃないか、こういうお話をちらつとお伺ひするんですが、九条二項、三項について規制緩和のための条文改正といひますが、あるいは条文でなくとも政令でもつて対応されるというふうなことをお聞きするんですが、そういう事実はあるかないかということと同時に、また、これはどちらにお聞きしたいのかわかりませんが、報道関係ですね、これについて、この際ずばり言えば、民間に移そうじゃないか、こういうお話をされている、そんなことを目的意識に持ちながら、条文改正ではないが政令等でやられる、お考えになつておられるというふうなことを聞いておりますので、これはなければいけないんですけれども、郵政省にそのことについてちょっと伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(森島展一君) 先生たたいまおっしゃいましたことは、NHKの出資範囲の拡大というふうなことに関連しての御質問かと思ひますが、NHKの出資範囲につきましては放送法の第九条

の三で決められておりまして、これは昭和五十七年の放送法改正によりまして、NHKが持つておりますノウハウの活用とか業務の円滑化といった観点で、NHKの業務に密接に関連する政令で定める事業に出資が可能ということになつたわけでございます。

そこで、この出資の範囲については、先ほどの副次収入等の増大といったようなこともございまして、拡大することによつてNHKの事業がそういう出資先等の関係からしてやりやすくなる、こういうことについて、拡大すべきものはそれなりの政令の手当ても必要であらうと思ひまして、今検討中でございます。

○及川一夫君 もう一つ、報道の方は。

○参考人(川原正人君) 私どもとしてもより合理的で効率的な経営を進めていくためには、法律その他規則による規制というものはできるだけ緩和していただいて、自由に経営ができるようにしていただきたいと、一般的にそう思つております。しかしその中で、報道を何か協会から切り離して民営化するというようなことは私ども全く考えておりません。

ただ、先ほど来の合理的、効率的な経営ということの中で、協会が少なくとも報道に限らず、あらゆる番組の編集上の責任と権限といひますが、それはしっかりと協会が担うべきものと思つております。いろいろな業務の中には、やはり関連の事業として別の形態でもつて運営した方がより合理的、効率的にできるというものもございまして、たまたま今、新しいニュースセンターという設備をかかなりの投資もいたしまして、つくつて最中でございますけれども、これの完成にあわせましては、やはりニュースを取材し、編集し、放送していく中の仕事について、より効率的、合理的な経営があり得るならば、それは十分に検討すべきだと思つております。

○及川一夫君 放送自体にかかわる取材そのものも、もう十年前、十五年前から見たら大変な変わり方でありまして、そういう点でいろんな工

夫が必要であらうということとは理解いたしますけれども、NHKにとつて報道部とか報道担当というのはいまうそれこそ生命そのものだと思つておりますし、それがいないNHKなんというのは余り私は考えられないんじゃないか、こういう感想を持つておりますから、ぜひそういうことを含めて対応されるようお願いしておきます。

次の問題に移ります。余り深みに入つて話をするつもりはないんですが、売上税がいろいろ議論になつていくわけですが、今回の予算には、これを意識されて数字が提案されているのかどうかということについて伺ひしておきます。

○参考人(井上豊君) 先ごろ提出をされておりますこの法案によりまして、NHKは非課税法人として規定をされておまして、収入の大宗を占めます受信料につきましては売上税の影響はないわけでございますけれども、来年の一月以降ということではこの税法が実施されますと、NHKがいろいろ物を買う、あるいは施設を調達するといったような意味で間接的に売上税が含まれることになるわけでございます。NHKといたしましては相当の経費がふえるわけでございます。こういう売上税を前提にいたしまして、この影響額につきまして、一層の経営努力によりまして、これを予算の中で吸収するというところで六十二年の予算を編成したわけでございます。

○及川一夫君 平年度で六十億という話をちらちら聞くんだけれども、その六十億というのは大体どんな計算をされるんでしょうか。

○参考人(井上豊君) この六十二年の今御提案申し上げております予算の中で、協会が事業運営あるいはその建設費等で予定をしております額が三千五百五十億あるわけでございます。これはまだ不確定部分があるわけでございますけれども、私どもが把握しております課税されないであろう、こう考えられるものが二千三百三十億程度でございますので、これはあくまでも試算でございますけれども、課税の対象額が千二百二十億程度になるのではないかと、こういうふうに見ているわけ

でございます。これに単純に五％といったものを割り掛けますと、平年度で六十億の影響が出るであろう、こういうふうな推測をしているわけでございます。

〔理事大木正吾君退席、委員長着席〕

○及川一夫君 具体的な例を余り引いてはいけな
いのかもしれませんが、理解をするためにちよつ
とお聞きしておきたいんですが、協会で事業につ
いて委託をしているものがございますね、会社。
例えばエンタープライズであるとか、キャプテン
サービスであるとか、幾つかの関連企業的なもの
が存在されているんですが、こういったところに
委託をするものには売上税はかからない、こうい
う認識ですか。

○参考人(井上豊君) 先生御指摘のように、私ど
もNHKの関連事業を含めましていろんな業務を
委託しているわけでございますけれども、この委
託先にも財団法人といったようなものもございま
す。そのことが直ちに収益事業であるかどうかと
いったようなことも判断する必要があるわけでご
ざいまして、そういう部分を除きましては私ども
は売上税がかかるであろう、こういうふうに見て
いるわけでございます。

○及川一夫君 先ほどの説明によると、建設費と
いうことになっているんですが、そうすると、先
ほどの六十億というふうに言われる数字の中には
こういったものは入っていない、こういうふうな理
解してよろしいですか。

○参考人(井上豊君) 一応この財団法人のいわゆ
る非営利の業務についてはかからないであろう、
こういうふうな考えましたけれども、その余の部
分につきましては、これはあくまでも推計でござ
いますけれども、六十億の中にはその余の部分に
ついては入っております。

○及川一夫君 売上税はこの程度にしたいという
ふうに思いますが、いずれにしても協会にとつて
は、推計ではありますが、六十億という数字は決
して小さくない数字ではないか。とりわけ次年度、
六十三年度に向けて、さまざまな問題を抱えての

六十二年ということになりますから、その上にさ
らに売上税によって支出増になるということにつ
いては大変な事態だなあと認識を私は持ちま
す。そういった点でどういう態度をとれとは言
いませんけれども、十分この辺のことについては配
慮されていくべきではないかということだけを申
し上げて、次の質問に移ります。

次の問題は、衛星放送の問題についてござい
ます。

まず第一に、a、bの衛星についての現状につ
いてお伺いしたい。

経過的には中継器の故障、あるいは制御装置の
故障で予備機を使用しているというそのまゝの形
になっていると思うし、そういう形ながらも試験
放送を何か試みられているというふうにお伺い
いたしますので、現状について少しお伺いしたい
と思います。

○参考人(中村有光君) お答えいたします。

現在、衛星の二チャンネルの放送は六十一年二
月に打ち上げましたBS2bから行っておりま
す。現在安定に動作しております。前に打ち上げ
ましたBS2aは一チャンネルでございますけれ
ども、その予備という形で待機の状態にござい
ます。

○及川一夫君 試験実施ということ、これは事
実でございますか。本実施に向けての、放送を本
実施するという前提に立つての試験をやられてい
るという……

○参考人(中村有光君) 試験放送という形の電波
を出しているわけでございます。

○及川一夫君 そうすると、この衛星を使って、
新しい立場に立つて本放送というものが行われ
るんではないか、本実施を行うんではないか、大体
いつそういったものは行われるという見通しです
か。

○参考人(林乙也君) ただいまもお話ございまし
たように、六十一年の二月に打ち上げられました
BS2bは、二チャンネルによる放送が正常にで
きるといような状況でございます、昨年の十

二月から二チャンネルによります試験放送として
の放送を行っております。今後の本放送化につ
きましての予定でございますけれども、本放送とい
うことにいたしましたならば、私どもとしてはこ
れを再び引き返すことはできないというふうに考
えておるわけでございます。やはり本放送化い
たしますためには衛星の信頼性の十全な確認と、
いま一つはBS3への放送の継続性というものを
十分確認した上で決定をいたさなければならな
いというふうに考えておまして、現在の時点では、
いまだに試験放送としての運営をいたさなけ
ればならぬであろうというふうに考えておりま
す。

○及川一夫君 お話はよくわかるんですが、それ
も、ただ、衛星は五年間が寿命という前提で打ち
上げられてきたということになるわけで、当然そ
の五年間のうちに投資をしただけのものはペイを
するという考え方はないかと、こう私は思いま
すわな。

そうしますと、今おっしゃられたように、慎重
なことは結構なんだけれども、一たんサービスを
始めたらやめられないということもそれはもう当
然のことなんです、じゃその五年間という寿命
の問題と本放送を始めるということの関係で、今
あなたが答えになった程度で終始していったら
一体どういうことになるんだらうというふうにし
るんですが、やはり目的意識を持って試験放送と
いうものをやられるというのが普通だと思われ
ますが、その試験放送はどこまでやって、したがつ
てそこで総括をして、少なくとも何年何月には本
放送を始めたいものだ、そこに向けてというも
のがなければ私はちょっとおかしいんじゃないか
と思ふんですが。

○参考人(林乙也君) 試験放送の性格にかかろう
かというふうな思っておりますが、実験放送とい
うことでございまして、これはただ単に電
波を発射して、それが受信可能かどうかというこ
との実験でございまして、試験放送という
ものの性格は、ただ単に技術的なそういう試験

のみにとどまりませんで、いわゆる番組の一般公
衆による受信とその反響と申しますか、今後の事
業の展望というふうなことにしてもいろいろ調
査、あるいは確認していくという任務を持ってお
る性格のものであるというふうに考えておりま
す。当然御指摘のように、相当の経費を投じま
して製作、打ち上げました衛星につきましては、
早急にサービスの面で利用者の方に還元してい
まなければならぬわけでございます。難視聴
の状況につきましても、現在の時点におきまして
はほぼ大体十程度の世帯ではなからうかとはい
えない、非常に受信性能も向上してまいつており
ますことを考えました場合に、NHKといたしま
しては、放送番組の面で魅力ある番組というもの
を提供しながらその普及を図っていくというこ
とでございます。そういうような性格のものとい
たしまして試験放送というものを運営し、それでそ
の最終的な確認の上に立ちまして本放送化とい
うものを考えてまいりたいというふうに考えてお
る次第でございます。

○及川一夫君 手ではよろしいんですが、それ
なら逆の聞き方しますが、試験放送はいつまでお
やりになるんですか。

○参考人(林乙也君) この点につきましてはただ
いまも御説明申しましたように、いましばらく信
頼性あるいは継続性、それから放送番組に対しま
すところの視聴者の反響等々というものをにらみ
ながら総合的に考えて決定してまいりたいとい
うふうに考えておまして、今いつからいつまでと
いうように直ちに答えできないことをお許しい
ただきたいと思ひます。

○及川一夫君 そうしますと、NHKの中にこの
衛星放送問題をめぐっての検討委員会が設置され
ているやにお聞きするんですが、この検討委員会
ではどんなことを御議論になっているんでしょ
うか。

○参考人(林乙也君) NHKといたしましては、
今後の衛星放送事業の長期展望を確立する中で、
ただ単に部内におきます検討にとどまらず、部外

御理解がいただけないかと思ひますので申し上げたいと思ひます。

この交渉を始めましたのは、昨年の八月に第一回を行いました。その際に韓国側は、今度のソウル・オリンピックは、ソビエト、アメリカ両大國を初めとして全世界が参加する久しぶりの大会であるということが第一点。第二点は、日韓両國は地理的、歴史的、また政治、経済面でも特別の關係にある。さらに三番目には時差がございませぬ。時差がないために非常に有利であるということでございます。また視聴者にもそれが喜んでいただける時間であるということでございます。四番目に、日本のGNPはアメリカの約三分の一でございます。今や世界の第二の經濟大國になった日本は、アメリカNBCの三分の一を負担してしかるべきである。我々との交渉が始まる前に、ソウル・オリンピック組織委員會はNBCと協議をいたしまして、三億ドル以上の妥結額を果したわけでございます。そこで、我々に対して一億ドルを提示してきたわけでございます。

これに対して日本側は、これまでのオリンピックの放送権料の経緯から、アメリカの放送権料の八%を超えないということが大前提であるという主張をいたしました。二番目に、円高・ドル安というのは単に日米間の問題であつて、世界的に見て放送権料はドル建てで支払われるわけでございます。この問題については關係がないと。さらに三番目に、NHKの受信料は頭打ちになつておりますし、民放もほとんど収入の伸びが期待できない状況の中で、ジャパン・プールとしては財政的に大変苦しい状況にあるので、我々としては八%を超えない金額を要望したわけでございます。

その後数回にわたりました交渉いたしました。韓国側は、十一月の時点で八千万ドルまで譲歩してまいりました。しかし、私どもとしては到底これを受け入れる額ではございませぬでしたので拒否して、その後何回かの交渉をいたしました結果、これ以上交渉を長引かせても、これは日本

と交渉が妥結した後ヨーロッパその他の各國、各地域と交渉するわけでございますので、韓国側はついに最初に要求してございました一億ドルを半額の五千万ドルプラス技術提供ということで折れたわけでございます。もちろん私どもとしては、最初に申し上げましたように決して安い金額ではないという認識を持っておりましたが、これ以上頑張つても、放送しないということにするか、あるいはこの金額で妥結するかというような二者択一の状況でございますので、私どもとしては合意をしたわけでございます。

○及川一夫君 わかりました。

それで、アメリカそれから西欧ですが、それぞれ放送権料が違ふんですが、この違う根拠はどういうことでしょうか。例えば人口数とか國の面積とか、何かそんなことを考えられて放送権料というものが違ふんでしょうか。

○参考人(尾西清重君) 私どもが聞いております限りでは、基本的には受信機の台数であるということでございますが、そのほか先生の言われましたように、人口ですとかあるいは過去の経緯でございますとか、そういうものがあるかと思ひます。

○及川一夫君 それじゃこの問題の最後に今度は国内における負担ですが、恐らく民放も同じように放映されると思ふんですが、負担割合といたしまして、聞くとところによるとNHKが八五で、それでは民放は一五ということになっておるんですが、それが事実かどうかということと、同時にソウル・オリンピック問題で会長が記者会見が何かされた折というふうな聞いておるんですが、それと、もう少し民放の方もこの御発言があつたというふうな思ふんですが、私もそう思ふわけですか。その辺のことについてお伺いしておきます。

○参考人(尾西清重君) 先生の言われました八五対一五ではございませぬで、八六・七対一三・三でございます。これはロサンゼルス・オリンピック大会のときの負担比率でございます。

今回は、私どもとしては、記者会見で会長が申し上げましたように、もつと民放に負担をせめてもらいたい、しかしこれから交渉を始めるわけでございますので、今のところまだ具体的に、相手方もあることとございませぬので申し上げるわけにはいかないかと思ひます。

○及川一夫君 ぜひ郵政省の方でも考えていただきたいというふうな実は思ふんですが、どうも政府がかかわつてゐる事業といふんですが、そういうものと民間の關係で何となく競争みたいな形になりますと、どうしても設備とかそういうものに對する負担は何となく政府の側が大きくて、それで民間の方は少なくてというような形のもの。現実にはこれは事実だろうと思ふんですが、NHKに對する新規参入の問題でも、新しい会社が新しい設備をつくる、新しい会社が設備をするんですから当然その会社が負担するのは当たり前というふうな常識を持つてゐるんですが、何となくその半分をNHKも払うべきじゃないかという意見が出たとか出ないとか、そんなことを聞いていると、一体民間活力とかいろいろなことを言われる人だけれども、どういう意味を持つてゐるのかというふうなことに私はなつてくるように思ふんですが、ですから、何もかも平等にというふうな感じがらめには言うつもりはありませぬけれども、やはり協会なら協会の経営の事情というのもあるんでしようから、その辺のことについてはかなり話し合つて、応分の負担をし合うということではなければ私はいけないんじゃないかという気がしてしようがない、そういうことについてぜひ御検討いただくようお願いを申し上げます。

最後になつて恐縮でございますが、番組の向上という課題について、ちよつと文部省、それから郵政省にお伺いをしたいというふうな思つております。

まず、日本PTA全国協議会から文部省なり郵政省の方に番組の向上ということで陳情があつた

というふうな聞いてゐるんですが、それは現実にございませぬか。

○政府委員(森島展一君) 先生おっしゃいますとおり、昨年十二月にPTA全国協議会から、番組制作者及び放送事業者に対して、番組向上についての指導の強化をしてほしい等の陳情を受けております。

○説明員(伊藤俊夫君) 文部省でも同様に陳情を受けております。

○及川一夫君 通信委員も同様陳情を受けたというふうにこれはなるんだろうと思ふんですが、通信委員というところで、私の部屋にもこの陳情書が配られました。これは子供の教育の問題ということ意識して出された問題だといふふうに思ふんですが、それだけでも、この陳情書の扱いについて文部省なり郵政省はどうされてゐるんでしょうか。

○説明員(伊藤俊夫君) 感受性の強い青少年にマスコミの性描写等の情報が大変教育上悪い影響を与えてゐる、こういうことにつきましては私どもも憂慮しておるところでございます。ただ、この問題につきましては表現の自由という極めて難しい問題がある、こういうふうな認識しております。その意味で、質の向上につきましてはマスコミ關係者の自主的な努力にまづところが一義的である、こういうふうな考えております。しかし、子供の教育の問題でございますので、青少年の健全育成のために親や社会の人がさらに強い関心を持つていただきたい、こういうふうな考えです。

文部省としまして、特に学校教育と社会教育と家庭教育を結ぶかけ橋であるPTAの活動に強い期待を持っておりますので、六十二年度予算におきましては、教育環境の浄化について、さらにPTAがいろいろな活動をしていただくような補助金を新たに計上してみたい、こういうふうな考えておるところでございます。

○及川一夫君 日本PTA全国協議会で千六百六十名にモニターをして、有効回答者が八百四十六、七三%の有効回答率ということでは実は挙げられてゐるわけですが、幸ひNHKの場合には、

好ましいテレビ番組の方にたくさん書いてありますから、ここで別に問題はないんですけれども、この好ましくないテレビ番組という方に非常に民放が実は多いとされているわけですね。これは文部省の方、見られたことがありますか、この五番目まで「オレたちひょうきん族」とか「タケコネン」とか、「夏・体験物語」、「加トちゃんケンちゃん」、「スケバン刑事」なんというのがあるんです。これは大体五つ、最も悪いとされているわけなんです。たまたま私は、この「スケバン刑事」というのをちらっと見たことがあるわけですね。大体十四歳、十五歳、十六歳ぐらいの女の子が刑事ということなんでしょうが、しかし、かなり不良がかった言葉の交わり方から、暴力シーンも多いし、女の子がこんなことを本当にやっているのかなと思って、だから一作者さんだろと思うて見たら、漫画が要するに土台になっているわけですね。漫画をドラマ化したということになるわけですから、かなり現実離れしているというか、現実には存在しないことが多いんじゃないかなという、いわばドラマになっているわけなんです。

ですから、これなどはこのまま放置していいのかどうかと思つておつたところが、やはりPTAというところが問題にしておりますので、この辺は確かに言われるとおり、表現の自由とか言論の自由という問題がありますから、画一的にどうのこうのということにはなりませんけれども、やはり民放なら民放、またこういうった挙げられているところとPTAが話し合うなどの措置を講ずるとか、何か手を打つて番組の向上ということを意識していただかないと私はいけません。いや、陳情され放しというのはやはり問題だといふふに考えますので、郵政省は一応監督官庁というふうになつておりますし、文部省は教育の問題を持つておられるわけですから、表現の自由や言論の自由にわたらない範囲で何かひとつ対策を講ずる手はないかということについて、私も考えたいと思いますが、ぜひ御考慮をお願いしたい

というふうに思います。

以上をもつて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○大木正吉君 大臣がお答えになりたいというように様子でございましてけれども、ちょっと番組に絡みまして及川さんが今最後に質問をした問題、意見を含めた問題に絡んで、関連して申し上げさせてもらいますが、非常にいい番組の傾向というのも私たちが自身も見ていますし、特に三チャンネル、教育番組ですけれども、たまにひねつてみますと、割合に何といひますか体育関係でございまして、割合にスポーツですね、その他体育関係等々含めまして、質的な要素として非常に三チャンネルよくなっている感じがしているわけですね。ですから、NHKのニュースあるいはドラマでも余り大したことない場合には、私の場合にはむしろ教育番組の方に切りかえて見ているわけ、この辺については恐らく番組編成会議でも議論があつたかもしれませんが、非常にNHKのやり方について注目をし、同時にまた尊敬しているところなんでもあります。

それから同時に、ちょっとこれ言にくい話なんです、NHKというものはやっぱり信頼度抜群でございまして、ニュースソースはしっかりとて、これは特に国際放送等にも絡む問題も若干ありました。それから、そういったことについては十分に御注意願いたいし、同時に、名前出していいかわかりませんが、芸能人の方々が、裏から言え、やぐざの方が関連している、そういったことも二、三ございましてですね。ですから、いい面と悪い面と両方申し上げていくわけですけれども、そういったことに絡んで、番組問題しばらくこの委員会でも議論しておりますので、きょうはいいいですけれども、今度何かあった際に、番組編成会議のメンバーとか回数とか、あるいはどういふふうにして番組編成について御苦勞をなすつていくかについて資料等がございまして、ぜひ出していただきたいし、同時に大臣、

会長等の御見解がございましたら、及川質問とも関連いたしまして一言伺いたい、こう考えております。

○参考人(川原正人君) 番組審議会のメンバーとか回数とか、そのような資料は私どもいかにうにも用意いたしますし、あるいは民放のことを含めてであれば、私ども民放連とも連絡がございまして、もし民放当局の方が支障がなければそのようなお取り継ぎもできると思います。

それから、及川委員の御質問に関連してでございますけれども、いろいろNHKの番組も含めまして、今のテレビの番組のあり方について、これは、この一兩年特に厳しい御批判があることは私もよく承知しておりますし、それから私どもの中でも常に反省をしなければならぬ点がありますし、それからNHKにおきまして、先般ニュースの報道等について重大な誤報のようなことをいたしました大変申しわけなかつたと思つております。これも十分内部には反省をいたしております。ただ、番組のあり方につきましてもいろいろの御意見ちょうだいいたしておりますけれども、これはあくまで放送事業者がみずからいろいろな御意見を聞いて反省すべき点を反省するというのがもう大原則だろうと思つてます。もちろんいろいろな団体等が政府関係の機関にもいろいろな書類等をお出しになつておられることを、私それはとやかく言うつもりはありませんけれども、あくまで放送番組というのは放送事業者がみずからの判断で反省すべき点は反省し、よりよい番組を考えていきたい。特にテレビの影響が非常に今の社会において大きいことは十分わかつてはおりますので、ますます、その点は放送事業者が自分で考えていくべき問題だろうと思つてます。

やや蛇足でございますけれども、先回でしたか先々回でしたか、当委員会におきましてかなり厳しい御批判がありました後、私は実は民放連の責任者に対して、こういう席には民放の方の出になる機会はないのですから、こういう御議論があつたぞということを伝えまして、そしてお互

いにひとつこういう御意見があることを十分考えて番組のあり方を考えようじゃないかということも伝えてございます。必要ならば、またきょうのお話私の責任において民放関係者にもお伝えいたします。

○国務大臣(唐沢俊二君) ただいま及川先生、大木先生が番組の問題を取り上げになりました。私もこれは大変重要な問題だと思つております。今、川原会長も言われましたように、放送の持つ社会的な役割、影響というものは非常に大きい。特に青少年の人間形成に与える影響力の大きさを考えますと、放送事業者の皆さんの責任は非常に大きいと思つております。しかし、一方において、番組編集自由の原則もございまして、これは放送事業者の方に自主規制によつて適正化を図つていただきたい。

ところで、今及川先生言われましたように、私も日本PTA全国協議会につくられましたアンケートと要望書をいただいております。私はときどきいろいろ民放の皆様ともお話をしますもので、そのときにはこういう陳情があつたということを申し上げまして、放送番組の充実、向上にお努めいただくように要望いたしております。しかし、いつも誤解のないように申し上げておきますが、私は憲法第二十一条、放送法第三条、表現の自由、言論の自由を最も尊重しなければならぬ、議員として最も自由で民主的な立場に立たなければならぬので、その点は厳に注意をいたしておる次第でございます。

先ほど及川先生がワーストファイブを挙げられましたので、私の方から、ベストファイブがそのときございましたので、これは、「まんが日本昔ばなし」、「わくわく動物ランド」、「中学生日記」、「なるほどザ・ワールド」、それから「愛少女ポリアンナ物語」ですか、こういうのがベストファイブで挙がつておりました。

いずれにいたしましても、この問題は結局、放送番組審議会が非常に重要な役割を果たされるわけでございますので、その機能の活性化が大変重要

ではないかと、このように考えております。またいろいろ御意見がありましたら、貴重な御意見、御意見をぜひ拝聴させていただきたいと思っております。

○大木正吾君 最後のことで意見なり質問になりますけれども、端的に申し上げて、ことし六十二年ですね、予算が出ましたけれども、来年の三月のこの委員会では、料金問題等の議論が当然出てくるやに心配いたしておりました、私たちがこれ通信委員会でも何回かこの議論してまいりましたけれども、ずっと資料拝見いたしますと、節約関係、受信料収入関係から部外収入と見ていって、もうこれ以上とにかく入ってくる場所がないという感じが、目いっぱい努力ということよくわかるんですが、ただ、さつき及川委員もちょっと指摘をされておりましたけれども、例えば新しい放送衛星時代に入りまして、そういった時代との関係で当然番組なり画面なり、あるいはいろいろな新しいものの開拓もされるでしょうから、そういったことに対して、NHK御自身は設備の費用等を相当かけているわけですから、そういうものに対しては結局、百万ぐらいの視聴者がそういうことを望んでいるとかという話等の資料もございまして、ハイビジョンなりワイド番組なりそういった新しいもの等をやる場合には、当然設備が必要とすれば、そういったことも含めて、今後のNHKの料金体系等を含めた経営のあり方、こういった問題について恐らく私はことしじゅうには相当検討されてしかるべきだろう、こう考えているんですが、その辺会長、今後の方向について、今言にくいかもしれませんが、何かが感想があったらお聞かせいただけませんか。また、大臣からもお聞かせいただけませんか。

○参考人(川原正人君) 御指摘のとおり、私どもとしては現行の料金で六十二年度予算までは編成をいたしました。しかし、これから先の見通しを幾つか部内では検討しておりますけれども、どのようにいたしても収入の増加の方は、それほど大きなものはもう期待できない。受信料の方

も新しい営業のあり方を今抜本的に議論をいたしまして、かなり思い切った新しい受信料の契約、あるいは収納の体制を切りかえようと考えておりますけれども、それにしても日本における世帯の増加というものがもう一%そこそこという状態にも来ております。むしろ割っていると思えます、あの国勢調査なんかでは。その中で私ども努力いたしても、一とか二とかいう数字しかも期待できないと思うんです。そのような状況の中でやはり必要な経費を賄っていく、また協会の使命を十分に果たしていくためには、どう考えても六十三年度あたりから、単年度とりまして二百億円、あるいはそれを上回るぐらいの赤字が出るを得ない。いろいろな未確定の要素があるんです、そこでちょっと詰め切れないでござい

ます。ですから通常の企業、あるいは事業体の経営であれば当然六十三年度からは収入の方を見直して、料金の方も見直しをしなければならぬ状態でございます。そこを余り借金、借金で重荷をいくことは非常に後になって大きな負債を残すし、逆にそれを一気に取り戻そうとすると、また受信者に非常に大きな御負担がある時点からお願いしなかならぬということにもなりますので、経済合理性という点から言えば、もう六十三年度あたりが一つの転換点にあるということはそのとおりでございます。

ただ先ほど申し上げましたけれども、まだまだちょっと未確定な要素がいろいろございまして、私どもの経営努力の方も、なおもう少しできるところはとことん努力をしてみたいというふうにも考えております。その辺のことにつきましては、もう少し時間をちょうだいしたいというのが今の心境でございます。

○国務大臣(高橋次郎君) 「ハイビジョン等のニューメディアについて、NHKがどこまで実施するかはNHKのあり方と密接に関連する問題であるので、慎重に検討。」いたしたい。

「仮にNHKがハイビジョン等のニューメディアを実施するとしても、それに要する費用は、安

易に受信料の改定に頼るべきでなく、第一に経営の効率化を徹底すべき。」であります。

「こうしたことも含めて、郵政省として、経営の長期的展望に立って、経営効率化のための具体的方策について、更に検討するよう意見書で指摘したところ。」であるというのが郵政省の公式の意見のようであります。

しかし、先見の明がおりになる大木先生が言われたことは、このような転換期に立って、いよいよハイビジョンも実用化されるニューメディアの時代であるということで、受信料のあり方を含めて、NHKの経営のあり方全般をやっぱり見直すべきではないかという非常な御高見をいただきまして、私もそのとおりだと思っております。賢明な川原会長初めNHKでも十分そういう点は認識せられておられておまして、その御検討を期待しております。

○大木正吾君 終わります。

○委員長(高杉雄忠君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時より再開することとし、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時二分開会

○委員長(高杉雄忠君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹山裕君 理事の竹山裕であります。

さきの日曜日、三月二十二日はちょうど放送記念日ということで、連休もありまして、二十日にはNHKのホールで放送記念の式典が行われ、私も伺いました。我が国の放送文化の向上に寄与した皆さん、あるいはNHKに長年勤務され、各分野での顕著なお働きがあった皆さんの表彰ということで、今さらながらあした皆さん

方が我が公共放送であるNHKを支えているんだという思いを新たにされたわけでありまして、私は実はちよつとおくれてまいりましたので、ロビーの百十インチのハイビジョン、あの画面で式典の模様の録画を拝見いたしました。むしろその場にいるよりは、小林桂樹さんなどのアップがあの鮮明な画面で大変な臨場感以上の迫力で迫ってきました、NHK技術の質の高さということに敬服いたしました。

経営といいますと、特に物、金、そして人という三つを言われるわけですが、マスメディア志向の若者にとつては、特にNHKは大変な熱望の分野といえますが、若者にとつては大きなターゲットでもあるわけですが、今日までそういう中で大変優秀な人材を確保し、そして養成をしてこられた。こゝへ来て大きな変化はないとはいながら、国際化、多様化、あるいは個性化などと言われる中で、NHKにおいてもいろいろ公共放送としてのお立場の御苦労もいろいろある。しかし、やっぱり何と云ってもこの高度情報社会、日々新たな分野に置かれる皆さん方、人材養成、確保という点では会長初めトップの皆さん方の御苦労といえますが、大きな指針もあらうかと思ひますが、まずその辺についてお話を伺いたいと思ひます。

○参考人(植田豊君) 先生御指摘のとおり、特に公共放送である私どもにとりましては、人材が非常に重要なポイントであります。特に進展する社会状況の中で、NHKの使命、責任を全うするために人材は何よりの財産でございます。したがって、先生御指摘のように、新たな優秀な人材の確保ということに大きな努力をしておるところでございます。そのため毎年全国的に広く人材を採用するようにいたしております。意識的に地方大学からも積極的に人材を探してまいっております。多才な人材を確保したいと思っております。また、人材の育成のための基礎訓練、研修にも力を入れております。毎年戦種ごとに、放送の場

合には専門職の専門性というものがそれぞれの仕事にかなり高度なものが要求されます。専門性に応じましてきめ細かい研修を行っておるところでございます。

○竹山裕君 大変な御苦労であろうし、また養成をした人たちの定着という問題、この辺も大いに意を配していつて、より一層の充実をお願いしたいわけでありませう。

それでは予算の方に入らせていただきますが、今回、五十九年度の受信料の改定から三年間の経営計画の策定の中の終わりが来ているわけでありませう。六十二年の予算資料によりませうと、計画ではこの三年間で収支均衡となつておりませうが、実際には六十一年度末で百五十九億円の繰り越しを見込んであるわけでありませう。そこで現時点において、NHKとしてこの三年間の経営計画の成果をどのように評価されているか、また経営の現状をどのように見ているかという点について伺いをいたします。

○参考人(林也也君) 昭和五十九年から六十一年度の経営計画におきまして、協会といたしましては、来るべき高度情報社会に備えての基盤整備及び業務全般にわたる効率化の徹底ということを基本的な目標に掲げて推進してまいつたところでございませう。五十九年度の料金改定に当たりまして、財政面におきましては、三カ年の経営計画を策定いたして、この三カ年間の収支均衡ということを前提として取り組んでまいつたわけでございませう。

五十九年から六十一年度までの事業収入におきましては、経営計画におきまして一兆四百四十一億円に對しまして六十一年度、現在なお予算執行中でございませうけれども、一応年度末の見込みを想定いたしますと、この三カ年間で一兆六百六十億、約十九億の収入の計画を上回る達成ということを一応現在の時点で見込んでおるところでございませう。また、事業支出におきましては、三カ年間で九千八百七十億に對しまして九千六百九十二億の実績という見込みでございまして、経費面におきましては、事業支出におきまして百七十八億円の

削減ということでございます。

そうしたことから、債務充実に充てます、資本支出充実に充てます資金も含めまして、この三カ年間ににおきましてゼロといひませうか、収支均衡ということに對しまして、実績見込みといたしましては二百四億の六十二年への繰り越しといひませうとができる見込みとなつております。現在、今回予算を提出いたしております段階におきましては、六十一年度予算の計数で御提出いたしておりますので、一応百五十九億の繰り越しといひませうといたしてございませうけれども、達成見込みといたしましては二百四億といひませうとございませう。そのような点からいひませうと、三カ年計画として掲げました私どもの業務運営といひませうのにつきましては、一応所期の目標といひませうのを果たし得ているのではなからうかといひませうに考へておるところでございませう。

○竹山裕君 今お話のありましたとおり、この三カ年間は、当初計画よりも収支改善が図られて、六十二年の料金改定を避けることができるわけでありませうが、六十二年の予算で百一億円の収入不足を計上するといひませう話の厳しさの中でありませう。特に受信料収入の頭打ち、ふえにくいといひませう問題、あるいは衛星放送などの支出の増大といひませうことが避けられないわけでありませうが、五十一、五十五、五十九と四年に一度のペースで受信料の改定をしてきたわけでありませうが、六十二年に對してこの四年目の予算編成についても大変御苦労が多いわけでありませうが、この予算編成の基本方針について会長から御意見を伺いたいと思ひませう。

○参考人(井上豊君) 先生御指摘のとおり、六十二年は、五九一六の一三カ年経営計画が終了いたしましたして、それに引き続く新たな年度といひませうとでございませうけれども、私どもは極力受信者の負担増を来さないといひませうことを基本にいたしまして、一層の経営努力によりまして対処していこう、そういう意味では五九一六の一三カ年経営計画の延長線上にあるわけでございますけれども、積極的に考へ

えますれば、六十三年以降へのこの計画をつなげる重要な意味を持った年度だといひませうに考へてゐるわけでございます。したがって、収入につきましては受信契約の徹底、収納の確保に努めまうと同時に、副収入の増加についてもなおりますと同時、公共放送としての使命達成上不可欠な事業活動に財源を重点的に配分する、そのためには要員の効率化と経費の効果的使用といひませうとにさらに努力をいたしまして、支出の抑制を基本に予算を編成したわけでございます。

事業収支におきましては、収入、支出とも二・九%といひませうゆる緊縮型の予算になつておりませうして、収支の均衡を図つたわけでございますけれども、債務償還に必要な百億余の財源につきましても、これまでの繰越金があるといひませうが、単年度だけで考へまうと、実質百億円の赤字予算といひませうに認識をしております。この執行に當りまうしてはより厳しい姿勢で臨みたい、こゝういふふうに考へてゐるわけでございます。

○竹山裕君 先ほど来お話しの中で、六十三年以降の経営計画については現段階で見通しはちよつと云々といひませうことではありませうが、NHKの今後の経営計画の策定の中で現行の受信料をいつまで維持できるかといひませう、この辺についての所見を伺いたいと思ひませう。

○参考人(川原正人君) 六十二年は、三年計画の際に予定しました受信料を、さらに引き続いて現行受信料据え置き形で予算も編成できましたし、これで経営は進めてまいりますけれども、六十三年度に入りまうと、どうしても形の上でも協会は、実質的にも赤字の財政状態に入らざるを得ないといひませうのが現在の状況でございます。六十二年度につきましても、先ほど井上が申しましたように、単年度で見れば実質百億円の不足を来してゐるわけでございます。かつまた、たまたま予算書をごらんいただきましたとおり、埼玉県鳩ヶ谷にあります、かつて第二放送所を置いておりました土地を埼玉県に売却するといひませう計画があつ

て、なおかつ実質的には事業収支、一応収支そろつておりますけれども、債務償還のことを考へれば、実質的に百億円足りないといひませう厳しい状況に立ち至つておりますので、今結論は非常に出しにくいところでございますけれども、六十三年度に入るといひませうのは、いわば通常の経済合理性といひませうと物を考へれば、当然料金を考え直さなければいけません。何分まだ六十三年の状況につきましても、収入の方もなお我々さらに努力の余地はないかといひませうといひませう業務体制、あるいは集金、収納の体制も今抜本的に変えようといひませうと、支出の方もまだ未確定の要素が幾つかございませうので、もう少しばかり時間をいただいで、その辺の見きわめをつけたいといひませうに考へておるところでございます。

○竹山裕君 一層の御努力をお願いいたします。郵政大臣は、六十二年の収支予算について、「おおむね適当」といひませう意見書を出されております。経営効率化の具体的な方策を検討しろといひませうことも付記されてゐるわけでありませうが、本予算についての大臣の御所見を承りたいと思ひませう。

○國務大臣(唐沢俊二君) 協会の財政は大変厳しい状況に置かれておりまして、六十二年の予算は、先生御高承のように約百億円の収支不足となりまして、これを前年度繰越金で補てんをいたしておるわけでございます。しかし、六十二年におきましては受信料は据え置きといひませうことでありませうし、受信料の確実な収納のために休日や夜間も話し合いの上で勤務をして収納確保に非常に努力をしております。また一方、要員の二百八十名の削減を図り、経営の効率化を促進をしております。さらに事業支出の伸びといたしましては、史上最低の二・九%増に抑制するといひませうことで、努力の跡も並み並みならぬものと認められるわけでございます。こゝういふことから、郵政大臣といたしましては、おおむね適当であると判断をいたしまして、意見書にその旨を記したところでございませう。

○竹山裕君 受信料問題について伺いをいたしますが、この問題は本委員会でもたびたび取り上げられるわけですが、特に御努力をいただいておる中で、なお具体的な対策と申しますか、なかなか電力、ガス、水道とは違った要素もありましようし、口座振替制度についても着々と成果が上がっておりますが、しかし、何といたしてもこれは大きな経営全般にわたつての効率化の根幹にかかわる問題でありますので、この辺についてのお話を少し伺いたいと思います。

○参考人(松本幸夫君) お答えいたします。

受信料収入が協会収入の大部分を占めているということでございますが、これは何としても確実に収納を確保してまいらなければならぬ、ふやしていかねばならないというふうに考えております。幸い六十年度は予算額を達成いたしましたし、六十一年度につきましても、現時点で予算に掲げてございます四十三万円の契約総数の増、それから三千三百五億という収入につきましても確実に現時点で目標を達成し得るというふうに考えております。しかしながら、これから先の状況を考えますと、どうしても受信料の収納の伸びというのが多くを期待できないという状況でございますので、私どもとしては抜本的に営業体制の検討を考えていきたいというふうに思っております。従来の営業活動の延長線上では、私どもとしてはこれから先のより完成した受信料制度というものを実現できないのではなからうかという考えから、幾つかの課題を前提としてそれに取り組んでまいろうというふうに考えております。

その一つは、なかなか今単身世帯が七百万、八百万近くに達している。あるいは配偶者を持たれた御婦人の就業率が非常に高くなって、九百万近い方々が仕事をしておられる。そういう方々はほとんど昼間おられないわけでございますのでお目にかかれぬという現象がどうしても出てきてしまします。そこで私どもとしては、面接困難な方々にどういうふうにするかお目にかかれるのかというところを一つの大きな課題というふうに考えております。

それからもう一つの問題は、世帯異動が非常に今多うございます。特に単身世帯がふえてまいりますと世帯異動が非常に多くなるという状況がございまして、これは大都市圏の場合ですと、東京の一二%を超える異動率という点や、あるいは普通の都市圏の場合でも一〇%を超えるところがある。これを早くお目にかかつて、そして契約を結んでいただくというふうなことも、つまり、私どもとしては世帯異動の管理という言葉で呼んでいられるけれども、そういう問題も大きな課題だということに思っております。

それともう一つは、先般の御質問の中にもあるんですけれども、滞納あるいは支払い拒否というふうなことに對してどういうふうに対応していけばいいのかという、大きく分けまして、三つの課題、これを何とか克服してまいりたいというふうに考えているわけでございます。そのためには、いろいろな形で情報の蓄積ということも必要でございますし、また三千万を超える世帯との対応というところになるわけでございますので、どうしてもコンピュータのバックアップが必要でございます。その中で、コンピュータシステムの再設計ということも背景に持ちながら、そういう今挙げた幾つかの課題に全力を挙げてチャレンジしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○竹山裕君 御苦労の多い作業であります。ぜひ一層の御努力をお願いしております。

放送衛星でテレビの難視聴エリアを解消しようという、この方は大変御努力によって成果が上がっているわけですが、私は静岡におりまして、山間部が大きな川の大変奥地にありまして、この辺ではまだラジオに對する強い愛着といえますか、あるいは仕事をしながら耳だけそちらへかすという、山間辺地の情報の少ないところ、大きな情報源であるという、特に勤労婦人層から、そうした中でAM、中波の放送であります。聞きづらい面があると。最先端的な分野での問題も

あることではあります。ラジオの受信障害に對しての何かうまい知恵はないものかとよく地元へ帰ると言われます。こうした分野でいろいろとそれぞれ改革が進んでいるとは思いますが、若干専門的なお話を伺いたいと思います。

○参考人(中村有光君) お答えいたします。

中波のラジオ放送につきましては、近隣諸国の電波の強さが非常に強くなつてまいりまして、混信が増大する傾向にございます。九州、日本海沿岸等がその混信を受けやすい状況になっておるわけでございますが、私どもいたしましては、できるだけ地域の実情に即したきめの細かい受信の仕方、また小さな局を設置するとか、また既成の局のパワーを上げる、またアンテナの指向性を外すというふうなことで対処を進めてまいりました。ここ三千年の中では、約二十万の世帯を改善してまいりました。

以上でございます。

○竹山裕君 メディア関係で若干お伺いしたいんですが、衛星放送、新しいニューメディア、コストもかかりますが、しかし大いにこれは前向きに取り組まなきゃいけないわけでありまして。

今NHKでは、テレビが二系列、衛星テレビが二系列、中波のラジオが二系列、FMが一系統、基幹放送で七つの放送系列が運営されているわけでありまして、今後とも含めて、やっぱり諸経費すべて受信料という形で国民の負担にはね返ってくるわけでありまして、このマスメディアのNHKとしての適正規模、一方では受信料との兼ね合い、この辺について、今後の規模構想的な観点から御意見を伺いたいと思います。

○参考人(林乙也君) ただいま御指摘がございまして、NHKは現在テレビ二波、中波二波、FM一波、それから衛星試験放送二波という各メディアを運営いたしておるところでございます。

昭和二十五年に確立されました民間放送と公共放送の並立体制のもとにおきまして、NHKは公共放送といたしまして、放送をあまねく全国に普及させるというふうな使命、あるいは技術面、あ

るいは放送面におきます放送の進歩発達に先導的な役割を果たしていくというふうな使命を担って運営してきたところでございます。

また番組等におきましても、正確な情報、質の高い番組を総合的に提供することに努めておる。国民の文化、知識の高揚というに努めておるところでございます。確かに民間放送の地域に根差し、またコマーシャル料によって運営しております放送局と比較いたしますならば、見方によりましては余りにも巨大大化しているんじゃないかというふうな御指摘もあらうかと思ひますけれども、これにつきましては、NHKは公共放送といたしまして、常に視聴者との密接な関係、意思の疎通、意見の反映ということ、さらには経営委員会の制度、あるいは予算、事業計画につきまして国会で御承認をいただくというふうないろいろな公共的な手だての中で運営しておるわけでございます。

ただ、そこあたりのNHKの性格全体を御理解いただく中で、この現在の状況につきましても御了承いただけるのではなからうかというふうに考えておるところでございます。

しかし、NHKといたしましては、同時にこのような数多くのメディアを総合的に運営していく際に、効率的な経営に徹底して努めるという点を忘れてはならないというふうに自覚いたしております。そういうふうな効率的な経営のよろしきを得る中で、また受信料の性格は、NHKの業務を維持運営するための公的な負担金であるというふうな性格のもとに、全体としてのメディアの運営というものを果たしていく必要があるであらうというふうに考えておる次第であります。

○竹田裕君 結構です。

○永田良雄君 先ほどから及川委員、竹山委員が経営の基本問題についていろいろ御質問なさっております。私も聞いておりました。NHKのこれからの経営の基本は大変だという感じは受けたわけでございます。大体前の質問でわかつておりますので、重複は避けたいと思ひます。したがって私は、衛星放送の問題とそれから国際放送の問題

題に絞って御質問を申し上げたいと思うわけでございます。ただ、やはり経営の基本問題というのはNHKの存立問題でもございまして、大問題であらうと思っておりますので、私も基本的な問題について御意見を聞かしていただきたいと思うわけでございます。

先ほどから出ておりますように、NHKは公共放送でございますから、営利を目的とした収益を得るということとはできない、収入の大宗は料金収入でいただくしかないということでございまして、そうなりますと、営業収入がどのように伸びるかということにかかってくるわけでありますが、これは先ほどからお話ございましたように、世帯数はもうそうふえない、テレビの普及台数もそんなにふえないということになりますと、支出をカットしていくということになるわけでございまして、いろいろ先ほどから支出のカットの仕方についても出ておりましたが、これもどちらかといえば消極的な話でありまして、なかなかうまくいかない面があるかと思うわけでございまして、限度があります。やはりこれからのNHKが公共放送として積極的にその役割を果たしていくためには、財源をつくって果たすべき役割を積極的にやっていくという姿勢が私にはなくてはならないと思います。

ただ、そうかといって、効率化を怠ってはいけません。先ほどお話をいたしましたように、常に効率的な運営を念じていかなきゃいかぬ。往々にして会社でないところは親方日の丸という話がありまして、安易につきやすいところがあるわけでございまして、経営者としては、常にそういう民間と同じ気持ちで、その経営姿勢は当然必要だと思うわけでございまして、それと同時に、例えば、私が今質問する問題にいたしまして、衛星放送の問題でも国際放送の問題でも、これは民放でやれるわけではないわけでありまして、NHKだからこそ、その公共性に基いて積極的に、いわゆるもうけということに度外視してやっていかなきゃいかぬ問題であるわけでございまして、六十三年度以降私も大変

厳しい状況になると思っております。その際に財源対策を考えるわけでございしますが、やはり一方で切り詰めるやり方としまして、それからもう一つは、こういう積極的な面をやっていかなきゃいかぬのです。それは公共性に基づくものであると、かつ将来、ひいては視聴者にとって大変いいサービスをするその前提となるものだから、ひとつ御理解をくださるという姿勢でやっていかなきゃいかぬと思うわけでございまして、六十三年度以降経営の基本問題をやっていかれるについて、そういう意味で、厳しい態度で、厳しい姿勢で考えていかれる必要があると思っておりますが、会長さんの御決意のほどをお伺いしたいわけであります。

○参考人(川原正人君) 私どもの事業は、あくまでこれは国民の皆様方にすぐれた番組を提供し、あるいは必要なニュースその他の情報を的確に提供していくことがその使命でございまして、ただ、いたずらに予算の数字のつじつまを合わせて、合わないければ人を減らし仕事を切り詰めていく、そして収支を合わせる、あるいは赤字を残すことが事業の目的ではございせん。そのことはよくわかっておるつもりでございまして、そのためには、また新たなニューメディアの開拓ということも、これまで公共放送の使命であらうと思っております。また、放送衛星とかあるいはハイビジョンとかいうものの開発にもこれは力を入れて全力を投入しなければいけないと思っております。

さながら、財政的には今の受信料がほぼ限界にきておりますし、五十九年度に値上げをさせていただきます。これは三年の計画で収支のつり合いをとるということで進めてまいりまして、既にその三年を過ぎて四年目に入るわけでございまして、この四年目の六十二年度までは料金を据え置きまして、収支のバランスもちゃんととれるというめども立ちましてこの予算を編成しましたが、この先は非常に苦しい状況に入ってくると思っております。しかし、私どもとしては、あくまで私どもの任務は、すぐれた番組を提供し、また新しいメディアを開発していくという先導的な役割

もございまして、これにもし必要な経費がどうしても足りない、かつまた現在の料金で収入を上げようとしてももうこれが限界である、かつまた合理化にしてもかなりのところを今まで進めてまいりまして、もちろんこれで終わつたとは思っておりません、まだまだ私は合理化を進めなければならぬ、これも一つの限度があるという状況になりましたら、これは大変申しにくいのですけれども、やはり料金の改定をお願いせざるを得ないと。その辺が、やはり六十三年度あたりが一つの物事を考える転換点といえますが、重要な転換点であらうというふうに考えております。

○永田良雄君 それでは衛星放送の質問に入りたいと思っております。私は、大体こういう科学的なことは素人でありましてよくわかりませんので、親切に教えていただきたいと思うわけでございまして、

昨年の暮れからBS2bによる衛星放送の試験放送が行われております。衛星放送が将来の放送の一番重要な問題として位置づけられており、それからハイビジョンと結んで、非常に視聴者に鮮明なかつ音質のいいサービスを提供するものである。将来放送の中心になっていくであらうというふうに言われているようであります。

去年の暮れからBS2bによる試験放送が行われておるわけでございしますが、その前に、BS2aというのは、御承知のように何か故障を起こしたという事例もあるようでございまして、もちろんこういう最初の開発というのはいろんな失敗はつきものであります、それを恐れてはいかぬわけでございますが、2bの今の運行状況はどうなのかということ、それからもう一つは、昨年からやられた試験放送がどのような内容でやられておるのかということをお伺いしたいと思います。

○参考人(中村有光君) 現在のBS2bの運行状況についてお答え申し上げます。現在二チャンネルの試験放送をしておりますBS2bの方でございしますが、昨年二月に打ち上げ

られた後、春それから秋という二回の食、太陽と地球の陰に入るといって、衛星にとっては非常に厳しい環境にさらされるわけでありますけれども、それを二回通過しまして、今現在三回目のちょうど真ん中ぐらにある状況にございまして、現在安定に動作しておりますので、技術的な安定性ということは確認されつつあるというふうに私も考えております。

○参考人(尾西清重君) 昨年暮れの二十五日から二チャンネルの試験放送を開始いたしました。暮れのうちは地上の放送も特別編成をいたしまして、十日間ぐらにわたりました、かなり特別編成を衛星放送で組んだわけでございしますが、現在のところは午前六時から一時間。それから正午前から一時間。それから夜九時過ぎから衛星だけの独自の放送をやっております。まだ今のところは必ずしも十分な独自放送というふうには申し上げるわけにはいきませんけれども、現在行っております夜九時からの衛星独自放送でもかなり視聴者の方々から反響をいただいております、先生のおっしゃったように大変音質がいい、画質がきれいだというふうな反響を得ております。

○永田良雄君 評価がなかなかよくてお褒めをいただいております、こういうお話でございます。もともこの衛星放送というのは、難視聴の解消ということから始まったわけでございまして、先ほど申し上げましたように、将来の放送の中心になつていかねばならないというものだと思うわけでございまして。ただ、そうなりますには、先ほど言いましたように、衛星が技術的にしつかりしていて故障を起こさないという信頼性の問題を確保するということがまず前提ではあります。もう一つ私は非常に大事なのは、その衛星放送で本放送をやる場合にどういった放送内容を編成するかという点も大変大事だと思うわけでございまして、御承知のように、現在、NHKは一、二やっておりますし、民放がかなりありますから、それぞれ今までの既成の放送内容でやっておるわけでござい

ます。それと競争して視聴者を確保していくとい

うこと

うこと

のために十分に役立てたい。考えようによりましては、新しいサービスも含めて、テレビの見えないところで、もしそういうことを享受していただければ、広い意味での難視聴の解消にも役立つだろうというふうに考えているわけで、もしそういう解釈をすれば、ニューメディアの開発あるいは難視聴の解消ということで、広く今の受信料の中からも負担をしていただくということは私は理屈としては可能だろうと思っています。

ただ、一番私どもも心配しておりますのは、今までの打ち上げました経緯からいって、まだまだこの衛星が一〇〇%安定した技術手段とは言えない。つまり、いつ故障するかもしれないという危険を持っておりますし、今の2bも今現在は順調に動いておりますけれども、昨年の夏引き取りますときに、やはり姿勢制御装置の二つの装置のうち片一方が故障して非常に心配をいたしたという経緯もありますし、もしこれが壊れたときには、それでは国なり宇宙開発事業団が補償してくれるかということになりますと、これはとてもできないと、保険でやってほしいと。さらばといって保険会社に折衝しますと非常に高い保険料を取られたと。三割前後のものをどうしても支払わざるを得なかった。こういう状況を考えてまいりますと、やはりこれは、この衛星のハードそのものは何らかの形で協会、ユーザーが全額その負担をするということには非常に問題がある。

現に、既に二号につきましては四割国の負担で上げていただきましたけれども、三号については、それは三五%に下がって今きておりますし、私としましてはもっとやはり国が、宇宙開発という仕事の中でこの衛星が開発されておりますので、国の財政も大変苦しいということはよくわかっているんですけれども、建前としては国がもっと財政負担をしていただけないかと。あるいはこの衛星の能力がもっともつとありまして、実は放送に二チャンネル使うだけでなくて余分のまだ空き時間というのもございますし、あるいは三号になりますと、予備の衛星はまた別のチャンネルを持つたわ

けでございます。そういうものをいろんなほかの事業に貸すということも私は可能だろうと思うんです。ということであるならば、衛星をもつと多角的に利用するという形で何か別の組織、まあ第三セクターといいますが、そういうものが保有をしておいて、もつと広い利用を図る、そしてテレビ事業者はその組織から一定の金額でリース、今御指摘のように借りて事業を運営するということになれば、その単価も恐らく下がるでありましょうし、危険の場合の危険負担ということも別の形でお断りできるのではないかと、そういうことはぜひ今後私どもも研究し、必要な方面に御提案をしたいと思いますというふうに考えております。

○政府委員（塩谷穂君） 私の方からリースの問題につきましてお答え申し上げたいと思います。

けれども、放送衛星、これは実用の面とあるいは技術開発という側面の両方ございまして、実用という観点からNHKにも負担をしていただいているという考え方でできているわけでございます。国の関係につきましては、これは宇宙開発事業団が国から出資を受けて負担するという格好で、利用者とそれから製作、打ち上げの宇宙開発事業団、これが分担比率に応じましてそれぞれ持ち分を所有している。そしてその利用者は、事業団の持ち分につきましても自分の持ち分と合わせて一体として利用できる、こういう格好になっているわけでございます。片や国の財政事情、あるいはまた片やNHKの、これは貴重な聴視者の受信料からこういう宇宙開発についての経費が投じられているという問題もございします。そういった点から、御

指摘のリース方式というお考えに至ったと思うわけでございますけれども、確かにこの点につきましては、放送衛星利用者のリスク負担の軽減といった観点でいろいろ将来考えてみる課題の一つではないかというふうに思っております。

○政府委員(森島展一君) 今塩谷局長の方からリースの問題お答えいたしました。衛星放送の今後のあり方につきまして、もともと難視聴解消

ということを主目的にして始まったものでござい
ますから、地上のNHKのテレビ二チャンネルを
これを衛星から一気に難視聴解消のためにやる
ということですと、NHKがこの衛星放送を推進
するというのは当然なことではございますが、そのほ
かにNHKは、こういうニューメディアの中の有
力な衛星放送を先導的に進めていただくという、
こういう使命があると思いますので、今の時点で
考えますと、難視聴の目的というのが主たる目的
といいますが、これも必要なことでございますが、
やはり衛星放送の特徴を生かす魅力ある独自番組
といったことも、これもNHKがまずいろいろ
やってみていただくということが必要だと思っ
ております。

しかし、それをやりますためには、それからさらに今後NHKが本当に独自の衛星チャンネルを持つかということにつきましては、先生御指摘のような財源の問題がすぐ出てまいります。受信料を今の体系でやっていけるのか、新しいものが必要になるのかという、非常に公共放送のあり方、つまりNHKの事業規模、財源、受信料、こういった問題を幅広く検討しないと、これは方向づけができないわけですが、これは至急に方向づけしなければならぬ時期でございますので、郵政省といたしましても放送政策懇談会というような場で、いろいろな学識経験者の方々の御意見もお聞きしてるところでございます。そういったことを踏まえて、この衛星放送に対する料金の問題も含めまして、公共放送のあり方といった点で至急に方向づけをしていきたいと思っております。

○永田良雄君 財源の問題はやはり金の問題でありますから、なかなか難しい問題はいろいろあるだろうと思うんです。ただ、難しいけれどもこの問題を片づけないと、やはり衛星放送が本当の実用放送として国民に定着していくという格好にはならないと思うわけでございます。したがって、苦しい道ではありましようが、NHKさん、郵政省さんとも前向きに積極的な姿勢でこれに取り

組んでいただく、かつそれが衛星放送を定着させる方向でひとつお願いしたいと思うわけでございます。

あと国際放送をやろうと思っておりましたら、だんだん時間がなくなっていきましたので、一言だけ国際放送の問題についてお話し申し上げますが、過去ずっとNHKの国際放送に対する期待は非常に大きいものがあるだろうと思いますし、国会でも再々取り上げられておる話でございます。

最近日本はいろいろな国際的にあちこちの国から袋だたきになっておるような状況でございます、貿易の問題をめぐって。その中にはいろんな問題もあるわけでございまいしょうが、やはり日本をもっとよく知っていたらということが一番大事なことだと思ふわけでございます。お聞きしますと、世界の西欧諸国に比べて日本のNHKの国際放送の規模なり大きさなりは大変貧弱だということに聞いておるわけでございます。これとてもやはり金のもうかる仕事ではないわけであります。一方的に金を出すだけの話であります。まあことは郵政省さんにも頑張っていたら、国際放

送の金額もこの厳しい時期に大変ふやしていただいたそうではありますが、もともとのが金か余り大きくないわけでありましてから非常に大変だろうと思うわけでございます。着々とその拡充策をやっておられるのは大変結構なことでありまして、あるいはがたいと思うわけでございますが、今後やはり在来ベースだけで、例えば五％増とか一〇％増という話だけでは、口で言うだけで實際は国際放送の拡充というものはなかなかできないだろうと私は思います。かといって、国が大変財政的に苦しいから、今一週に五倍にしろ、十倍にしろと言ってみてもこれでもできません。そういうところが、先ほど私が最初に申し上げたように、こういうことをやっぱりよく話していただいて、こういう面もあるんですよと言って視聴者にも負担してもらうことも私は許されるだろうと思うわけでございます。そういう意味も含めて国際放送の今後の

推進をぜひやっていただきたいと思うわけであり
ますので、郵政大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(廣沢二郎君)　ただいま永田先生から国際放送の重要性を力説せられまして、まことにそのとおりでございます。特にこの場をお借りいたしまして先生方にお礼を申し上げます。

六十二年度の予算案で国際放送関係経費は十四億九千万でございますが、前年度比二億五千万増額したわけでございますが、この厳しい財政状態の中で、緊縮予算の中でこのような予算増を認められましたのは、ひとえに委員各位の御理解、御協力、御支援のたまものでございまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

おかげさまで今度はカナダのサックビルの送信所、今までは一時間でございましたが、今度は四時間北米向けの放送ができます。また、ガボンから南米向けの中継放送を一日四時間開始することができるようになりました。さらに中米とカ南西アジアとか、一部受信不安定な地域のために、海外中継局確保のための調査もできるようになっております。

さらに、今度はカナダから交換放送の要請がありまして、カナダの国際放送を日本の八俣の送信施設を利用して中国や東南アジアに向けて放送したいということでございますが、大体電気通信というのとはともと相互主義でございますし、費用の上からも相互に利用し合う方が経済的でございます。これはまた大変国際親善にも資する問題でございますので、相互交換中継が我が国でも実施できますように、今通常国会にそのための法律改正案も提出をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○永田良雄君　終わります。

○鶴岡洋君 質問の前に、先ほどもお話がありましたけれども、お祝いを申し上げます。

先日三月二十日行われました第六十二回放送記念式典が盛大に挙行されましたことをお祝い申し上げます。と同時に、NHKが日

本の今日の発展のために大正十四年から実に六十二年、長い年月にわたって放送を通じて国際間の親善そして理解に寄与されるときに、公共放送の役割を果たされたことは言うに及ばず、今や名実ともに世界の公共放送のリーダーとして大いに貢献されていることに對し、心から敬意を表するものでございます。これから今後さらなるNHKの発展と繁栄を心から期待をするわけでございます。

それでは質問でございますが、午前中から午後にかけての各委員の質問と多少重複するところがございますけれども、御了承いただきたいと思います。

まず第一に受信料についてでございますけれども、NHKの受信料の滞納状況を見ますと、昭和五十五年から六十年まで契約拒否受信者が増加の傾向にあります。この問題は毎年ここで取り上げられるわけでございますけれども、こうなる理由はどうしてなのか、何とか解消できないものなのか、対策はどうなのか、この点について最初に御説明をお願いいたします。

○参考人(松本幸夫君) 御指摘のように滞納の数は、五十五年に九十九万台に達しましてから大体九十九万台を、年度によって多少少なくなるときもございまして、九十九万五千前後を行き来しているという状況が続いているわけでございます。

先ほど申し上げましたけれども、滞納が出てまいりますような事由があるわけでございますが、一つはお目にかかれないというこのために滞納になってしまふというケースが半分以上を占めているというのが実情でございます。また、制度あるいは番組についての批判ということで滞納になってしまふというものも、これも再度お目にかかればあるいは御理解いただけたかも知れないんですけれども、それがなかなかお目にかかれないという状況がございまして、この制度、番組批判の方々というのやはり三十万を超える数であるわけでございます。そういった意味で、

私どもとしては、できるだけまずお目にかかって私どもの主張を聞いていただきたい、あるいは制度について御理解をいただきたたい、NHKについて御理解を深めていただきたたいという気持ちでいいたいんです。お目にかかれないという状況がございまして、お目にかかれないという状況で、先ほど来申し上げてお目にかかれないという状況を今一つの課題として考えているというのを申し上げたわけでございますが、一つはやはり滞納の方々の在宅の状況というのはどうなっているのかというのをもう少し調べた上で、そういった情報もインプットして、情報として蓄えておきたい。あるいはどういふ方、単身の方なのか世帯持ちの方なのかということもやはり一つの情報としてインプット、蓄えておきたい。そういった在宅時間でございますとか、どういふ方なのか、あるいは滞納されている理由がどういふ理由なのかというような情報も整理いたしまして、そういった情報をできる限り活用して、そしてお目にかかり、そしてお話し合いを深めてまいらう。

それから同時に、従来私どもの仕事の仕方がとか法律で、放送法で決まっているんだから契約していただきたたいという非常に短絡した物の言い方しかできなかったというように嫌いなしといたしません。そういう意味で考えますと、やはり番組情報についても提供していただく、あるいはNHKの活動についても御理解をいただくというようなお話し合いの仕方の問題ということにつきましても、これは民間の商品をお売りになつていらっしゃる方々のノウハウ等も十分勉強させていただいて、そして対応に、さらに円滑な形でお話し合えるような方法も考えてみたいというふうなことを考えている次第でございます。

○鶴岡洋君 わかりました。受信料はNHKの収入の最大のものですから、御努力をいただきたいと思ひます。次に、これに関連して前払い、口座振替制度の

問題でございすけれども、この前払い、口座振替制度の利用者がふえれば、当然収納経費は節減してしるべきものでございすけれども、いただいた表からいいますと、反対に微増している。こういう数字が出ておりますけれども、収納経費がふえている理由はどこにあるのか、その点御説明いただきたい。

○参考人(松本幸夫君) 確かに契約収納費がふえているわけでございまして、同時に口座もふえているという状況が続いているわけですが、なぜ契約収納費がふえているのかと申しますと、これは一つは、契約収納業務というものがどうしても人力に依存しなければならぬということがございす。そして、先ほど申しましたけれども、昼間不在になつておられる方、そういった方々に夜間ついて収納に努める、あるいは支払い拒否している人に対しての説得もやらなければならぬ、かなり仕事としては難しい仕事でございす。そういった意味で、もう一つは、この仕事に従事しております受託者が、これはほとんどが専業の受託者でございす。九五%以上が専業という形になつておられて、年齢も四十歳以上の方が大部分を占めているというのが実情でございす。そういったことから考えますと、人力に頼る、そしてまた、そういった契約収納あるいは説得というようなことに携わっている方々の報酬という点で考えてまいらなければならぬ点があるわけでございす。この契約収納費のうちのおよそ八〇%がそういった人的経費であるということが、口座がふえてもなかなか経費が減らないというこの理由になつておるわけでございす。

しかし、私どもとしては、六十二年の予算でございす六百三十三億というのはやはり多いというふうな思つております。何としてもこれを抑えていかなきゃならないというふうな考えでおります。そういった意味で、今までの仕事の延長線上で新しい形の仕事のやり方を考えまして、先ほど申しましたような幾つかの課題に効果的に、また効率的に取り組めるような仕事の体制と

いうのを新たにつくり出すべく目下検討しているところでございす。

○鶴岡洋君 この口座振替制度でございすけれども、今各企業ともこういうことを推進しているわけですが、東京電力にしても東京ガスにしても、またNTT、東京都水道局もこの数字からいくとそれぞれ口座振替制度をとっております。しかし、その受信料の収納率というか、振替制度利用率というか、そのパーセントからいいますと、NHKが一番低い六五・六%。これは去年の収納率ですか。東電は七六・六%、東ガスは七三・四%、NTTは七九・七%、これらに比べて今申しましたようにNHKは六五・六%、こういう数字になつておるわけでございす。これは割引率が原因をいふのか、それともガス、水道、電気等は、滞納、不払いのときに供給ストップという、こういうペナルティーがあるから収納率が高いのか、それともNHKの申しわけないけれども努力が足りないのか、何かNHKだけに問題があるのか、この点はいかがお考えでございすでしょうか。

○参考人(松本幸夫君) 電気ガスと違ひまして、放送の場合にはサービスが先に付いてしまつておるということがございまして、電気、ガスの場合には届け出なければ利用ができないという状況がございすので、まずそこに本質的に状況の違いがございす。それから同時に、料金の徴収の仕方といひますか、これも違ひでございす。それは、NTTの場合でもこれは訪問集金はしてないというのが前提になつておるわけでございす。まず、それから電気、ガスの場合でも、例えば電気の場合でも、一回訪問して集金できない場合には振り込みにかえてしまふという形になつておるわけでございす。そういった口座と振り込みを前提にした仕事のやり方という点でまいりますと、一つのこれは推測でございすけれども、やはり振り込みの手数を省くために口座に切りかえるというようなことがあるいは電力、ガスというようなところにはあるんではなからうかといううな感じもいたしす。

私どもとしては、やはり訪問しながらできるだけ口座に切りかえていただくという努力をされているわけですが、また、収納取り次ぎに当たってあります人たちに、事務費というものがございまして、これも口座になることによってその人の収入が減るというようなことがないように組み立て直して、今実施しております。次第でございます。そういった形で、この六十一年度が終わりますと、恐らく結果的に私どもの方の口座振替が水道料金よりは上回るんじゃないかなるかという感じがいたしております。そしてまた、六十二年度末には七〇％台に乗せるのではなからうかというふうに期待しているわけでございます。

○鶴岡洋君 これは午前中及川委員の方から出ましたけれども、副次収入の問題ですが、ことし二月に東京都視聴者会議を開き、六十二年度のNHKの事業計画についての意見交換をされたそうですけれども、この中で会長さん、「六十二年度の受信料収入の伸びは一％程度に過ぎず、厳しい財政状況にあるが、経営全般の合理化、効率化や副次収入の確保等によって収支を均衡させている」と述べられておりますけれども、経営の合理化、効率化にNHK挙げて努力されているのはよくわかりますけれども、会長さん、副次収入についてはどんな考えを持っておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(井上豊君) 副次収入につきましては、今御審議いただいております六十二年度予算では二十六億弱を計上しているわけでございます。これは先生御存じのように、放送番組の多角的活用、あるいはテキストの出版収入、特許権等の技術協力などによるものでございまして、あくまでも先ほど申し上げましたように、放送法で定められました協会の業務を遂行していく中で私どもは副次収入を得ているわけでございます。過去数年間は鋭意拡充に努力をいたしまして、五十七年当時と比べますとおよそ二倍弱の額になっているわけでございます。六十二年度の予算編成に当

たりまして、私どもといたしまして可能な限りの副次収入の増というところで、例えばテキスト出版権料の見直しでございますとか、いろんなことを検討いたしまして、このような額を計上しているわけでございます。確かに全体の事業収入の割合からいいますと一％以下というところでございすけれども、将来とも可能な限り公共性ということを踏まえながら努力をいたしたい、こういうふうに考えております。

○鶴岡洋君 今のお答えにも、また午前中のお答えにもできるだけ副次収入をふやしたいと、こういうお話でございますけれども、それは端的に副次収入の事業収入に対する限界点、今〇・七四％ですが、これが一％なのか二％なのか、大体どの辺まで端的に言って限界は考えているのか、その考え方を教えていただきたい。

○参考人(井上豊君) これは率直に申し上げまして、限界の率を申し上げるのは非常に難しいことであらう、こういうふうに考えております。ただ私どもは、先ほど申し上げましたように、まだ内部的な検討の域を脱しておりませんけれども、目標といたしましては、これは努力目標というところで、今後五年間の中で副次収入の倍増という一つの目標をやってまいりたい、こういう考え方でございます。

○鶴岡洋君 それでは監督官庁の郵政省にこの点について、今増収傾向にございすけれども、どんな考えを持っておられるか。

○政府委員(森島展一君) NHKの受信料収入が伸び悩む中では、やはり副次収入ということを図っていくことが、公共的使命と両立する範囲内でやっていただくということが必要だと思っております。当然現在の副次収入という考え方は、NHKのこの営利目的の禁止というこの範囲内でやっておるわけでございますが、これから副次収入の増大を図る上でいろいろ問題が出てくるかと思ひますが、その点はよくNHKと相談してまいりたいと思っております。

○鶴岡洋君 この放送法第九条で、NHKは「営

利を目的としてはならない」と規定されているのはよく承知しております。営利行為の禁止というところでございすけれども、副次収入をふやしたから公共性が失われるという、こういう議論は私は話の外だと思ひます。そういうことで、もちろん今言ったように放送法の第九条、これは厳守しなければならぬと思ひますけれども、副次収入をふやすことによって公共性が失われる、こういうことはあんまり気にしないで副次収入は伸ばしていく方がいいんじゃないかなと、こういうふうに考えますけれども、この点はどういうふうにNHKさんの方にお考えになりますか。

○参考人(井上豊君) 先ほど申し上げましたように、放送番組の多角的活用でありまして、技術開発等の成果を一般に利用していただく、こういうことにつきましては当然でございますけれども、今後なお協会の業務に密接な関係を持つております関連団体といった関連の業務につきましても、可能な限りこのNHKの副次収入に結びつくような努力をしてみたいと、こういうふうに考えております。

○鶴岡洋君 それではソウル・オリンピックに連して、これも先ほどありましたけれども、このソウル・オリンピックの放送権料は協力費を含めて五千万ドルと、邦貨にして約七十数億、合意に達して正式調印は四月だと、こういうふうに関係しておりますけれども、今までの韓国との交渉の経過を簡単に御説明いただけますか。

○参考人(尾西清重君) 昨年の八月でございすが、韓国側と第一回の放送権に関する交渉をいたしまして、韓国側は何よりも十二年ぶりの全世界の各国が参加する大会である、あるいは日本と韓国の地理的、歴史的、政治経済関係というふうなもの、あるいは日本と韓国との間に時差がないというふうなこと、それから日本とアメリカとの比較において、アメリカのGNPの三分の一であることなどを例といたしまして、日本側に一億ドルの要求をいたしました。その後、我々としては、アメリカの八％以下でなければ了承できない

と、これが大前提であるということ、それから円高というのは日米間の問題であつて、韓国との間の問題ではないこと、それから放送権はしたがってドル建てであること、NHKの受信料はもう頭打ちになっており、また民間放送の収入も伸び悩んでいると、そういう状況の中で、我々としては、やはりこれまでどおり、アメリカの八％以下ということをお願いして交渉を続けてまいってきたわけでありまして、去年の十一月に韓国側が少し譲歩をいたしました。八千万ドルというところまで減額したわけでありまして、到底我々の受け入れるところではなく、交渉は暗礁に乗り上げたところ、その後しばらく交渉をいたしました結果、韓国側としては、日本との交渉の妥結の後、ヨーロッパその他の地域との交渉をしなければならず、その交渉のぎりぎりの限界にきているというふうな事情もございまして、ついに先ほど先生御指摘のよう金額に減額したと、我々としてももうこれ以上交渉することは、放送をやめるかどうかという問題でもあろうかということで妥結することにいたしましたわけでございます。

○鶴岡洋君 そうすると確認ですけれども、額は五千万ドル、ドル建てと、こういうことでございすね。

○参考人(尾西清重君) 五千万ドル、プラス技術協力、技術提供でございます。技術提供と申しますのは、競技の中の体操競技をNHKが責任を持って中継することと、水中カメラ、潜水カメラを提供することとでございます。

○参考人(尾西清重君) はい、結構でございます。○鶴岡洋君 私、余計な心配かもしれませんが、けれども、昨年は宮澤・ベーカー会談があつて、ことしに入つてG5、G7、これが行われて、中身は私よくわかりませんが、恐らく為替レートの固定化ということではできないでしょうけれども、安定化というんですか、そういうことで話し合われたんじゃないかと推測するわけですが、この三、四日上がった下がり下がりじゃなく

○説明員(森田衛君) お答えいたします。
NHKでございますが、いわゆる公共法人でございます。まして、その放送番組の提供につきましては国民の日常生活に極めて密着しておる、公共性が極めて高いということで非課税となっているわけ

でも、そのことだけで私ども経営がどうなるこうなるというものでもございません。もつと大きなやはり経営全体としての任務と、それから財政の限界というものが既にもう来ているというふうに考えております。

○鶴岡洋君 いずれにしても合理化、効率化というの、これはもう限度もございすし、反面、今の状況からいけば、六十三年度は非常に厳しい状況にある、こういうことでございすから、六十三年度といつても、来年六十三年度ですから、早急にその辺を御考慮いただいて努力していただきたい、こういうふうにお願いをしたいわけでございます。

それで、六十三年度になって赤字だからといって、ほんとまた受信料に仕方がないからということになると、またこれ混乱を起す結果になりますから、また反面考えれば、今まで四年ごと大体値上げの年になってきたわけですが、六十三年は値上げの年と、ただそれだけではなくて、物価は大分今落ち着いてるときですから、その辺もやっぱり考慮に入れなきゃならない、こういうふうに思ひますので、その辺も考慮に入れて考えていただきたい、こういうふうに思ひます。

衛星放送については永田委員の方からお話ございましたけれども、私からもちょっと伺ひしたいと思ひます。

会長、ことしの年頭所感として、最もことし力を入れていく必要があるのは衛星放送の能力を高度に發揮することだと、こういうふうな述べられておりますけれども、衛星放送の基本的な考え方、具体的にはどんなふうに進めていけるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○参考人(川原正人君) 衛星放送につきまして、実はほぼ二十年以上前にNHKといたしまして、当時二百万前後はあったと思ひます難視聴世帯を解消するために、実はその当時毎年数十億円の難視聴対策費を投入してございまして、これらの難視聴世帯を全部解消するためには恐らく千二百億円ぐらいの投下資金が要るのではないかと、こういうことも予想されていたわけございまして、そういう中で衛星というのから放送を始めれば、一つの衛星で日本全土を、しかもこれは離島を含めましてカバーできるということから、かつまたこの衛星というものは、そのほか非常に広帯域の

電波を使いますれば新しいメディア、つまりPCM放送という非常に音質のすぐれた放送もできますし、ハイビジョン放送もできますし、その他の利用度もずっと広がるということで、そういう難視聴の解消にあわせまして、新しいメディアとしての利用度もあるはずだということでこれを計画したわけでございます。実はその後二十年の間に私も、そして地上の設備をかなり充実いたしましたし、またメーカーの努力によりまして受像機の性能も非常に高まりまして、実は難視聴の世帯が実際にはもう十萬ぐらまで減少してまいりました。もちろん今後とも都市においてはまた別の形の難視聴が発生するかもしれません。そういう状況の中では、この衛星を難視聴の解消だけに使うというのではなくて、むしろこの衛星に新しい使命を持たせて新しいサービスを展開して、そして衛星独自の一つの事業として成り立つようにならねばならないかというのが私の考え方でございます。そのために六十三年度の早い時期におきまして、いろんなまだ諸般の解決しなければならぬ手順もあると思ひますけれども、それらの手順が解決されたならば、二つのチャンネルのうち一つは新しいサービスに思い切つて使つてみたい。そしてもう一つのチャンネルで、主としてこれは難視聴の解消ということに振り向けまして、二つのチャンネルを有効に使つて難視聴の解消と新しく衛星放送の普及といひますか、それに全力を挙げてまいりたいというふうな考えているわけでございます。

○鶴岡洋君 持ち時間がもう来ましたので、それでは二点だけこの衛星放送についてお聞きします。

一点ですけれども、BS3が昭和六十五年夏に打ち上げられる予定にされておりますけれども、全国を衛星放送と一波でカバーできるといふ、地上放送よりもはるかに効率的な衛星放送でございまして、利用方法の一つとして今やっております放送大学学園を利用したらどうかと、こういうふう

ように思ふんですけれども、この点いかがお考えか、これが一点。

それから、まあいずれにしても先ほどからこの衛星放送について郵政側、それからNHK側のお話を聞いておりますと、衛星放送については積極的に、また早急に実現をしたいと、またやっていきたいと、こう意欲、決意はうかがわれるわけでございます。しかし、それにはこれ先ほどお話があったように資金が大変必要であります。私がここで心配するのは、この資金の調達でございまして、けれども、それが今地上放送を視聴している視聴者のいわゆる受信料に覆いかぶさってくるというふうなことになる、一部の人のために衛星放送というの、もちろん受信者側にとればいいわけを受信設備、これはもうかかりますし、そういうことでNHKももちろん設備がかかるわけですが、今地上放送を享受している方々がそれを受け入れる態勢はできないと思ふんです。しかし金はいくらあつても、その金は受信料にと、こういうことになる、一部の人間ののために一般の、全体の、大方の方の受信料負担ということになつては、これは困るんではないかと、これを心配するわけなんです。こういう点について、この衛星放送の推進というの、これは結構でございますけれども、この点どういふふうな考えておられるか。この二点についてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(森島展一君) まず放送大学による放送衛星の利用でございますが、放送衛星が一挙に全国をカバーできるといふ特徴からいたしまして、放送大学の利用というのには非常に適していると思ひますが、今開発中のBS3、六十五年年度に打ち上げ予定のBS3につきましては、もう既にNHK二チャンネル、それから民間の放送が一チャンネル、こういうことで開発が進んでおるわけでございます。ただし、放送大学に対する将来の放送衛星の利用ということにつきましては、先ほど申し上げましたように、積極的に考えるべきではないかと私も思ひますので、文部省

ともよくこれから相談していききたいと思つております。

次にお尋ねの第二点目の、衛星放送が受信者の便益という点ではごく限られたものでしかない状態かどうか、こういうことでございまして、確かに当初の普及というのがなかなか難しい状態では、受信者にすぐその便益がね返ってくるというふうな形の料金体系なり、衛星放送の全体のあり方というのが大変難しいわけでございますが、何にしましてもNHKの放送に対する公共的な責務といふことからいいますと、やはり受信者が負担してNHKを支えておるといふ中から、先導的な衛星放送に対して、NHKが効率的に衛星放送のための経費を使用していくということは、国民の理解も得られるんではないか、また理解を得られるように、いろいろな努力が私どももNHKも必要なんではないか、こういうふうな思つております。

それから、将来のあり方については、やはり先ほど来申し上げましたように、NHKの事業規模、財源のあり方、そういう点から、大きな問題として早く方向づけが必要であらうと思つております。

○鶴岡洋君 終わります。

○原田立君 今売上税の問題でありましたけれども、共通して大体同じような問題になりますので、重複する点はひとつ御容赦願つて、丁重な答弁をしていただきたいと思ひます。

NHKの受信料は非課税の取り扱いとなつたが、NHKが外部から購入する物品等について新たに売上税が課税され、その分だけ販売上悪影響が出てくると思ふんです。まだ政府から政令や省令が提出されてないから正確な額を算定することとは困難であらうと思ひますけれども、大体どのぐらいの負担増となると試算しているのか、またどのような経営努力をして吸収していく考えなのか、その点をお伺ひしたい。

○参考人(井上豊君) 私ども六十二年度の予算の中で協会が事業運営、あるいはいろいろな施設を建

てていくという点で予定をしております額がおよそ三千五百五十億でございます。これもまだ詳細を把握しているわけではございませんけれども、その中で課税されない部分が二千三百三十億程度であるであろう。これはあくまでも試算でございますけれども、そういったしますと、課税の対象額が千二百二十億程度、これに五割という今言われておりますこのパーセンテージを単純に割り掛けますと、平年度の影響が六十億程度になるであろうと、こういうことでございまして、来年の一月からということになりまして、その二五割、十五億円程度の影響になるであろうと、こういうふうな推計をしているわけでございます。

それじゃどういふふうな努力かと、こういうことでございましてけれども、これはまだ詳細がわからない部分が多ございまして、私どももいたしましてでもできるだけ、これはもう日ごろの、予算編成についてもそうでございましてけれども、日ごろの事業運営に当たりまして、また建設計画の実施にいたしまして、できるだけ節減に努めまして、これを経営努力で吸収をしていきたいと、こういうふうな考えておるわけでございます。

○原田立君 その節減に努力する、大変結構なんだけれども、それがもう精いっぱいところで、無理なんじゃないかというのが各委員から指摘されている点なんです。実際政令や省令が出てないから、無理であらうと思うけれども、ただ単に努力だけでは無理なんじゃないかと、こう危惧するのですが、どうなのか。また、最悪な状態として心配するのは、今も鶴岡委員から指摘がありましてけれども、NHKの受信料は、言論、報道機関であるため非課税となった趣旨にかんがみ、その負担を受信料金の値上げという形で安易に転嫁はできないと、こう思うんです。会長の御見解をお伺いしたい。

○参考人(川原正人君) 予算はかなり切り詰めて、もちろんぎりぎりのところで私どもは編成しておりますし、これから先の展開はなかなか簡単にはいかないと思えますけれども、しかし売上

税につきましては、私ども何とか年度間の事業運営の中でこれは吸収してまいりたいというふうな考えております。もちろん、この売上税がかかったからといって、すぐそれを私どもは次の値上げの大きな理由にするというようなことは別に考えているわけではございません。そうではなくて、私ども全体の仕事の中でいろいろこれから必要とする支出がどこまで切り詰められるか、どれだけのものはどうしても必要なのか、それに対して収入の方も我々としてはまだまだ、受信料にしましてもその他の収入にしましても、まだ努力の余地はないかどうか、引き続き検討もいたしますし、新しい体制もとることにしておりますので、それから全体を勘案いたしまして、かつまた一年度だけではなくて、それを長い経営の見通しの中で、いづれ料金の方でそれを補わなければならないかということを総体的に検討するわけでございます。この税金のことだけですぐに料金というふうな短絡しては考えておりません。

○原田立君 郵政省の方に聞きますけれども、民放においては貴重な収入源であるスポット放送料については全額課税対象とし、タイム放送料についてはその一割を広告とみなし課税されることになったようでありまして、広告費の伸び悩む中で、今後の民放経営に与える影響は非常に甚大であらうと思ふんですが、その点はどんなふうに見ているんですか。

○政府委員(森島展一君) 民放につきましては先生おっしゃいますように、その放送番組の提供が公共性の高い、一般日刊新聞と同様、国民の日常生活に極めて密着したという点で広告放送にかかわる部分を除いて非課税、こういう扱いになっておりますが、課税部分につきましては、広告放送にかかわる部分につきましては確かに売上税の影響が出てまいりますが、これは税額の円滑な転嫁というものを図るということによりまして、その影響を民放としても吸収していくことが必要であると思ひまして、この点は関係者にその円滑な転嫁ということを図られるように働きかけていき

たいと思っております。

○原田立君 非課税法人のNHKですら売上税による影響は多大であらうと思うのであります。それ以上に民放においては、今も話のありましたように広告収入について原則課税扱いされ、経営に深刻な打撃を与える。放送行政を預かる郵政大臣として、売上税に対してどう考えているのか。政府・自民党内においても修正論とかあるいは導入延期とか、そういうふうな声が出てきておりますけれども、大臣は本場に導入なさるお考えなのかどうか。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 今局長から御答弁申し上げましたように、放送についての売上税法案では、先生御高承のとおり、NHKの受信料は非課税になった。民放も広告放送にかかわる部分はこれは課税である。放送サービスの中で広告放送というのは課税であるけれども、その他は非課税という特別の配慮が払われたわけでございますが、これは放送番組の提供というものが国民の日常生活に極めて密着したものであって、公共性の高いものであるということが認められた措置であるという理解をいたしております。

それから今度の税制改革で、公平、公正、簡素、選択、効率化、国際化という観点から、国民から非常に御要望の強かった所得税、住民税の減税財源を確保するためには、私は個別の消費税制度の改革も必要であらうと考えております。ただ、今郵政大臣というお話がありました。実は明日の電気通信審議会、ポケットベルに数字ですか、あれの出るものの御承認をいただくこと。また、NTTで開発されておりますポータブルの電話、自動車電話と同じ原理の。これも小型軽量のあれを開発していただいて、今度これも審議をしていただくというこの予定にしております。

また、先生方から今度の放送法の改正案を認めていただきますと、来年の一月一日からはFM多重、ステレオの受信機にも文字や数字が出るようになる。さらに、時々質疑の中にありますテレビジョンの改良テレビで、EDTVというのを民放

が主となってやっておられる。さらに世界に冠たる技術と言われますハイビジョン、これも既にデモンストレーションでできる段階になっております。これは国民に非常な関心を集めておるわけでございまして、非常に単純な計算をいたしまして、三千五百万世帯で五十万のハイビジョンをもしまん入れたとしますと十七兆五千億になるわけですね。そうすると税制改正とか税率とかじゃなくて、だんだん景気がよくなつて、自然増収でも十七兆五千億になる。郵政大臣は内需拡大で、そういうふうなことで私はそれは非常に大事なことでございまして、自然増収でできるようにできるだけ努力をさせていただきますと思っております。

○原田立君 僕の質問と大分離れた答弁だったんだが、あなた、中曽根派の出身の大臣の一人として、そのぐらいい言えないんだと思うんだ。全国民の売上税反対の声を無視して強行実施するようなのは、これはもう理解に苦しむ。また、あなた、大臣の地元の長野県議会においてすら売上税導入に対しては慎重な対処を求めている意見書が提出されております。また、これもいろんな話によりまして、岩手県の参議院選の前の段階で採決したから慎重な対処になったけれども、あの選挙の後だったらば、これは、導入は絶対反対ぐらいな採決がされたのじゃないかと思うんです。あなた、地元の国民の声を無視してやるというふうなことはよくないと思うんだ。もう一遍お答えを願いたい。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 大変原田先生御心配いたいただいて、いろいろ御親切な御意見をいただきまして、私の税制に関する意見は先ほど申し上げましたとおり、国民の皆様からぜひ簡素に徹して、公平、公正な税制の抜本改革を求めておられる、そして御希望の多かった所得税、住民税の減税をするための財源確保のためには個別消費税の改革はやむを得ないと思っております。また、少し方向がちよと曲がってしまうと言われるかもしれませんが、やはり電気通信とい

うものは高度情報社会を構築する上で先導的、中核的な役割を果たさなければなりませんし、やはり幾ら内需を喚起しようと思わしていろいろ努力をいたしても、やはりそれではなかなか景気がよくならない。やっぱり勤労者一世帯で七百万の貯蓄がおりになるんですから、やはり魅力のある新商品が出ると、皆さんは黙っていても買いになる。これはやはり景気をよくすることが先でございまして、たまたま郵政省の関係にはそういう関係も多いわけでございまして、大いに開発をさせていただいて内需拡大を図って、自然増収ができるだけ多くなるように努力させていただきたいと思ひます。

○原田立君 NHKの方に聞きますけれども、二月下旬に行った世論調査によりますと、売上税の仕組みなどがよくわからないと回答をした方が七割以上に上っております。調査表をちょうだいしておりますので、この数は間違いないと思うんでありますが、まさにこのようとき、国民が広く知りがつていっている問題について、政治討論会という形だけでなく、売上税が抱えている問題点とか、それまでの経緯とか、生活に及ぼす影響などを報道するべきである、こう考える、NHKとしても、先ほどからNHKは公共放送として信用度が非常に高いんだと、こういうふうな指摘がありました。私もそう思います。だけれども、一部の意見は、政府に都合のよいものしか報道しない、そういう体質がNHKにあるんじゃないかと、こういうふうな意見もある。今後ぜひ実施して、この政治討論会というふうな形だけじゃなしに、もっとわかるような範囲内において施策、内容をもっと充実すべきである、こういうふうに考えるんですが、いかがですか。

○参考人(尾西清重君) 世論調査の結果につきましては、先生御指摘のとおりでございまして。税制改革、売上税の問題については私が申し上げるまでもありませんが、国民生活に深くかわる重要な問題でございまして。我々もそういう認識を持っております。したがって、昨年夏以来

ニュース、定時番組あるいは特別番組などを適宜編成して、その内容、影響、各界の動きその他を詳細に報道してまいっているつもりでございまして。

最近では三月二十二日午前九時からおよそ三時間間にわたって徹底インタビューをして、税制改革の中身というものをお知らせしたつもりでございまして。また、統一地方選挙につきましても最大のテーマというふうになっておりまして、我々としては、選挙期間中に各種のニュース番組において、選挙戦報道の中で、選挙の最も大きな争点でございまいし、こういう問題を遅滞なく伝えてまいりたい、こう思っております。

それから、世論調査の結果、政府・与党にぐあいの悪いものは伝えないんじゃないかというお話でございましてけれども、そんなことはございせん。三月一日に調査をいたしまして、三月十日に結果を発表いたしました。その中で内閣の支持率、あるいは各政党の支持率の変化、そういったことも詳細に伝えております。

○原田立君 ニューメディアの中でも最も早く私たちの生活の中に入ってくると期待されているのが文字多重放送であります。実用化試験放送として聴力障害者向けにスタートしたもので、専用のアダプターをテレビに接続して見ることができまが、その後文字放送局の全国ネット化、あるいは番組内容の充実等によって利用者がふえてきていると聞いておりますが、受信機の普及の現状はどうなっておりますか。

○参考人(林乙也君) アダプター型につきましては公式な数字が出ておりますけれども、受信機に内蔵する内蔵型の受信機につきましては公式な数字がございまして、各種情報からの推計に相なるわけでございまして、アダプター型、内蔵型合わせまして六十二年一月末現在で約二万四千台から二万五千台というところではなからうかというように推計いたしております。

○原田立君 だから、そんな状態では非常に進行度が遅いんじゃないですか。ヨーロッパなどのよ

うに国境を接している国では衛星を使って文字放送の相互乗り入れも盛んに行われているそうでありまして、またNHKも、民放本体と関連文字放送会社の合同調査団がヨーロッパ五カ国を訪問されたと同つておりますけれども、ヨーロッパの文字放送の現状はどうなっておりますか。

○参考人(林乙也君) 日本で正式に文字放送が開始されました一年たちました機会に、各文字放送会社を中心とした視察団が一月末にヨーロッパを視察いたしましてまいりました。この視察に際しましては、文字放送につきましても先進国ヨーロッパにおきましては、文字放送が着実に普及し、日常生活に必要な情報源として定着いたしておるようでございます。

もともとヨーロッパは、文字放送につきましても早期に着手してまいったということもございまして、また日本語と外国語の文字の性格からいたしましても比較的定着が進んでおると、普及が進んでおるといふことではなからうかと思われまが、受信機につきまして、イギリスにおきまして約四百万台、西ドイツで三百五十万台、そういうような状況というように聞いております。

○原田立君 とときどきテレビで文字多重放送の宣伝の画面を見ることがあるんです。その機械を何か特殊なものを買ってつけなければ利用できないんだと、あるいは説明は私にまだ聞いたことがない。文字多重放送にこういうのがあるよと、この機械を付ければ見えるんだと、これはこういう機械を付ければ見えるんだと、これはこういう説明は、NHKの方にはちよつと一言足りないんじゃないですか。私は何回かその画面を見て思うんです。

文字多重放送の内容、利用者を多くしていこうとするには、その受信機の一層の低廉化ということが大事な問題であらうと思うんですが、そこら辺の関係を伺いたいと思います。

○参考人(中村有光君) おっしゃるとおり、アダプターをつけていただいて文字の多重放送を見ていただくわけでございまして。アダプター、大体十

五万弱という状況であります。一方、テレビの中にあらかじめ組み込んでしまふということであれば、普通のテレビの値段に対して二、三万円のアップでできると。事実その商品が昨年末から出始めております。私どもとしては、このタイプのものを各社ができるだけ安くつくって普及をさせたいということが、普及を促進する道であるというふうに思っております。

○原田立君 文字放送は本来使用されていない電波のすき間を有効に使って放送しているわけでありまして、まだ利用されていない走査線の開放は文字放送の将来を大きく決定するものであると思ひます。どのような計画を立てているのか、お伺いしたい。

また、文字放送がスタートした原点は、先ほど話がありましたが、聴力障害者向けに実施されたわけでありますが、現状を見ると、再放送分を含めても週五時間しかならず、まだまだ十分とは言えない。聴力障害者の皆さんにテレビを楽しんでいただくために、ドラマに關してはすべて字幕番組をつけるようなことも積極的な姿勢として考えていんじゃないかと思ひますが、その点のお考えをお伺いしたいと思います。

○政府委員(森島展一君) お尋ねの第一点のテレビジョン電波にはまだすき間があつて、文字放送のために使えるところがあるんじゃないかということでございますが、確かに走査線が今の文字放送では四つ使つておりますが、四Hと称してありますが、これがすき間から言いますと八Hまでは使える、まだあと四つ使えるという可能性があるのでございまして、技術的に検討しました結果、現時点では受信機の方に妨害の問題があるので、四Hまでということになっております。その受信機の問題が解決しますれば、将来的にまだこのすき間を利用して文字放送のための情報をたくさん送るということもできるわけでございまして、この辺の技術的検討はさらに進めてまいりたいと思つております。

それからお尋ねの第二点の、文字放送でもっと

耳の不自由な方等のために出す番組をふやすことができないかと、こういうことで、これは五十七年の放送法改正のときにも、このテレビジョンの主番組に関連してその内容を豊かにし、またその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならぬ、こういう規定が入っておりまして、この趣旨は、おっしゃる通りに、耳の不自由な方でも文字放送を見ることによってテレビを非常に楽しむことができるようにすると、こういう趣旨も含まれておりまして、私どももこの辺、放送事業者の方でさらに一層努力していただくように指導してまいりたいと思っております。

○原田立君 衛星放送のことで聞きたいんですけれども、衛星放送を受信するにはパラボラアンテナですか、おわんみたいなアンテナをつけないと受信できない。これ一台つくるのに何か三十万とか三十五万くらいかかるのかという話を聞いておりますけれども、それは聞いていた話で、話であって、じゃそういうようなことを、衛星放送をもう少し内容を充実するためにそういう施設が必要なんですというようにこの宣伝は、PRは余りなさっておりませんね。NHKで余り聞いていませんよ。今後も高いお金をかけて打ち上げた衛星の有効な利用に資するために内容も充実、普及した方がいんじゃないでしょうか。それからこういうことが必要なんですという、そういうことのまだPR不足が非常に目立っていると感じるんですが、いかがですか。

○参考人(中村有光君) 先生おっしゃるとおり、衛星を受信するためにはアンテナ、チューナーというものが必要でございます。約二十万から二十五万くらいのおっしゃる値段でございます。そのほかにそれを取りつけるための工事の値段が、そのお家の格好とか、マンションの格好とかということによって違うわけでございますけれども、この辺についての私どもの番組を通しての説明並びに電機メーカー、小売店にお願いしての説明というものは、衛星の始まった折より続けてい

たしておるつもりでございますけれども、なおそういうものを十分周知をしていくようにしたいというふうに思います。

○原田立君 ソウル・オリンピックのことを聞こうと思いましたが、大部分やっておりますから、この問題は割愛します。

今の問題の引き続きなんですけれども、三月十八日、日向灘を震源とする地震の発生に伴って、福岡、大阪両管区気象台から出された津波警報を受け、午後零時四十九分五十七秒、平常の番組を中断し、初めての緊急警報放送を実施したわけでありまして、初め、これに対する住民の反応は一体どうだったのか、それは調べてみますか。

ちょうどこのとき、この放送があったときに福岡において、テレビを見ておった。だからすぐわかったんですけれども、これもいわゆるもしスリッパが入ってない場合に緊急の情報を聴取できるようにするためには、それなりの機械を取りつけないければ聞けないわけでしょう。そこら辺のこのPRも大分不足していますよ。まだ私もどいういう機械をつけたならば、切つてあるときにぱつとなるのかということなんか余りよく知らない。私が勉強不足だから知らないのだからと思うけれども、多くの人も知らないんじゃないかと思うんですが、それをもう少し充実した方がいいんじゃないかという点と、二点お伺いします。

○参考人(尾西清重君) 津波警報が出ましたとき、ちょうど連続テレビ小説「都の風」を放映しておりましたので、全部で五百二十九件の電話反響などがございました。そのうち緊急警報放送についてのお問い合わせは二十二件でございます。それから二十八件は地震の被害状況についてのお問い合わせでございます。この五十件を除いた全部のものは「都の風」の再放送についてのお問い合わせでございます。この二十二件の緊急警報放送に関するお問い合わせのうち、私どもが何回た限りでいえば八件がうまく作動した、五件が作動しなかったという御返事をいただいております。

作動しなかったのは、NHKに周波数が合っていない

なかったというのが一つ、それから電源が切つてあったというのがもう一つの理由でございます。今回初めて緊急警報放送が出たわけでございますけれども、先生のおっしゃる通りに、必ずしもまだ十分周知徹底しているとは思いません。全国的に四万台程度ですが、この機会になるべく普及に努めるように、また受信機を買われた方にはその取り扱い方について周知徹底したいと思っております。

○原田立君 NHKが日曜日に放送した「今、テレビに何が求められているか」というのを拝見したわけでありまして、そこで強く感じたことは、イギリスのチャンネル四が実施している、広く視聴者に番組を批判する場所を提供している点でありました。NHKも現在、毎月一回有識者による「わたしの番組批評」を行っていらっしゃるようですが、新聞の「声」の欄に当たる番組のようなものを考えられたらいいかなものだろうか。この有識者による「わたしの番組批評」というのは、何か毎月一人ずつ人がかわって、だから一カ月一人だから年に十二名、これももしかしたら午後九時四十五分から五十分までの十分間、それも各月の月中の日曜日の日にちよこちよこやっているだけなんです、実際は、こういうようなことでは、いわゆる視聴者の声を放送に反映していくということにはまだまだ遠いんじゃないか、こう思うんです。あります、そこら辺についてのお考えをお聞かせください。

○参考人(尾西清重君) 先生お話のとおり、月に一回「わたしの番組批評」というのを放送しておりますが、いわゆるアクセス番組と呼んでおりますが、こういった番組につきましましては、かなりその国の社会あるいは歴史的背景、国民性というふうなものもありまして、必ずしも各国共通というふうなものでもないようでございます。我々もラジオの時代からいろんな形でアクセス番組を試みてやっております。そういった積み重ねの上に、特にNHKの放送番組について御意見をいただく番組としてこの「わたしの番組批評」という

のを始めたわけでございますが、現在はおっしゃるとおり月一回でございます。しかし、最近になりまして「私のテレビタイム」という二分のミニ番組でございますけれども、これを年間二十本ばかり制作いたしまして放送を開始いたしております。なるべく私どもは視聴者のさまざまな声、さまざまな要望を放送に反映したいと思っております。また視聴者の方々の中には、やはり同じ認識を持っておられる方もありでしょうから、我々としてはそういう声をできる限り広く吸収して番組編成に生かしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○原田立君 これで終わりにしますけれども、外国電波による混信の問題であります。九州においては、地理的に隣国とも近く混信が発生しやすい地域なっております。特にこれからは混信障害が起りやすい季節でもありますが、九州でまだ改善措置がとられていない件数は一体どれくらい残っているのか。混信の問題は、改善措置を行えばそれでよいというものではなく、近隣諸国の局を設置する置局の進展に伴い今後混信地域がふえていくと予想されるため、郵政省としても近隣諸国との折衝などによる適切な措置を行っていくべきであらうと思うんですが、現在までの交渉の経過、今後の方針、それらをお伺いしたい。

○参考人(中村有光君) 外国電波の混信、特にテレビの混信は近くの国から来るということで、九州地区が最も大きく混信を受けるという状況で、六十一年度末約十四万の混信を受けている世帯があるというふうに認識しております。

○原田立君 だから、どういふふうに関係しているのよ。

○参考人(中村有光君) この十四万の混信の状況というのは、電波の混信で、しまの妨害波が入るといふことが季節的にふえてくるわけでございます。ただ、これにつきましては六十二年度にこのような混信に対しては解消すべく計画を進めてございます。

ただ、外国電波の混信と申しますのは、相手側の波によって起こるものでありますので、今わかつておりますものについては対策を講じてできるだけ早く解消するわけでございますけれども、これから出てくるという危険性が決してないわけではないと思ひます。こういうことにつきまして、やはり適切な要するに電波上の措置というのを国のレベルでもお願いしたいというふうに思っておりますし、私どもとしても混信を排除する新しい機械の導入ということ等をいたしまして、これに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○原田立君 郵政省ですか。

○政府委員(森島展一君) 外国混信によりますテレビの被害をいたしましては、NHKにつきましては全国で七十万、そのうち技師長が言われまして十四万が九州地区の件数というふうに理解しておりますが、そのほか民放でも四十万の外国混信によるテレビの混信がございます。これはやはり隣国に近い九州、山陰地方、こういったところに集中しております、特に季節だけの混信というものも相当ございます。

それで、これは私どもも韓国等の電波の主管庁と定期的に協議もして、お互いに混信のないような方法を考えようじゃないかということをやっておりますが、なかなか難しい問題で、その話し合いだけによって解決を図るといふわけにもいきませんので、我が方だけでとれる措置もNHK、民放の両方にいろいろ御指導をお願いしているわけですが、それはチャンネルをかえるとか新しい局を設けるとか、こういったことで相当の解消は図られてきております。さらにこれから韓国との協議もできるだけ頻繁に行つて、こういった混信の解決に努めたいと思つております。

○山中郁子君 六十二年度のNHK予算案の審議に当たりまして、私は三つの点についてNHKの改善を伺ひ、それから私どもの見解も述べ、また改善すべきことは改善していただきたいという要求、要望を申し上げたいと思ひます。

第一点は、二月の三日に高松宮が死去された際の放送のあり方についてであります。

この日に高松宮が死去された以降の番組などにあらわれたNHKの放送は、まさに私は異常という状態があったと思ひます。NHKだけではありません。他の民放もそうでありまして、またこの問題に關して言うならば、マスコミ一般についてもそれらのことが言えると思ひます。これについて、私も、きょうはNHKの予算の審議の委員会でありまして、そのように申し上げるわけであり

ます、通常番組を切りかえて、予定した番組をやめて別な番組を流しました。それからラジオでも歌謡曲やポップスをクラシックにかえる。それからアナウンサーの方が黒いネクタイをして登場していらしたり、また喪服を着て登場した方もあった。事実私も見た方もありますし、そのように見た方の話を聞くということもできます。

それから、高松宮の死去に伴うそれに関する特別ニュースを小刻みに何回も多く流しまして、その結果一つの例として、当日参議院で行われておりました代表質問が細切れになった部分がありました。

私は、まず第一に、なぜこのような特別な措置をおとりにしたのかということをお尋ねいたします。こういうふうな人の死去によつて、このような特別な措置を行うという基準があるのか。私の記憶によれば、かつて大平さんが現職の総理大臣のときに亡くなられた。その際もそのようなニュースを除けば、特別な措置は行われなかったと思ひます。そのことについてまず伺ひをいたします。

○参考人(尾西清重君) お答え申し上げます。申し上げるまでもありませんが、高松宮は天皇の弟宮でいらっしゃる。

（委員長退席、理事大木正吾君着席）
スポーツなど多方面に御活躍をなすつて、国民にも親しまれた方でございますので、私どもとしては、国民感情を考慮してこのような編成を行いま

した。

○山中郁子君 天皇の弟であつても、一私人であることには何の変りもありません。多くの影響を持ったというふうな仮におっしゃるならば、総理大臣などは大変大きな影響を持った、活動をされた方だと思ひます。視聴者の国民の気持ちを考えて、あなた方がそのようなことを押しつける必要は何にもないじゃないですか。何の根拠もないと思ひます。

NHKから、この問題について、どういう番組をどういうふうに変更したのかということ資料をいただきました。その中で、NHKはこういふことをメモしていらつしやるんです。「予定を変更する」ということは、断りを言つたけれども、その断りの中で、「高松宮ご逝去のため」と言わなかつたのは、視聴者に対してNHKが追悼の意を押しつけることをさげやうとの配慮である。」このようにちゃんとメモに書いてある。にもかかわらず、今あなたが御答弁なすつたように、その根本は、明らかにそのような問題を国民、視聴者に押しつけるという以外の何物でもないと思ひます。日本共産党は国民主権の立場から、このような特別扱いには絶対に反対をするものでありますけれども、この点について私は、NHKにやはり公共放送の機関たる責任ある立場から、きちんとした立場に立つていただかなければならぬ重要な今時期にあるということを申し上げたいと思ひます。

天皇主権をうたった戦前の帝国憲法下であるならばいざ知らず、主権が国民に存することを宣言している現行憲法のもとで、一皇族の死去を一大事件として扱つて、しかもその葬儀を国家的行事のようにとり行うこと自体時代錯誤も甚だしい。その葬儀についても、たしかNHKは一時間にわたつて長々と放映いたしました。もつと長く放映したところもあります。その葬儀では、島津司祭長の弔詞は、高松宮が「海軍大佐をつとめはげみたまひぬ」などと述べていて、侵略戦争を推進した行為をたたえた上で、「総理大臣はじめ百々の

仕え人ども」という言い方で、中曽根総理を初め葬儀への参列者はすべて臣民扱いにしている。これは、戦前同様の天皇主権とそのもとの軍国主義の立場に立つたものであつて、現行憲法の主権在民、軍国主義否定、恒久平和の原則とは絶対に相入れないものであります。しかも、今申し上げましたように、この葬儀の状況を長々と一時間にわたつて放映をされている。私は、NHKのみならず、民放各社、新聞等も同様でありましたこの事態は、日本のマスコミの目に余る不見識をさらけ出したものであると思ひます。そして、これらのマスコミの論調の中で、高松宮が平和のために努力したかのように描き出すことが横行しております。この点についても、戦争中に皇族が果たした役割を歴史に照らして冷静に考えれば何ら根拠のないものであるばかりか、終結に当たつての行動も、天皇の戦争責任の回避や、あるいはいわゆる国体護持の立場に立つたものであることははっきりしてあります。私は時間の関係で、それらの論証を多くの史実に基づく資料を使つてここで示すことができませんが、こんなことは常識として明らかになつてゐるところです。これをあたかも侵略戦争に反対したかのように伝え、まさに歴史を偽るものと言わなければならぬと私たちは考えています。

日本のマスコミは、戦前、天皇絶対化と、そして侵略戦争推進のお先棒を担いだという、取り返しのつかない重大な誤りを犯した歴史を持つてゐる。NHKの方々、皆さんよくそのことは知つていらつしやる。戦後、日本のジャーナリズムは、そのことに対する根本的な反省を原点として再出発したはずであります。戦後四十二年を経た今、その立場にしっかりと立脚することがますます重要になつてゐると思ひます。今後とも同様なケースは出てくる。私はこの際、きつぱりとした見識ある放送人としての御見解を会長から伺つておきたいと思ひます。

○参考人(川原正人君) 私どもは全国民の支持を受けて放送を、すぐれた番組を提供しなければなら

らないという使命を持っておりますし、国民の方々の中にはいろんな異なる意見のある方がいらっしゃることはもちろん承知しておりますけれども、やはり私も大多数の国民の方々のお気持ちを感じて、番組につきましてもあるいは報道につきましても一応妥当と思われる判断のもとに放送を続けているわけでございす。今御指摘の番組につきましても、私も大きな間違いを犯したとは思っておりません。

○山中郁子君 私は、あなた方が勝手に国民の心情を察してとかおっしゃるけれども、その客観的な保障はどこにあるんですか。そういうものはないから世論調査いろいろなすたりするわけでしょう。しかも、何ら法律的に特別な位置にないんです。一人の人間なの。一人の人の。総理大臣だって一人。大平さんが亡くなったときだって、きつとたくさんの人々が大平さんの死を悼んだという事はNHKだってお考えになったんじゃないですか。それは、政党の方でなければなおさらのこと、偉大な足跡を残した芸術家や、そのような方々がたくさんの方に親しまれて、そして大往生を遂げられたというときだって、あなた方はたくさん国民が、視聴者がその死を悼んで、そういう心情を持っているというのとは容易に、その限りで言うならばお察しがつくことじゃないですか。私はこのことについて繰り返し申し上げませんが、私はこのことについて繰り返し申し上げますが、まさにNHKの放送人たる、ジャーナリズムの大変重要なところにあるあなたの方の姿勢が今歴史的に問われているところであるというのを重ねて申し上げまして、大なる自戒、今後の自重、そして御研究をいたさるべきことだということを重ねて指摘をいたしまして、次の問題に入ります。

次には、根拠を流れる問題としては今のことも多少関係があるのですけれども、NHKが自民党の方たちとの間で非公式に行っておられる放送懇談会なるものについてであります。これは既に我が党の機関紙赤旗でもかなり詳しく報道して

まいりましたけれども、自民党調査局の非公式活動として位置づけられているものの一つだというふうにも明らかにされております。時事問題研究会とか、関係政府機関との連絡会議とか、ビジョン二十一世紀の会とか、そのようなものが調査局の非公式活動としてあり、その中の時事問題研究会の放送懇談会、マスコミ研究会という二つのものがあって、その放送懇談会です。数年来、NHKはこの放送懇談会に出席されてきたということをは先日の衆議院の通信委員会の我が党の佐藤議員の質問でお認めになったと聞きましたけれども、もう一度確認をしておきたい。いずれにしても、この私が今申し上げました自民党との放送懇談会なるものにNHKの幹部の方たちが今まで出席をなすつていたことは事実であります。そして、その中身はどのようなことが話し合われてきたのですか。二点をお答えいただきたい。

○参考人(川原正人君) 自民党の有志の議員の方々からいろいろ放送のこと、NHKのことについて懇談したいというお話があって、そういう会合に出席したことはございます。何回というところまでは私はよく覚えておりませんが、何回かこの数年の間にあったことは事実でございます。その名称が放送懇談会と言ったかどうか、そこまではつきり覚えておりません。まして、自民党調査局云々のことは私も全く存じておりません。内容につきましては、事の趣旨が全く非公式の私的なお話し合いということで私も公の場に應じたものでございまして、そういうものは公のものでも公式のものでもございせんので、ここで私から御答弁するのは差し控えたいと思っております。

○山中郁子君 公のものでも公式のものでもない、特定の政党、しかも政権党ですよ。その政党とNHKの幹部が話をされて、そしてその中身は言うことができないというものは一体何を意味するのでしょうか。そんなことがあつていいのでしょうか。まず、私はその問題の持つ根の深いところをやはり考えていたかなければならない。

自民党は、私が今手元に持っておりますのは、昨年の十一月十一日に案内状として出しておりましたが、放送懇談会として、奥田さん、佐藤さん、お二人とも郵政大臣の経験者でいらつしやる。その方たちが世話人ということで、「放送懇談会開催のご案内」ということをされております。この文面によりますと、NHKの幹部との懇談は済んだ、これから先、次のように懇談をしたいのでぜひ出席してほしい。テレビ東京、日本テレビ放送網、東京放送、全国朝日放送、フジテレビジョンと、民放各社です。これが一つ明らかに、自民党の放送懇談会からの放送事業者への懇談の申し入れ。昨年十一月五日にNHKと行つて、その後今申し上げましたものにより十一月二十六日テレビ東京、十二月三日日本テレビ放送網、十二月四日東京放送、十二月十日全国朝日放送、十二月十一日フジテレビジョンと、こういうふうな案内を出している。それで、そのホテルには個人の世話人のお名前だけ出して、公式の何の会議をやるのか、そういうものは出ていない。まさに会長がおつしやつたように非公式、というよりはむしろ秘密に行われる、そのような性格を察せられるような実際の開き方でした。これは、その前の年は、NHKとは十二月五日、赤坂プリンスホテルでこれをおやりになつてはいます。会長は御記憶があるはずで、そしてそこで交わされた懇談の内容として、自民党が自身報告書として取りまとめられていらつしやる。

そこで、私は今、事の重大さに照らして幾つかのことをNHKにもあえて申し上げます。これはないしよであつた方が自民党と話をして、それで国民に隠して済ませるようなものじゃないからです。「懇談要旨」として自民党がまとめたものは、NHKとの懇談の中身はこうこういふものである、これを民放の各社に回覧をさせて、社長だけが閲覧をするという種類の文書として配っている。例えば「天皇御在位六十年記念式典の報道」をネグレクトしたのはどういふわけか、やらないのは。それから終戦記念番組について、「最

近は反戦・反米に力点が置かれている」。基地反対報道については、「報道する記者自身が反対の立場に立っているばかりか、知事・市長など反対の立場の人の意見ばかり流し、外務省・防衛庁の責任者の意見をきちんと伝えない。これは「偏向放送」ではないか。あるいは、基地反対運動に対する肩入れだ」。裁判報道については、「公害、政治色の濃い裁判の判決当日の現場報道は、係争中の一方だけをクローズアップし、記者の解説も公平とは程遠い」。これらのことについて、NHKはこう答えた。自民党は報告書をまとめているが、まだ直らない部分もある。(基地反対運動の肩入れなどの指摘に対し) そのように受け取られる所がある。人選はきちんとしていきたい。何というだらしない、なんという卑劣な態度ですか。NHK特集については、「全体としての評価は高いが、中には「その日、一九九五年の日本」、「世界の科学者は予見する、核戦争後の地球」のように、情緒的で危機感が過度に強調されていたり、「核戦争後の地球」のように、国会で国民に恐怖を抱かせ、国防意欲を失わせる偏向番組だと批判されるようなものもある」。これに対しては、「記者の報道に一部情緒的でバランスを欠いているという点はあるかもしれない」。そのようにNHKは答えた。ドラマの偏向内容。「ドラマに、反戦・反核・反安保・日本人の残虐性などを不自然に強調した部分が目につくという指摘があり、「おしん」「炎熱商人」「山河燃ゆ」「心はいつもラムネ色」「富士山麓」などの内容の一部が例としてあげられている。またたくさんあります。

このようなことが懇談会の中身で、そして自民党が取りまとめたおられるんです。そして自民党とNHKがこのような話し合いをする。そしてNHKが、私はあえて申し上げますけれども、毅然とした態度を維持することなく卑屈に、政権与党のこのような干渉です、放送への。それに屈しているさまというのは、まさに日本の表現の自由、放送、言論の問題の根つこのところを脅かす大変

重要な事態だと思わざるを得ないので、私は今あえてNHKにこのことを伺いをしていただいております。まさに政権党のNHK、公共放送たるNHKへの干渉じゃないですか。民放各社の懇談にもそういうことがたくさん出てくるんです。きょうはそれを御紹介する時間ありません。

川原さん、これは自民党からそういう申し入れがあったから、嫌だと言わなければならないから行った。それで行って、非公式だということから外に出すわけにはいかないと、そういうふうにおっしゃっておいで、例えばことしの事業計画見ますでしよう、たくさんいろいろなこと書いてありますよ。一つだけ例挙げれば、「放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。」こうした類のことはいい書いてあるわけですよ。そして何回も委員会の中であんな方はそのように答えていらして、私ども当然のことながらそういうことを要望し、期待もしてきています。私は国民に対して二枚舌であつてはならないと思います。率直にお考えを聞かせていただきたい。

○参考人(川原正人君) 先ほども申し上げましたように、私どもはこの懇談会と称するものは全く私的なものでありまして公のものとは考えておりません。本来私どもはいろいろな方の、私どもの事業に対する国民の各界各層の御意見は率直に承らうと。かなり、場合によりますと結論が最初からわかっているような御意見の場合でも、あるいは多少場所によると、まあ危険を感じるという大げさですけども、相当あらかじめ御意見のわかつているような方の会合であっても、私どもは意見があるというお話があれば、率直に承らうとしております。電話でかかってくる視聴者の御意見に対しても、私は電話に出た者に、絶対こちらから電話を切つてはいけな、相手の方が十分に御意見を言われるまで最後まで聞きなさいということをお願いして、夜の夜中に、本当に二時間、

三時間にわたって電話をかけてこられる方もありますけれども、それでもなお忍耐をして、我慢をして聞きなさいということをお願いしております。いろいろな場所でも、その会合の性質によっては出席をお断りすることもありますが、できるだけ幅広くお伺いしようという気持ちでいるわけでございます。

しかも、この有志の議員のお集まりのときは、全く非公式のプライベートなものだということでお話をしに行つたものでございまして、もとよりその内容につきましても、全く私はそれは責任を負いません。そのような文書によつて報告書ができていゝるなんてことは全く私の知らないことでございまして、その内容の正確さについても、むしろそこに私が今いるんなことを言うこと自体、私非常に私の立場で不思議だと思つております。その内容のことについては、一切コメントする立場ではございません。

○山中郁子君 だか何つていゝるんです。どういゝる話をなさつたんですか。私は、自民党がこういう報告書を書いていゝるからといって、NHKが本当にこのこととつて言つたのだらうと思つてないですよ。そんなことは。でも自民党はそういうにまゝめていゝらつた。だつたらあなたは、NHKとしては、我々はそんなことしてない、あのとき話した内容はこういうことで、自分たちはこういう主張をしたんだと、そういうことをおっしゃるべきじゃないですか。私はそのことを申し上げていゝる。

で、時間の制約もありますから、この問題に関して、私は最低約束をいただきたい。これは川原さんも先ほど出たということをお認めになりまして、私も先ほど出たこと、主要なメンバーがみんなお出になつていゝるんです。それもちゃんと、もう出席した人々の名前もみんなちゃんと記録されていゝる。こういうことが自民党から話があつたとしても、公に国民の前で、またあるいは国会で堂々と報告ができないようなこういう会合

については、あなた方はやはり受けるべきではないと私は思います。そのことは今後ぜひとも約束をしていただきたい。だつてそうでしょう、「瓜田に履を納れず、李下に冠を正さず」という言葉があるけれども、政権党と放送事業者、しかも公共放送、NHKのこんな最高幹部が国民に隠れて、結局隠れてです、秘密に、内緒に話合つて、その話した内容もだれにも報告できないなんていゝことは、一体何が行われていゝるのか。それはみんな思ひますよ、ああ自民党がどうせきつと干渉したに違いない。こういうことはやめるべきです。公然と、どの政党とでも公然と国民の皆さんの前に明らかにできないような話合ひは、政党とだけの問題ではありませんが、今あなたがおっしゃつたようにいゝるんな懇談会ありますね。それからまた、こういう国会の場でやればいゝんです。私どもはNHKの問題についてはこゝでいろいろ議論します。各党ともこゝで議論できるんです。

政党内でやるんだつたら公式に、公におやりになつたらいい、そういう政党の申し入れがあつたらね。だから私は、何も自民党がこういうふうに入れたからといって、そのように国民に明らかにできないような内容の話合ひにNHKが応ずることと自分が、これが誤りである。自民党やつていゝることが誤りだといゝことは当然のことですよ。それは、今はNHKの審議をしていゝますからそのように申し上げていゝます。これはぜひお約束してください、これからはそういうことはやめると。

○参考人(川原正人君) 繰り返して申し上げますけれども、私は自民党とお話をしたつもりはないんです。自民党の有志の議員の方からいろいろお話をしたいといゝことで、どういゝるお話かなと思つて毎日出ていゝるわけでございます。私が出なかつたことも正直でございます。それから、全部の役員が出るわけではございません。どのようなお話があるかわかりませんが、時によれば技術のこととがわかる人間も出ていゝるわけでございますけれども、そういう趣旨でございます。もちろん一番国民世論を聞く場としては、この国会であるといゝ

うことは私はよく承知しております。まさに、この参議院なり衆議院なりの通信委員会の場こそ国民の代表の方の御意見を、その権限と資格において十分御開陳なされる場所でございますし、私どももまた、こゝで正式な立場において御意見を承つておるわけでございます。これは一番の最高の場であるといゝことはよくわかつております。したがひまして、非公式な場におけるいろいろのお話合ひについては、私どもももちろんいゝる角度で慎重に対処すべきだと思ひますけれども、状況、場所に応じまして、そのときの私どもの自主的な判断であくまで対処してまいりたいといゝうふうに思つております。

○山中郁子君 あなたが自民党としてであるのか、私人、組織じゃなくて有志だと、どういゝうに仮におつしやつても、お考えになつても、自民党の政治家の多数の人たちとどういゝう話をなすつたことはこれは事実で、そして現に私は、だから私どもが把握した事実に基づいて、これは自民党の中でのいゝる組織的なものですよといゝことも申し上げていゝるんです。ですから、本当にその点では、放送事業者としての死命を制しかねないいゝる行動は大いに慎むべきであるし、絶対に今後そのいゝる形で国民に公にできないいゝうな、しかも政権与党の人々とのいゝる話合ひ、いゝるいゝうことはおやめになつていただきたいといゝう、私は割合わかりやすいことを申し上げます。

私、NHKの会長に申し上げるのもどうかと思ひますけれども、放送法の第一条にはこう書いてあります。〔理事大木正吾君退席、委員長着席〕「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」自律、みずから律することです。何ら権力の干渉やいゝるいゝるものを受けてはいけなといゝうことが、これが生命線なんです。そのことを重ねて私は申し上げます。やはりそれでもあつた、そういう私人、有志の人とだつたら、

プライベートに話もやっぱりするといふうなことをおっしゃいますか。それはぜひともやはり視聴者に対して、国民に対して、そういうふうなことにについては自重していくという約束はしたいだきたい。

○参考人(川原正人君) 私どもやはりこういうジャーナリズムとしての立場として、おおよそ権力のある方々、あるいは一つの権限をお持ちの方々、あるいは大変失礼ですけども、ある意味では行政当局の方々と、おおよそ一定の距離を保っておかなきゃならぬということは、それはもうそのとおりだと思っております。ただ、やっぱり私どもも生きた人間の社会で仕事をしておりますし、生きた人間の関係ということもございまして、そのときどきに應じて、やはりいつも逃げ回ってばかりいることも能ではないと思ひます。こちらの態度はもちろん毅然としたものを持たなければならぬと思ひますし、放送法のこととは重々承知しております。法律による権限に基づく場合でなければ、いかなる者も干渉してはいけないということもきちんと放送法の三条にも書いてあります。そういう法律に書いてあるとなかろうと、おおよそジャーナリズムというものが、番組の編集なり企画なりに対して毅然とした自主的な立場を持っていかなくちゃならぬということは、もう百も承知でございます。それがなければ、NHKの存在価値も私はないだろうと思っております。そのことは重々踏まえた上で今後のことに対処してまいりたいと思ひます。

○山中郁子君 逃げろとか、そういうことを私は申し上げてないの。要するに、国民にないしにしないやならないようなことはおやりにならない方がいいて、またそうあつてはならない。今放送法の理念として申し上げましたけれども、それがやはり放送事業者の生命線である。事実の問題として、言論表現の自由を守るその大きな日本の国民の権利の生命線であるということを重ねて申し上げます。

次の問題に移ります。

先ほど原田先生の御議論、その他の委員の方の御議論にもありましたけれども、売上税やマル優廃止の当面の問題との関連であります。これは目下最大の政治問題でありますけれども、したがって、NHK自体の経営にこの売上税の問題がどのような影響が与えられるかというところは、それ自体も大変重要な問題で、けさほど来からの質疑があったところだと思ひます。私は、それをやはりもう一つ全体的な問題としてぜひこれを考えていただいて、地方選の最大の争点になつていくわけですから、国民の皆さんからも、NHKのアンケートでもわからない、もつと知りたいことがあるということが出てくるというのは先ほど原田委員からもお話がありました。今後の国の財政や経済、国民の暮らし、これを左右する大変重要な問題でありますから、こうした声にこたえて、やはりNHKがもつと積極的なこの中身について国民に、視聴者がわからないと思うことについて、わかるように問題点をきちんと正確に詳しく深く情報を提供するということにもつと積極的である必要があると思ひます。

HKとしては視聴者のニーズにこたえているとはいひたいというところは事実だと思ひます。したがって、今後より積極的にそれらの問題についてこたえていたきたいと思ひますけれども、今後の計画というか考え方、姿勢について伺ひたいと思ひます。

○参考人(尾西清重君) 売上税が国民生活に深くかかわる重要な問題であることは私も先生と同感でございます。したがって、今度の地方選における最大の焦点にもなつていようかと思ひます。我々としては、ただ興味本位におもしろおかしくではなく、先生が言われるように一体何だと事実を詳細に深く追求してお知らせするというのが公共放送の任務だろうと考えております。今後ともそういう姿勢でやつていくつもりでございます。これから選挙戦が展開される中で都知事選あるいは県議選、あるいは統一地方選挙の投票日の前、その他もろもろのタイミングをとらえて「ニュースワイド」あるいは「NC9」、あるいは「政治討論会」等で地方選の最中は取り上げますし、またこの問題は、地方選が終わつても続く問題かと思ひますので、今後とも積極的に取り上げたいと思ひます。

○山中郁子君 これはこの問題だけじゃなくて、私もやはり、先ほどどなたかが指摘されていましたが、NHKの最近の中心的政治問題に対する取り上げ方がやはり少し鈍感だという印象は免れません。印象だけで余り極端なことを申し上げる気はないのですけれども、例えば国家機密の問題なども、NHKとしての論陣なり積極的な取り組みは見られなかったです。これも民放各社に比べればやはり大分違つておりましたというようにいろいろなありますので、その点についてはぜひ権力の干渉などというものに屈することなく、NHKのその公共放送としての国民の期待にこたえる立場をしつかりと確立をして、この大事な政治状況の時期にこたえていつていただきたいと思います。

そうでなければ、私は皆さんに注意を喚起したいと思ひます。

いのですけれども、政府広報というのが、今もかなり精力的に売上税のPRではあつたとやっています。それで、これも一つ大きな問題なんですけれども、きょうは総理府の方においでいただく時間的余裕がありませんでしたので、またしかるべき機会にこの問題も明確にしたいと思ひますが、総理府提供の広報番組が、例えばちよつと拾つただけでも、テレビ朝日系が「あまから問答」など六番組、ラジオがTBS、「クロースアップ」に「ばん」などの二番組、そのほかにもいろいろいっぱいそういうものがあつて、それでたくさん売上税のあれを政府の立場からPRしているわけですね。

最近も三月七日の「あまから問答」に中曽根総理が出演して、不返答の決意で実行すると、こう述べて、それで、この番組で総理が発言したことが次の日の新聞では全七段の広告、新聞広告としてこれが出されたのです。そういう点でも今までかつてないような、そういう宣伝に今一生懸命取り組んでいるわけですよ。このこと自体は、売上税やマル優廃止で国民が大きな被害を受けるというところで、今大きな怒りの声が全国的に巻き起こつていて、それを押し通そうとする、それをこまかくとすると、そういうような国民の選挙をとろうとするというところで、これだけの莫大なお金をかけて広報で、テレビでもやつたり新聞でもやつたりするわけですね。そうすると自分たちが、国民の立場から言えばですよ、売上税やマル優廃止でたくさん自分の増税の攻撃を受ける、そういうものをたくさん自分たちは奪い取られていくというような税制改革、そういうことのために必要なお金を、一生懸命まじめに払つた税金から、これまた莫大なお金を、そういう自分たちがもう苦しい思いをする税制をつくるために、テレビや新聞に広告料としてお金をたくさん使われるわけですよ。全くこれは二重の踏んだりけつたりだといふふうに言わざるを得ないのです。

ですから、一方でそういうふうにはあつと売上税、マル優廃止の問題について政府サイドの、

中曾根さん流のそういう宣伝が行われているわけですから、だから本場に放送の立場に立つて、本場の正しいその理解、どういふところをはっきりさせないといけないのかというところを、やっぱりNHKはもっと積極的にちゃんと行おうというところを、この当面する大変重大な政治問題、国民の命にかかわるような、生活にかかわるようなそういう重大な問題に照らして、何のための公共放送かというふうに言わざるを得ないと思ひます。

売上税、マル優廃止の問題はもとよりでありまして、先ほどもちよつと申し上げました国家機密法の問題、その他政治的な重要な課題に、あちらに気をかね、こちらに気をかねというような態度が視聴者にかがいかれるような態度は振舞ひ、NHKが真に国民、視聴者の立場に立つて、自律したその放送の事業の実態を示してくださるよう強く期待をし、また要求もする次第です。

最後に会長の御決意のほどをお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

○参考人(川原正人君) 私どもとしては常に表現の自由というか、あるいは報道、言論の自由というものの、これは絶対に譲るべからざる私どもの立場でございます。その立場に立つて、しかも国民の方々に必要な情報、あるいは番組というものは正確にかつ公正な立場で提供してまいりたいと思ひますし、いろんな各方面からの御批判については、繰り返し申し上げますけれども、謙虚に耳を傾けまして、視聴者の方々の御納得のいくような番組を提供してまいりたいと考えております。

○橋本孝一郎君 私、質問申し上げます前に総合的な意見をひとつ申し上げたいわけでありまして、六十二年度の予算を拝見し、かつまた、けさほど来からの質疑の中で川原会長が述べられておりますように、ちょうど今NHKの置かれておる状態というのは、五十年、五十四年、五十八年と四年に一回来るオリンピックのようないづゆる値

上げの時期だと。六十三年度は、はつきりおつしやらないけれども今までの実績、五十九年から六十年までの三カ年計画、大変御努力なさつたわけでありまして、さらにニューメディアへの挑戦、あるいは売上税——この問題はわかりませんけれども等々、経費増を考へれば、当然次の段階に値上げという事態にならざるを得ないだろう。そのために経営の方で随分いろいろと努力なさつておられることについては私は敬意を表したいと思ひます。そのことはききよう御出席の幹部だけの問題じゃなくて、やはり一五千人、NHK全体がびりつとしたそういう姿勢でないと、この問題は私

は買けないだろうと思ひます。社内でも教育等を初めいろいろの施策を講じられておると思ひますけれども、そういう点で、ひとつさらにびりつとした今後の運営を上から下までやはり徹底する必要があるんではないかと思ひます。

そういう立場で二、三の問題、できるだけ重複しない問題について触れてみたいと思ふんですが、要員関係の問題で、けさほど来から本年度二百八十名純減、一万五千人体制を一つの当面の目標となさつております。しかし、NHKを主体とする放送事業というグロスで見てもいいですし、NHKでは十一の関連会社があるわけでございます。そのうちで直接関係ないのもございますけれども、例えばNHK美術センターとかテレビサービス、この二カ所が約九百名の人員を抱えておるわけでありまして、ほとんどこころはNHKからの受注を主体とした経営だろうと思ひます。それも一つの経営形態なんです、そういうところでグロスで考えた場合に、メリットが出てくるのかどうか、この点についてひとつお聞きしたいと思ひます。

○参考人(植田豊君) NHKが現在出資しております会社が御指摘のようにNHKエンタープライズ等関連団体が七社ございますし、そのほかに日本文字放送等、文字多重放送を実施する会社等がございます。これらの会社がいずれも社会経済情勢全体の動きの影響を大変強く受けておるの

もちろんでございますが、全般的には現在おおむね順調に業務を行つております。

メリットをいたしましては、これらの出資会社と業務を能率的に分担をするということで、要員、経費の効率化を図りたいと考えておりますし、その実施しておるところでございます。

それから、一方、協会が長年にわたりまして、番組でありましてかあるいは人材、あるいは制作のノウハウといったNHK独自の蓄積もあるわけでございます。

【委員長退席、理事岡野裕君着席】
これらの関連会社を通じて公共放送の目的、使命に反しない範囲で最大限受信料以外の収入の増大を図るという方向にもつなげておるところでございます。何とぞよろしく御理解をお願いしたいと思ひます。

○橋本孝一郎君 今質問しない副収入の増大に向かつて、これらのせつかく持つておる技術を生かしていくという面でも努力なさつておるのには結構なんです、最近新たに情報処理に関する事業に三億円の出資が予定されているようですけれども、具体的にどこを予定しているんですか。

○参考人(井上豊君) 今御審議をいたいただいておる六十二年度の予算の中で、私ども出資につきまして三億円を予定しているわけでございます。今お尋ねのコンピュータという意味で、私ども放送センター、本部の事務のオフィスオートメーションというものを今推進をすべく準備をいたしておりますけれども、これらに関連をいたします業務を委託をしていく、こういうことでございますので、まず第一点は、NHKコンピュータサービスの基盤整備といった点で出資を考へていきたい。第二点目は、放送センターのビル管理業務という意味で、やはり委託を拡大するといふことでございまして、NHKビルメンテナンスの体制整備という点で出資を考へたいといふふうに考へております。

研究プロジェクトに對しましても、今後の状況を見ながら出資を検討してまいりたいといふことでございます。

○橋本孝一郎君 本体をスリム化していく。しかし、それは表面上そのように本体をスリム化していくことはいわねえんですけれども、プレスで見ていった場合に、私はやはり経費増になつていかないうちに、そういう努力を全体としてやつていかないと結果として何にもならないと思ひます、その点について、ぜひひとつ留意をしておいてもらいたいと思ひます。

それから、それとは直接関係ありません。先ほども一人御質問ございましたが、契約収納関係経費なんですね。御説明によれば、いわゆるほとんど八五%が人件費である。しかもそれに従事する層というのは、四十歳以上のいわば中年以上の方々がばかり。この方々によつて九十万件のいわゆる未収需要家に対するアタックとそれから恐らく訪問収納の業務、この二つがの方々のやつておることだと思ふんですね。数字から見ても、残り三%、換言すれば受信料収入の大まかな割り方にして約三〇%、それに対する契約収納経費が三百六十五億、これを見ていきますと、何か一千億足らず取るのに三百六十五億、三〇%の人件費がかつておるのにも見受けられるんです。下手すると、モチよかこの方が高くつくような格好になるんですけれども、こういうことについて最近努力なさつておるようですが、もつと違う別な発想で、いわゆる専門職的なものとして、あるいは専門分野として、そういうものを関連として考へていくような方法はないのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○参考人(松本幸夫君) 今契約収納関係費というのは全体として六百数十億がかつておるわけでございます。これは職員の人件費を含めましてそれだけかかつておるわけでございます。全体として受信と収入額のおよそ一八%強のものがそれにかかつてしまふという状況があります。それは確か

に我々としてはできるだけ口座を推進いたしまして、同時に受託者一人当たりの受け持ち数等もあやまして、受託者の数も減らしたい。それから全体としてコンピュータの高度化ということもバックにしながら仕事の平準化を図りまして、職員の仕事も図ってまいりたいというふうに考えております。そういった形で、私としては、同時に日常的な業務でございまして、これはどうしても業績を落とすわけにまいりませんので、業績を確保しながらそういう効率的な業務運営に向かつて進んでまいりたいというふうに考えております。

特別に何か受託できるような機関をつくって云々という御発言だったかと思いますが、これも、これは大変受託者の仕事、あるいは職員の仕事もそうでございまして、大変厳しい仕事だということも思います。率直に申し上げて、受託者の募集をいたしまして仕事の内容を説明いたしまして、三分の一ぐらいの方はおやめになつてしまふ。これはとても無理だということで御辞退なさる。二年ほどたちますと、委託した側が適任者であるというふうに思つても、二年ほどで四〇%以上おやめになつてしまふという状況も事実としてはございまして。そういった形で考えますと、特別の会社これに委託して本当に公平負担というか、厳しい仕事に耐え得るかどうかというところが我々としては若干疑問に思つておるわけでございます。私どもはやはり直接今職員と受託者によつて、NHKが直接それを管理していくやり方というものが私は必要なんじゃないかというふうにも思います。これから先いような雇用の形というのが出てまいるかとも思いますが、また仕事のやり方ということについては、各般の探索もしてまいらなければならぬというふうにも思いますので、特別のモデル地区等というふうな試みもしてまいりたいと思つております。また民間のノウハウ、それもできるだけ学ばしていただいて効率的な仕事ができるようにすればできるのかということに全力を傾けてやつてまいりたいと思つております。

たいというふうにも思つております。○橋本孝一郎君 過去この問題は常に出されておる問題ですから、いろいろ検討されておることと思ひますので、私どもがいきなり申し上げることは必ずしもかみ合わないかと思ひますけれども、むしろまた逆に言うところ、それだけに失礼な言い方かも知れませんが、マンネリ化の傾向に陥つていく傾向もややとあるわけなんです。ですからそういうものを是正し、そして実績を上げていくというためには、やはり思い切つたそういう方法も一考ではないかということであえて申し上げたわけなんです。次に、衛星放送で民放連との関係についてちよつと尋ねたいんですけれども、BS3時代までに衛星放送受信世帯が百万世帯ということの一つの目標に置かれておるわけでありましてけれども、試験、実験の段階でしかまだございせんけれども、過去の普及状況から判断して果たして可能なかどうか。また、普及策として郵政省も具体的に何か考えられているかどうか。なお、この二チャンネルのあり方について難視聴解消問題との兼ね合い及び独自番組の制作を実施した場合、NHKの予算、すなわち財源問題についてもどの程度検討されておるのか。また独自番組の編成は、いわゆるNHKのモアチャンネル、巨大化になるとの批判が民放の放送計画委員会より出されておられますけれども、これについてどのような考えを持っておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(森島展一君) 衛星放送につきまして幾つかのお尋ねでございしますが、まず最初にBS3までどの程度衛星放送の受信機が普及しておるかという予測につきましては、五十八年当時郵政省で外部に委託して調査したものがございまして、この予測では、BS3が打ち上げられるまでは百万世帯ぐらいの衛星放送受信機の普及があるだろうということが出ておりました。しかし、五十九年にBS2aが打ち上げられ、それからその後2bが打ち上げられたということとござい

ますが、それが多少トラブルがありまして、2aにつきましては、一チャンネルしか放送できないとかそういうようなこともございまして、確かに五十八年当時の予測からいたしました百万という数字を達成する、六十五年のBS3打ち上げまでに到達するというのは非常に難しいのではないかと、相当な努力をしなければいけません。ただ、こういう衛星放送というふうなニューメディアに対する関心が非常に高まつてまいりますれば急速に普及していくということもあり得るわけであつて、それには、この衛星放送の魅力ある番組が放送されればそういうことも可能だということにも考えますので、その辺はひとつNHKでも御努力いただきたい。ただ、そのためには、その次の御質問にござい

ますように、財源の問題で、お金をかけないといふいろいろな番組が、独自の番組ということも拡大できないという問題が出てまいりますので、なるべく効率的な衛星放送の実施ということで、その中で魅力ある番組を考えていただきたい、こういうふうにも思つておるわけであつて、さらには実験という形で、これは夜間になります、ハイビジョンの実験とかその他PCMの実験とかいろいろあるわけとございまして、そういった面でもいろいろの普及、将来の普及促進に向けてやつていただきたいと思つております。

それで、二番目の財源の問題に入りますが、二チャンネルでBS2bで試験放送を続けておるわけとございしますが、これがともとも難視聴の解消ということからしますと、地上のテレビ、二チャンネルの番組をそのままの衛星に上げるというものが基本でございまして、ただ、この形では、もうたびたびこの委員会でも御説明いたした難視聴の実態というのが大分以前と変わつてきておりますので、この難視聴ということの対策はこれは当然必要でございしますが、番組の組み方の工夫によつて、その難視聴にも対処しつつ、むしろ衛星放送の普及促進という方に重点を移していくような番組編成というものもあつていいん

じやないかということが、どうも国民的な理解が得られつつあるのではないかとこのように思われます。これにつきまして、第三の御質問になるかと思ひますが、民放連の方では、衛星放送によるモアチャンネルをNHKがやるということについて、これはNHKの肥大化ともなりまして、そういうことをやるのはどうかという反発があることは確かでございますが、私どもも民放の方ともいろいろそういうことで意見交換もしておりますが、やはりNHKが衛星放送という、将来非常にニューメディアの中の大きな国民的な期待が寄せられているものに対して先導的な役割を果たすということ自体には民放の方も理解はしていただけるのではないかとこのように考えております。ただ、それが将来にわたつて、NHKが非常にチャンネルを衛星も地上もたくさん持つというふうな形になることは、これは公共放送の事業規模、財源ということで根本的な立場からはつきりした方向づけが必要と。そういう方向づけは、先ほど来も何遍か申し上げましたが、いろいろ郵政省の方としても関係の方の御意見をお聞きし、国民的なコンセンサスを得る形で方向づけを早くしたいと思つておりますが、そういった中でこの方向が出てくればいいと思つております。それで、NHKとしましては、やはり先ほど来繰り返しますように、魅力ある番組で先導的な役割を果たしていただきたいというふうに思つております。

○橋本孝一郎君 民放との関連でも一つお尋ねしたいんですけれども、民放との共存共栄というんですか、そういう立場から、しかもNHKがこれから非常に衛星放送を初め新企画に向かつてどんどん事業を進められていくと、どうしてもやはり要員との関連も絡んでまいりますし、あるいはまたNHK全体の組織とも関連してくるわけですが、民放というものは、ローカル番組にも相当ネットワークが普及してまいりましたので、地方向け番組というものをある程度民放に任して、NHKはあくまでもそういうセンタ的な役割と

それから新しい技術への開拓と、そういう大きく分けて地方向けの番組でも相当今まで人員なりその他経費を含めて出しておる、出費しておるわけでありまして、そういう面をある程度経費削減という意味で、民放との共存共栄という意味で民放にある程度任せていく、そして地方を整理統合して効率化していく、そういうことはお考えになったことはないでしょうか。

○参考人(植田豊君) NHKは、全国向け放送と同時に、地域向け放送が協会を支える非常に重要な柱だというふうに考えております。地域の視聴者のニーズに合った地域放送サービスを多様にやっていく必要がある。このことは同時に、全国向け放送、豊かな全国向け放送にも大変大きな寄与をしておるというふうに私も考えております。したがって、この地域向け放送にも今後必要な範囲で努力をしてみたいと思っておりますが、一方、先生御指摘のように、地域放送サービスの放送局の体制につきましては、なお私もとしては検討の余地があるというふうに考えております。これまでも効率的な業務体制の実施、例えば一つの県内に二つあるいは三つの放送局がある県もあるわけですが、これらの見直しをしてまいりました。幾つかの地方での見直しにも努力してまいりました。しかしながら、一方で各局の創意と主体性を生かして、それぞれ地域で自律的な活力のある番組サービスしてもらいたいと、必要な充実もしてまいりました。現在全国的な観点から、本部も含めまして、地方局全体の体制の検討をしておるところでございます。

○参考人(林乙也君) 現在NHKといたしましては、衛星放送事業につきましての将来的な展望といたしましては、現時点では何よりもまず事業基盤の整備を図っていかねばならない段階だということに考えております。

(理事岡野裕君退席、委員長着席)
そのためには、衛星の特質を生かしたサービスを提供するというサービス面についての展開と、それからそれとの絡みにおける普及の問題と、それ

から将来における受信料制度の問題ということなどにつきまして鋭意詰めてまいっておるところでございます。

BS3の段階におきましては、民間放送事業も新たに参入してまいるわけでございます。現時点におきましても、日本衛星放送株式会社など、そこあたりの将来につきましてもの取り組みについて、双方とも相互に協力しながら衛星放送事業というものを発展させていかなければならぬということ、私どもいろいろな意見の交換を図っておるところでございます。やはりBS2段階、BS3に入る前の段階において百万程度の普及を図るということが、特に民間放送事業団の立場に立つてみても必要であるというふうなことが私どもの方にも伝えられておるところでございます。そのためには、やはり放送番組の点につきまして格段の充実、すなわち魅力ある独自の番組を提供していくという形の中で、BS3の段階までにはやはり事業基盤というものを確立していくということが必要ではなからうかと考えております。また受信料のありようの点につきましても、それに向けて鋭意検討を詰めてまいらるということでございます。

○橋本孝一郎君 要員の問題で一つお聞きしたいんですが、要員の策定というのは当然業務量と見合ったものでなければならぬ。何もふやすだけが要員策定の仕事じゃないわけでありまして、先ほど来のお話聞きました。例えば集金業務というのは労働集約型産業でありまして、これは大変要員を必要とする。一方、またニューメディアについては、これはある程度装置産業でありますから、必ずしも要員の面においては、それと比較においてそう多くないと思えます。しかし、業務量がふえていくわけですから、そういう中で要員を削減していくかなきゃならぬというのは大変なことになるわけですが、それは労使の問題として解決されるわけですが、六十二年十二月三十日に閣議決定されました「昭和六十二年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針」、その中に

「現行計画を上回る要員の削減の実施等」要員の合理化が掲げられておりますけれども、これについて、今より業務がふえていく、さらにまたもつと要員を減らせというふうな、そういうふうな受け取るわけですが、これについてどのようなお考えをお持ちか、かつまた実行されようとしておるか、お尋ねしたいと思います。

○参考人(植田豊君) 先生御指摘の閣議決定については十分承知いたしております。NHKが公共放送として国民の信頼を確保していくためには、もちろん番組が中心であろうかと思いますが、一方で引き締まった経営体制、経営の効率化が非常に重要な課題だというふうに思っております。

現在、御承知のとおり六十五年を目指して一万五千人体制が進行中でございますが、これもまた御承知かと思いますが、五十五年から効率化をNHKは実施をいたしてございまして、通算をいたしますと六十五年までに二千人の純減、一〇％の削減計画が今現在進行中でございます。その意味では六十一年度までで千八百人の純減を達成いたすことになりました。六十二年度は純減二百八十人ということでございます。ただし、私どもとしては、ただの人減らしではなくてあくまでも衛星放送等ニューメディアへの対応も含めまして、取り組むべき業務には積極的に人を配置する。ただし、一方、切り捨てるところは重点的に徹底して見直していくという重点を置いた見直しを進めたいと考えております。また、この一万五千人体制の実現でよしといたしません。効率的な事業運営は不断の経営課題という認識に立つて、今後も努力をしてみたいというふうに思っております。

○橋本孝一郎君 最後に大臣、せっかくお見えですから、どなたかちよっと触れられたいと思ふんですが、国際放送についてお願いしておきたいと思うんですが、国際放送というのは、もう国の施策だと私は思うのであります。特に日本の今までの、これは日本が近代的工業国家になったにもかかわらず、案外日本というもののPRが国

外に出ると非常に劣っているという気がします。そういう意味からもこれはもう国の一つの施策である。

また一方、国際化時代で日本の、いわゆる家族ぐるみで外地で生活なさっている方がどんどんふえてきます。こういう方々も、NHKの放送というものを非常に期待しておる人もおります。そういう意味からいって、これはまさに国策である。そういう意味でNHKに任せて、これはもうこの部分の費用はもつとしっかり国が持つ、負担してやって、十分な放送設備なり放送時間、その他やれるようにひとつお願いしておきたいと思っております。

○國務大臣(唐沢俊二君) ただいま橋本先生から、国際放送は国の重要な施策であるから、できるだけ国際放送交付金をふやすようにというお話がございました。一応建前は、もう先生も御存じだと思いますが、我が国の国際放送は、郵政大臣の命令による命令放送とNHKの本来の業務である自主放送から成っております。そして命令放送に関する経費は国の負担でやり、自主放送に要する経費はNHKが今負担をいただいております。ということでございます。確かに外地で働いておられる在留邦人の皆さんは、日本のニュースを早く聞きたがっていらっしゃる。相撲の結果から野球の結果、国内でどういことが起きているか非常に心配しておられる。また災害時の緊急連絡もありません。それから先ほど諸先生が言われたように、貿易摩擦、経済摩擦の起こっているときに、見えにくい日本の正しい姿を外国の人に理解してもらうということ、国際放送というものは郵政省の施策の中では最も重要なものの一つでありまして、そのために先生方に非常に応援していただいて、この緊縮予算の中でも二億五千万の国際放送交付金の増額を認めていただいたわけでございます。今もまだ非常に財政は厳しいわけでございますが、先生おっしゃるようによい大変これは重要な問題でございますので、今後とも国際放送交付金を増額して、そういう御要望にこたえるように全力

を挙げて努力したいと考えております。

○橋本孝一郎君 終わります。

○青島幸男君 けさほど来放送衛星の問題がさまざまに論じられておりますけれども、私伺つておりまして大変奇異に感じておることがあるんで、その点からまずだしてまいりたいと思っておりますけれども、前回か前々回に私この場で同じ趣旨のことを申し上げたことがあるんですけれども、もともと放送衛星は難視聴解消のためという発想で事が行われまして、難視聴解消に一番関心を持たなきゃならない、あるいは責任を持たなきゃならないNHKが放送衛星打ち上げに参与してきたというのも、これもいたし方のない事実だったと思えます。そして放送衛星を打ち上げて難視聴の解消に当たって、もう十萬足らずしか難視聴で悩んでいる方がなくなつたという時点で改めで見ますと、衛星放送にはかなり大きな可能性がある。改めて独自の一波をつくることも可能であるし、たくさんさんのチャンネルを将来的にはとることもできるだろうし、あるいは質の高い放送も可能になる。さまざまな可能性があるものだから、その可能性に引きずられて、これを普及促進させていくことが国益にもつながるんじゃないか、あるいは視聴者のニーズにもこたえるすべにつながつていくんではないかという考え方で、今や別の放送手段としてより多く考えられるようになってしまった。

歴史的な経緯がこういうことだったものですから、今までもずるずるべつたりとこう来てしまったわけですね。可能性があるということと所期の目的とは別の問題ですからね。放送衛星を使ってNHKが従来の放送、地上放送と違った新たな魅力ある一波をつくらなきゃならないという使命はどこにもないわけですよ、本来。もしそれを新たに作るんだつたら、NHKが新たな放送手段と新たな一波を持つわけですから、これは難視聴解消の目的とは全く別のことで、別の考え方に立つた別の法的な手段を選ばなきゃならない、さちんと国民の前に明らかにして、コンセンサス

を得てから普及促進に携わっていかれるのも結構でしょうけれども、そうあるべきだと私は本来思っているわけですよ。ところが、事の推移の關係上ずるずるべつたりとこうなつてきてしまった。

しかも今までの省のお答えなんかを伺つていまして、普及促進すべきが当然のことであつて、NHKに先導的役目を果たしてもらいたいというような見解をお持ちのようですね。あたかもこれは既定の事実であつて、視聴者のすべての人間が、自分の払った受信料の中からそういう方向で事が行われることを是認しているかのごとき前提に立てられているように私にはうかがえるんですね。そこまで皆さん方の信頼を取りつけて事をやっているわけではないと思ひますし、省の方針としても、最初は難視聴解消をやつたんだ。ところが今度は、非常に可能性がなくなつた。事実上これくらいいろんなことができるんだから、そのことに方針を転向して、そつちに向かつていきたいので、ひとつ皆さん方の御了解を得たい。ついでには別波をNHKに認めなきゃならない。より魅力ある放送がありますから、将来的にはこの放送のために新たな受信料をお払いいただくようなことになつてもいいけれども、それも含めて御勘案いただきたいというような提案がまずあつて、それから反応をきちつとらえて、それからその方針に進むのなら、それはそれでいいのかもしれないけれども、事がずるずるべつたりに行われてきたからといつて、このまま既定の事実のごとくに進んでしまつていいものかといふことを前回も私申し上げましたが、今も改めて深く痛感したんですけれども、大臣、このままでよろしいとお考えなんでしょうか。どうなんでしょう。

○政府委員(森島展二君) 先生おっしゃいますように、衛星放送のそもその出発点は難視聴の解消ということが主目的でございまして、それからいたしますと、当然NHKが地上の二チャンネルに相当するものを衛星放送で二チャンネル放送するという、こういう形でそのための衛星の開発というように進んできたことはおっしゃ

るとおりでございます。

その間の時間的な推移ということで、確かに現時点で見ますと、この難視聴の数字も実際に十萬というような形で来ておりますけれども、かといつて難視聴がこれがゼロになつたわけではございませんので、これは非常にやはり大きな衛星放送の目的だと思ひますが、ただ、ここまで来まして経緯はいろいろございしますが、衛星放送というものが、これが日本だけでなくて、これから放送の将来といふことを考えますと、やはり非常に重要な国民の将来の主力メディアになり得るものでございしますので、そういうことについて、先導的な役割というふうな言葉を今までも使ひましたけれども、そういうふうな考え方でいいんじゃないかといふことが、私ともいろいろ関係者、特に民放の方などともいろいろ話してございまして、だんだんそういうことで理解されてきておるんじゃないか。当初民放の方には、あるいは現在でもNHKがモアチャンネルを持つというについでには反発がございまして、それからNHKが、衛星で地上のほかに独自の番組を出すということについては、やはり先生おっしゃるように、けじめをつけなきゃならないと思つております。ずるずると今までの経緯だけでやるというわけにはいきませんので、これは特にこういつた国会の場で先生方の御意見をいただき、それからもちろんNHKの考え方、あるいは民放、あるいはそれ以外の広く有識の方々の御意見もお伺ひして、国民的なコンセンサスが得られるならば、ある方向に踏み出すべきだと思ひます。

ただ、その方向は、先ほど来何回も申し上げましたように、NHKがもし独自の衛星のチャンネルを持つということになれば、これは難視聴の場合とはそれで理屈がつくんですが、独自の番組を出すということになれば、そのための一経費は国民が納得して負担するの、その場合、別料金が必要のかといふことがすぐ問題になつてまいります。したがひまして、今私どもがそれについての方向をすぐ出せると、これは早く出さなければな

らないんですが、すぐ出せるところまでまだ御議論も国会でもいただいていませぬし、私どもも十分その方向の案をお示しするだけの検討もまだまだ、もう少し時間がかかると思ひますが、これは早くやらなきゃならぬわけでございますが、そういうことを踏まえまして、さしあたりこのBS2bの段階で、もう既にこの二チャンネルの試験放送ということができるようになつておりますから、これも最初はBS2a以来トラブルがあつたんですが、だんだん信頼性も見えつたあつたんですが、この辺でやはり相当普及策をとるべきであらう。そのためには、この難視聴のための地上と同じ編成を放送衛星でやるというのではなかなか普及しないのではないかと、ということで、独自番組をかなり魅力のある形で編成する。それには条件がついておりまして、今の受信料体系の中で効率的なことでやれる範囲で、こういうことでございまして、そういうことをやりながら、衛星放送というもののついでに先導的な役割をNHKが果たしていく中で、そこでさらに進んだ先の形というものは、これは御議論をいろいろいただく中で早く方向づけをする。

その場合に、NHKがやはりモアチャンネルのような形になるのか、あるいは全然別の形を考へるのかといふことは、これは大変放送の体制のあり方といふことで大きな問題でございまして、早くとも申しまして、多少議論に時間をかけていただいて方向を出していただきたいと思つております。

そこまで行くまでも、衛星放送の普及ということからやれる独自番組というふうなことをもうやつていい時期に、かなり理解が得られるようなところに来ておるんじゃないかといふふうに私も考えますので、その点も今までのただ単なるなし崩しということではなくて、一応のけじめをつけてやりたいといふふうには思つております。

○青島幸男君 局長の言葉の中にも、いつしかけじめをつけなきゃならないという言葉もありましたけれども、それが一番重大なこととしてね。そ

れで、この時期ではもはやそういうふうに行動してもよいのではなからうかと考えると、勝手に。一々の受信契約者はそこまで望んでいるかどうかもつづきに明らかにせずに、恐らくそういうことなんではなからうかという判断で事を行つていかどうか重大な問題だと思ふんです。この可能性があるということだったら、それは先々民放も相乗りしてくるかもしれないね。その計画もあるようですね。

例えばNHKが新たな受信契約をしたとしますわね。それで衛星にふくあいが生じたしますね。そうすると、恒常的に受信契約をしている方々の迷惑はどうなるんですかね。例えばこれは民放の場合、絵が居かなかった。商業価値のあるものが居かなかったら、その分私的なスポンサーがそう言いますね。それはいたし方のないことだといつて、契約の条項の中で明らかにするでしょうけれどね。実際に発足して受信料の新たな契約でもするようになったら、これまた大変取り返しのつかない問題も生じますし、第一、現在の受信者から集めてこられたお金で、そこまで踏み切つて研究開発なり何なりしていいのか。それは省とNHKの独断ではないのかという気がするんです。たとえそれが開発されても、いまだに百万にも満たないことだし、さんざんPRしながらも。果たしてそこまでニーズを喚起することが出来るか。これはだれにも保証できませんね。ですから、その辺のコンセンサスをいち早く得るべきだと、それから方針を明確に打ち出すべきだということを私申し上げているんです。

○政府委員(森島展一君) 先生のおっしゃる意味よくわかりますが、私も衛星の将来の方針を早く打ち出すべきだと思つておりますが、本格的な衛星放送となりますと、やはりBS3、六十五年でございしますが、これについては考え方としてNHK二チャンネル、それから民間の放送衛星会社一チャンネル、こういう考え方は既にしておられます。ただ、その場合もNHK二チャンネルということとは、従来の難視聴目的という

こと、もちろんそれに衛星の普及開発ということを含めた意味でのNHK二チャンネルということではBS3の考え方を出したものでございしますが、先ほど申し上げましたように、現時点で考えますと、そういった衛星の目的というものは、やはり国民の理解を得られる形でもう一通考え直すということになりまして、NHKが二チャンネルという形がどうなのか、民放一チャンネルという形でも、BS3の開発はもう既に進めておりますけれども、これがNHKの財源の問題にはね返ってきますし、それから公共放送のあり方という大きな、非常に今からニューメディア時代に問題になっておるもの、そういう放送体制といいますが、放送秩序のあり方という根幹にかかわってきますので、その辺はどうしてもやはり先ほど申し上げたような言葉を使いましたが、何かはつきりした段階が必要だと思ひます。それを出します、そういう方向づけをしていただきますには、きょうのような御議論をいただきながら私もそれを、案をお示しして決めていただきたい、こういうふうに思つておるわけでございします。

○青島幸男君 ですからいろんな可能性がある、その追求を研究するのは構わないけれども、その普及はNHKの負担において、NHKでやってもいい、先導的立場を占めていきなさい、それはNHKに過酷な負担を課することになりはしませんかというところが一点。

それから、そんなことをどうしてNHKがしなきゃならないのかということ、それからもう一つは、NHKさんがもしその研究開発なり普及促進に力を入れたら、普及促進していけば、やがては増収を見込めるような何かメリットがあるんではなからうかということへつながっていく以外はないわけですね。そうするとその両方を、一つはNHKの負担においてそれをどんだんやらせるというのも無理強いだし、それから将来には増収があるかもしれないからこのまま研究を続けたい、将来にうまい実が、果実が手の中へ転げ落ちるかもしれないという格好でやるようなや

り方はNHKさんにとるべき手段ではないし、それから勝手に押しつけてしまふのも省のやり方ではない。もしそれをやるなら、明確なけじめをつけて、了解の上にですね。それから今受信契約をしていての方々の考えですね、そこまでやってほしいと思つておるのか、今NHKに払っている料金の中でそれをやれと願つておるのか、いや、そんなことまでしてもらおうという要求はおれは持つてないというふうな思つていらつしやるのか、その辺のところもつづきに納得のいくように考えていかなきゃならぬだろうということを申し上げておるわけです。

それから、これはNHKに新たな一波ができるというのは、例えば白黒の放送をずっとやっておられまして、我々も受信機、大部分が白黒を持つているころ、昭和三十五、六年ごろだったですかね、急激にカラーの技術が進みましたし、カラーの受信機も安くなりましたし、各局がオールカラーでフルタイム放送するようになって、そのころ急激にカラー化が進みましたですね。確かに白黒で見ているよりカラーで見た方が、どの場面見ても美しく感動的だ。嗜好がそつちへ走つたのはいたし方のないことだと思ひますし、それから豊かな絵の映る受信機を持つことはそれなりに受信者にとっては至福をもたらしたいと思ひますね。でも放送の内容自体は、哲学は変わつてないわけですね。それから形態も変わつてないわけですね。色になつたらチャンネルが変わつたとか、そういうことじゃなく感動的に見られるようになって。そのことは余り問題ないと思ふんです。ところが新たな一波ができるということになりまして、これは話が違ひますよということになりまして、これを申し上げておるわけです。

ですからこの辺を肝に銘じて、省は省なりの方針を立てられるのが適切だと思ひますし、NHKさんの方も、将来収益が得られるかもしれないから、嫌々ながら続けたらというふうな考えでもしやっているんだしたら、それはおかしいものだ

と。で、何で先導的な立場に立たなければならぬいかという理由も明確にして、私のような愚かな者がこういう疑問を差し挟まないような毅然とした態度でお進みになることを望んでおりますが、それについて会長なり大臣なりの御見解を承りたいと思ひます。

○参考人(川原正人君) 私どもは放送衛星に對しまして、これまで長い間相当の研究開発費あるいは打ち上げの経費も投入して、ここまでこの新しいメディアを開発してまいりました。もちろん当初それが難視聴の解消を主たる目的としてということでもやってまいりましたけれども、難視聴世帯もかなり減つてまいりまして、今十萬あるとかないとかいう議論になつております。一方、これだけの能力を持った衛星を、このままそれでは難視聴の解消だということ、地上のテレビをそのままいつまでも流していいものか。それは余りに今までの研究なり開発に對するメリットとして国民に對して還元すべきものとしては全く無策になつておるんじゃないか。つまり、二百萬ぐらいの難視聴世帯があつて、それに対して、この一つの衛星で難視聴が解消できるというならば、それはそれで大変なメリットだと思ふんですけれども、難視聴世帯がここまで減つてきたという今の現実を見た場合に、この衛星の能力をもつと新しい形で視聴者に還元することこそ私たちの仕事であらう。それがだめだということ、もしそれではこの衛星をこのまま立ち腐れにするんでは、それこそむしろ国民に對して申しわけないんじゃないかというのが私の気持ちでございます。

したがしまして、もちろん難視聴の目的は全くなくなつたとは思ひませんし、衛星はその使命もなお担うべきだと思ひますけれども、幸ひにして二つのチャンネルが昨年の暮れから無事にちゃんと動くようになりましたし、この先BS3号を目指して、やはり二チャンネルということの計画が進んでおりますので、その一チャンネルは新しいサービスをして、国民にこの衛星放送の持つ特別な能力を享受していただきたい。しかし片一方で、

その難視聴の解消の任務も一つ一つのチャンネルで十分果たせるといふことができるだろうといふふうに考えまして、実は私としては、この席で再三回にわたって青島先生からいろいろ御指摘いただいたのをよく覚えております。しかし、それをも押しつゝするのは、その御指摘はよくわかりました、手順のこともわかりましたけれども、これは省の方ともまたいろいろ御相談しなければならぬ点がまだ残っていると思ひますけれども、私どもとしては、そうするのが一番、この衛星を国民の貴重な財産として働かせる最善の道だろうといふふうに考えております。

○青島幸男君 大臣いかがですか。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 難視聴解消を目的とした衛星放送、いよいよその目的とかあるいは内容が変わつてきて、そろそろけじめをつけるべきではないかという先生のお気持ちはよくわかります。しかし、今局長がある申し上げしましたような、また先生が指摘されましたようないろいろな問題があるわけでありまして、要は今川原会長の言われましたように、できるだけこの成果を国民に還元するといふ方向で、この問題が非常に重要である。先生が指摘されましたことを問題意識の中に、よく念頭に入れますして今後検討させていただきます。

○青島幸男君 私の申し上げていることの意味を御理解いただけているようで結構だと思います。私の意図するところを十分お読み取りいただきたいといふふうに思っています。

で、苦言を呈するばかりが能くありませんので、増収を図る提言をひとつ申し上げようと思ふんですけれども、カラー契約と普通契約と二段構えになっているわけですね、今でも。それで、何ですか、何うところによると、まだ百七十二万件も普通契約をなさっているところがあるといふふうに聞いていますけれども、これは事実ですか。○参考人(松本幸夫君) 四十三年にカラー料金が設定されました、その当時から二本立ての契約でやっているわけでございますけれども、普通契約

と称します白黒テレビとの契約が六十一年度末で百七十七万件くらいだといふふうに思っております。

○青島幸男君 いや、私の知り合いで、そうへんぴなところに住んでいる人間じゃないんですけれども、いまだに普通契約だといふんですからね。それで何か意趣、遺憾があったり、あるいはあえてNHKに対して反感を持って拒否をしているとかという人間じゃないんです。むしろ率先してNHKに受信料を払うことが、民放と違つた一歩を確保できるということには実に有意義なことだと、NHKの存立の趣旨もよく理解している男なんですけれども、いまだに普通契約の料金で払っているといふんですね。それでなぜそうなのかといふと、いや、うちはカラーが実は三台もあつて、息子の部屋と私のところとある。しかしNHKの集金の方がこへ来ても、黙って普通契約の料金を払っているだけで何も言つてこないといふんですね。改めてこつちからカラー契約にしますからと言ふのも、どこへ言つていいかわからないし、何年も白黒の契約で見ているんだけれども、いんだらうかと言つていふようなことがあるわけですよ、現実には私のごく懇意にしている人間でね。私はこういうケースはかなりあるんじゃないかと思ひますね。四十三年ごろですよ、カラーが全く普及したのは、あれからも二十二年近くたつたわけですね。そうすると、どんなに丁寧に扱う方でも、もう白黒のテレビは耐用年数が切れているんじゃないでしょうかね。とうに買いかえになつていらつしやるんじゃないかと思ひますね。よほどの物好きじゃないと、どうしてもおれは白黒がいいんだといふて、いまだに白黒に固執している方は珍しくないかと思ひますね。

ですからその辺のところ、ないがしろになつていふ部分もあるんじゃないかと思ふんです。現に私の知り合いに約一名おるといふことは、これは水山の一角で、しかも割合協力的に早々に振替口座に移したりしているような人は、そのままでは

ほつてあるんじゃないか、そういうケースもかなりあるんじゃないか。それを洗い直して、普通契約になつていらつしやいますけれども、おたくもカラーになつていらつしやないでしようかといふことで、改めて契約内容について調査をして、改めて別に契約をしてもらつて増収を図るというケースもあるいはあるんじゃないかという気がします。ので、あえて申し上げるんですけれども、その点はどういふ認識を持っておられますか。

○参考人(松本幸夫君) カラー契約、普通契約をどういふふうに取り扱うかということにつきましては、今までの料額改定のその都度、大変委員会でも御議論いただいているところなんですけれども、御議論いただいているところなんですけれども、今先生がおっしゃるような方がおられまして、ぜひ教えていただきたいので、私どもとしてはいつでもそこへ参上して、新しい契約の変更をさせていただきたいといふふうに思っております。

ただ、私どもとしても決して普通契約をそのまま放置しているわけではございませんで、普通契約の方のリストというのを私たち当然持つておりますから、そのリストをもとにいたしまして、集金担当者がいろいろ訪問いたしますときに、ここは普通契約だぞと、これはカラー契約にしてもいいなさいよといふことはその都度、もし白黒テレビでない、カラーを見ておられればカラー契約にしてみたらいいなさいよといふことは、それは厳しく言つてはいただいております。年間の目標数にいたしまして、全体の総数の増が四十三万といふことで、六十年度、六十一年度、六十二年度とまいつていふわけでも、カラー契約の増といふことにつきましては、これは五十万前後のやはり目標を立てて、それはどうしても必達しないといふことでもやっていると、それは、実際はなかなか五十万前後で、それが精いっぱいといふような状況があるわけでございます。我々としては、契約を変えていただくといふことは増収につながるわけでございますから、できるだけ努力はしているつもりですけれども、ぜひもしそう

いう方がおいででしたら、御連絡いただければ喜んで参上するつもりです。

○青島幸男君 その点のことは抜かりなくおやりになつていられるとは拝察はしているんですけれども、現に身近にいたものですから、その疑問を明確にしようと、こういうことで申し上げたわけ

それから、NHKはこのところ外郭団体をかなりつくつておいでになつて、それは経営自体をスリムにしていくなために、なるべく制作部門だのあるいは実際に物を制作する部門に別会社もしくは別の企業をこしらえて、そこでつくらせて、嫌な言い方をすれば天下り先だけつくつていふんじゃないかといふ見方もあるようなんですけれども、しかし制作をどんどん下請に出して、その分でスリムになるのは結構ですけれども、そうしますと、一時期民放でも実際に自分のところで制作する番組をどんどん減らして、過酷な条件のもとで働くという安上がりな下請に出して、ただ局は絵を流すだけ、ステーション、事実上のステーションになることの方が利益率が高いんだという考え方に陥つた時期もありました。しかし、著作権などの問題で、いや、それはちよつと間違ひなんじゃないかといふ反省も今あるようなんです。民放の中に。ですから、そういうような姿勢のためにNHKが外郭団体をふやしていつて、実際に制作に携わるのは下請に任せると、あとはそれを整理して流すだけだといふような格好にも近づこうとなさるんだしたら、それはかえつて料金値上げをして、従来どおり充実した番組で納得のいくものをおつくりになつた方が国民の支持は得られると思ひます。ですから、外郭団体のつくり方についても、受信者の真意と要求、あるいは不偏不党の独立した放送主体の形を完璧なままに守つていきたいんだといふ、堅持してですね、その精神を。外郭団体のありようについても厳しい姿勢を貫いてほしいといふことを要望しますけれども、それについてお答えがあったら、私質問を終わります。

○参考人(尾西清重君) ただいま先生のおっしゃ

とおりでございます。私も、私どもは関連団体に番組の制作委託をする場合に、安くつくればいいというふうには思っておりません。やはりこれまでの我々の送り出してきた放送の質というものを維持するだけじゃなくて、もっと多様な番組、多様な発想というのに基づいた番組を期待しているわけでありまして、その番組制作委託を外に向かつてすることによって質を落とすようなことになったら、これは元も子もないわけでございます。その点は厳しく管理していきたいと思っております。

○青島幸男君 終わります。

○平野清君 大変長時間御苦勞さまで。十名というところで、一番最後ですので、もうしばらくの間御辛抱のほどをお願いしたいと思います。

まず、NHKの財産のことでちょっとお尋ねしたいんですが、経営が大変苦しいということが私の質問の発端ですが、埼玉県に鳩ヶ谷市という五万五千の小さな市があります。知らない方もいらっしゃると思いますが、鳩物の町川口に三方をぐるりと囲まれた五万五千の小さな市でございますが、ラジオの第二放送を長いこと流していたアンテナがございます。今回NHKと仮契約が結ばれて、一万九千坪、坪当たり三十万円で、約五十八億円で売却がなされるように聞いております。この予算に多分それが入っていると思います。そうしますと相当、五十八億円というものが今回の予算に占める割合は大変大きいと思います。その跡地は埼玉県と鳩ヶ谷市が買い取って、埼玉県最後の公立高校であり、県立鳩ヶ谷高校が建つことと、市の方では総合防災公園兼総合グラウンドとして活用するということに聞いております。市民は大変喜んでいてるわけですが、すぐ隣の川口市に旧第一放送所があります。葛瀬久喜の方に本体が移りましても、非常用とか予備機として川口に残っているようです。その川口の敷地は実に何か四万三千坪ぐらいあるとかで、予備機の方が二万七千坪使っても余る土地が一万六千坪あるわけですね。その一万六千坪、NHKさんとしては国鉄さんのよう

に安易に売ってしまいたいのか、それとも地元の方の川口からは買いたいという御希望が出ているのか、その点が一点。

そのほかの桶狭間とか名古屋とか、遊休地といいますが、今あいている土地が幾つかあるように聞いております。そういうものが全国でどのくらいあるのか。将来、苦しいからといって売ってしまえば元も子もなくなってしまうんですけれども、それを郵政省なら郵政省の御許可を得て何らかの利益を生む方向で活用する考えがございますのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

○参考人(井上豊君) 先生御承知のように、川口には昭和十二年以来ラジオの第一放送の放送所として運営をまいりまして、五十三年に葛瀬久喜町への移転計画をつくりまして、五十八年には第一と第二を合わせまして移転をしたわけでございます。現在川口には第一放送と第二放送の非常用の放送機をつくりまして、これは昨年の三月でございましたけれども、完全に工事が完了しております。そういう意味で敷地全体といたしましては四万三千坪でございます。その中の四万坪が放送所用地としてあったわけでございますけれども、先生御指摘のとおり、現在私もがいわゆる非常用の放送機能、あるいは発電機等を使っておりますのがおよそ二万四千坪でございます。いわゆる処分可能といましようか、現在使われておりませんのが一万六千坪と、こういうふうにかえております。これまで何回か埼玉県あるいは川口市からの譲渡のお話を受けておりますけれども、現在は具体的な話としては話がございます。これは四十一年以来三十回以上にわたりまして譲渡できないかという打診はございますけれども、具体的な話はございません。

さて、じゃこの用地について今後どうするのかということでございますけれども、私も私どもといったしましても昨年の三月にようやく緊急非常用の第一、第二の放送施設が完了したわけでございますので、今後これをいかなる形で有効活用するかというの検討課題だと、こういうふうにかえてお

ります。

それから、同様に名古屋で、これもラジオの古い放送所が桶狭間にございまして、これは規模といたしましてはおおよそ六千四百坪程度のものがございます。現在倉庫等に使っておりますけれども、現実問題といたしましては、すべての面積が必要ではございませんので、これらにつきましてもあわせて将来の活用につきまして検討していきたいと、こういうふうにかえております。

そのほか使っていない用地があるのではないかと、いうことでございまして、現在私も把握しておりますのは、この川口の使われていない部分と、それから名古屋の旧ラジオ放送所と、それから現在、これは防衛施設庁に貸与する形をとっておりますけれども、竜土町におよそ八百五十坪ぐらいの、これはスタース・アンド・ストライプスで使っている用地がございます。これは貸与中でございます。

○平野清君 次に、先ほど橋本先生からは地方放送は民放の方にある程度重点をやつてもらつて、NHKは全国放送というお声もございましたけれども、各県にはNHKさんが電波を流していらっしゃるんですが、東京近郊を見ますと、埼玉県、神奈川県、千葉県というところは独自の放送電波が出てないわけです。

それで、例えば埼玉県一つ見ましても、人口七百万人になるわけですね。小さな県の二つ分、三分の大きな人口を抱えている。じゃそこで大きな事件なり、大きな事件になれば全国放送に乗りますけれども、例えば人口四十万の川口市の市長選があった。七時のニュースの一番最後に当選者の顔写真と名前がぱつと出て、何秒もたたないうちに消えてしまう。市民の方は次の朝刊が来るまで何票差で勝ったのかも、どういう選挙であったのかも一切わからない。何時間か地方放送を充実するといふような、資金計画の中にも地方放送を充実するといふけれども、その地方というのは遠隔地方であつて、意外に東京の首都圏の埼玉、神奈川、千葉県というものは地方ニュースに置い

ていかれてしまう。いつまでたつても埼玉都民であったり、千葉都民であるのも、そういう関係にあるんじゃないかと思つて。そういう意味で新たに電波を出しになる計画があるか、それじゃ金かかり過ぎるから、番組編成の上でそういう首都圏に近い近隣都市のニュースをカバーするお考えがあるのか、それをお聞きしたいと思います。

○参考人(林乙也君) 埼玉や神奈川、千葉の各県につきましまして、特にテレビにつきましましては芝の放送所からの大電力広域カバーの地域に相なるわけでございますけれども、受信者の数と申しますのは全国的にも非常に多くの割合を占めておる地域でございます。私もといたしまして、これらの各地域に対しまして放送サービスの点につきましましていろいろ意を尽くし、努力いたしておるところでございます。

結論的に申しますと、現在の周波数事情の中で新たに放送をそこから、各県から独自に行うということは非常に困難ではなからうかというふうにも私も認識いたしておりますけれども、放送サービスの点につきまして、これらの地域に対しましてローカルサービスにつきましては総合テレビ、ラジオ第一、FM放送におきまして、これらの地域の特性を考慮しつつ実行いたしておるところでございます。

特にFM放送につきましては、県域放送といたしまして一日約二時間の定時放送のほか、県議会中継、高校野球県大会中継など、県民の関心の高いイベントなどの放送を随時実施しております。また映像サービスにつきましては、総合テレビにおきまして、広域情報とともに各県向けの情報時間を設けておりまして、映像取材、伝送手段の整備によりまして、きめの細かい県域情報の提供に努めております。

具体的に申しますと、「関東甲信越小さな旅」だとか、あるいは「首都圏」だとか、それから県域情報といたしましては「くらしの情報」、「関東甲信越ネットワーク」というようなことで、他の地域に遜色のないサービスということに努めてま

いつておる次第でございます。

また放送分野以外の点につきましては視聴者懇談会等々、特にこれらの都市地域を重点といたしまして、地域の方々の意向の吸収あるいはNHKの事業、番組につきましては御説明、御懇談というようなことも鋭意努めてまいっている、このような施策というものを今後とも続けてまいりたいと考えております。

○平野清君 御説明多分そういうことだろうと思つたんですが、「関東甲信越ネットワーク」とか、ああいうものを大変楽しく見させていただいておられますけれども、速報性の問題じゃないんですか、きょうは千葉と栃木であつて、レンコンがどうだとか、ナマズがやつと泳ぎ出したとか、非常にやわらかい、暇だねなわけです。私が御質問しているのは、そういう例えば、埼玉県なら埼玉県で死者が一週に四人も五人も出て交通非常宣言が出ているというような、県民の速報性の問題で今後番組を充実していただけたらという趣旨でございまして、その点も御検討いただけたらと思ひます。

次に、料金の未納の問題をもう一度他の委員先生と違った角度からお聞きしたいと思ひますが、九十九万人なかなか払ってくれない人がおるといふお話でしたが、その九十九万人というのは、全国で点のようにばらばらなんでしょうか。それともある、例えば京阪神、関東、札幌とか、そういうふうに重点的にある程度数がまとまつているものなんでしょうか。

○参考人(松本幸夫君) 全体としては全国に散らばつていてというふうに申し上げざるを得ないんですが、ただやはりお目にかかれないうことのために生ずる場合が大変多いわけでございまして、そういう点から考えますと、やはり多いのは大都市圏ということになります。そういう意味で、東京、大阪、あるいは札幌というところ、単身世帯の多いところにはやはりどうしてものように多いという現象でございまして、

○平野清君 そうしますと、大都市だということ

になりましたが、一万五千人体制の中で集金をやつていらつしやる方は多分入つていないと思つて、この中には、これ新聞社の例を言つてちよつとうまく合致するかどうかわかりませんが、これも、新聞社は、購読部数が落ちてきますと、全社を挙げて社員が販売出張にまで駆り出されるわけですね。それがいいか悪いかは別として、編集の人間でも必死になつて親戚その他を拜み倒して、十部なり十五部なりとつてくる。総計すると、それが五万なり十万になる。大衆社の団結心をあおるわけですね。大都市に面接不可能な人が大勢いるというお話でしたら、一万五千人の中で、五千人なら五千人東京にいらつしやたら、例えば値上げの前の年ぐらい全社員が、ひとつ自分では夜勤体制で行けなければ、じゃ女房を使つても、あの家は共稼ぎでどうも九時ごろ帰つてくるようだ、じゃ、おまえひとつ毎日のように九時にそこへ行つて、おつかなければ子供でも連れて行つてこいとか、何かこう集めてくれる人によれやれというんじゃないかと、どつかでそこへひとつ、会長が号令をかけて、それじゃ九十九万人を半分にしよつたやないか、それじゃ社員も一丸となつて、ある時期突撃をやつてみようじゃないかというやうなことがあつてしかるべきじゃないかと思ふんです。

この間、私、清水谷の宿舎にいらんですが、近くにいますので、一週間に一週か十日に一週しか泊まりませんので、テレビは要らないと思つていて、ところへ女房がやつぱりないと思つて、とでカラーテレビを持つてきました。持つてきたら、二日目ぐらいになつたらNHKから手紙が来まして、議員先生にお願い、多分宿舎でテレビをこらんでしようから、もしかしてごらんになつていたら未契約ですからお払いください。ああこれ、通信委員が払わないうんじゃ困るだろうって、すぐ払いました。だから努力して、そういうレター作戦でも当たるものは当たるし、努力が必要なんですが、いかがでしょうか。

○参考人(松本幸夫君) 先生御指摘のとおり、営

業関係の仕事をやつております職員がおおよそ二千七百人ほどおります。それから受託者という形で取り次ぎ、収納を委託しております方が三千八百人余りいるわけでございまして。その三千八百人の方々だけにそういう仕事をやっていただいているのかと申しますと、決してそうではございません。職員も当然のこととして、困難な受信者と申しますか、そういう方々との契約あるいは収納には当然出ていって仕事をされているわけでございまして、それからさらに、一万五千人全体が出ていっただうだという御指摘でございまして、一万五千人全体と申しますと、なかなか放送がとまつてしまつたりぐあい悪いかと思ひます。その方が、やはり必要に応じましていろんな職種の方、プロデューサーの方もアナウンサーの方も、あるいは記者の方も行つていただくということではございまして。しかし、やはり仕事を確実に消化していくということは、私どもとしては、それぞれのパートがそれぞれの責任を確実に果たしていくということが一つの原則であらうかというふうに思ひます。当然のこととして営業職員の努力というものを特に強く私としては期待しているわけでございまして。

文書による云々というお話がございましたけれども、当然文書による契約の勧奨、あるいは滞納の督促というものは当然のこととしてやつておるわけでございまして。

○平野清君 どうもありがとうございます。一万五千人全部出て行つたら放送ができませんというと思ひます。私はそういう意味で申し上げたんじゃないかと、おわかりいただけと思ひます。全員力を合わせてそういうものにも取組んでいただく精神が必要じゃないかというふうに提案したわけですね。

それから次に、また重複しますが、ソウルのオリンピックで七十七億円プラス技術料ということで、これから民放の方と交渉が始まるおつしやつていましたけれども、それでは民放の方の比率を決めるときに、じゃ何でNHKが勝手

に七十七億プラス幾らで決めてきたんだと。そして何%民放で負えと言つたつて無理じゃないか。もつと頑張つて安くしてくれという意見が当然出ると思ふんですが、ソウルの方とかけ合うときに、民放との総額のある程度の折衝といひますか、どの程度なら妥協してきていいというやうなことがあつたんでしようか、ないんでしようか。

○参考人(尾西清重君) ソウルのオリンピック組織委員会との交渉はNHKがやつたわけではございません。ジャパンブルーとして、NHKと民放の代表でやつたわけでございまして。

○平野清君 そうしますと、今になつて比率を云々というのが何かちよつとびんとこないやうな気がするんですが、日本全部で向こうに当たつたら、当たつてこのぐらになつたら、それじゃ民放とNHKの比率はどの程度でやろつたやないかというのを初めに決めておいて、それで向こうに当たるのが本筋のやうな感じがしますが、いかがでしょうか。

○参考人(尾西清重君) 私どもと違ひまして、民放連は独立した会社が集まつておりますので、その集まつた民放連としての話し合いもございまして、しょうし、我々と民放連との話し合いもあるというところでございまして。

○平野清君 ちよつとわかつたやうなわからないうやうな、素人にはわかりませんが、次に進めさせていただきます。

先ほどもお話が出ましたが、緊急災害のときに、局の方でスイッチを入れると、コンセントが入つていての限りつく。それは長いこと留守にしていると、つきっぱなしじゃ困るから消えるわけですね、けれども、それは電気が来ているから入るわけで大震災が起きてしまつて一番国民が必要なのは情報だと思ふんです。ラジオの場合には、太陽電池とか乾電池によつて聞くことができますけれども、なかなか今はテレビオンリー時代で、災害用にラジオを備えているという家庭が少くない。テレビが映らないことと映ることでは大震災なんかの情報伝達にとつて物すごい差があるわけですが、これ

だけ大きな技術刷新ができた時代に各家庭といつては無理でしょうけれども、町内単位とか学校単位で安く利用できる、テレビを映し出せる程度の蓄電装置というものの開発というのはどの程度進んでいらっしゃるのでしょうか。

○参考人(中村有光君) ただいまの通常のテレビであります、百ワットから百五十ワットぐらいの電力を消費しておるわけでございますので、現在市販されている小型の発電機、大体三百とか四百ワットぐらい出ますが、そういうもので五、六万から高いものでは十万円ぐらいするということ、最もコスト的に家庭用には使えるものかというふうにも考えますけれども、一方、発電機というのは機械でございますので、なかなか操作もしにくいということであれば、やっぱり液晶みたいな、ポケットのテレビというのは非常に電気を食いませんので、普通の電池で動く。常時電池をとめていて、そういう停電のときに電池を動かせるというように格好のことも考えられるし、やはりそういう意味では、一番確実なのはラジオのメダイアだということに思います。

○平野清君 先ほどから番組の質の問題が何回か出ましたけれども、例えば、新聞には記事審査委員会というのが各社あって、出てきた新聞を経験豊かな人たちが審査をいたしまして、各社と比べていろいろ今後の方針を文書にしたり、会議を開いて発表するわけですが、NHKの場合は、番組審査委員会のほかに部内でそういう放映電波の審査機関があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんです。

○参考人(尾西清重君) 私、新聞社のその記事審査委員会というのは存在しないんですけれども、部内の番組の審査というものを専門にするセクションがございまして、審査室と呼ばれております。五波の全番組について審査しておりますし、また外部の方にお願ひしてモニターをしていただいておりますが、そのモニターの反響なども集めて部内に回しております。

○平野清君 先ほど一カ月に一遍「わたしの番組

批評」とかということを出ているというふうに言いましたけれども、そういう声をもっと反映させろという先生の御意見もあつたわけですが、できましたら、むしろそういう審査機関の中でこれはと思つたことを、例えばこういう通信委員会の中で見せてくださるか、そういうことが私たちに少しづつ放送番組に対する理解を進めるんじゃないかというふうな気がします。

それから、例えばどんな民間会社でも、ちょっと大きいと社員の提案制度というものをやっております。今の集金問題の解決方法でも何でも、一万五千人いけば相当の優秀な頭脳を持った、NHKさんのことですからいろいろな意見が出てくると思うんですが、社員のそういう提案制度とか、そういうものをやっていらっしゃるのか。やっているとすれば、何か大きな成果があらなくなったことがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんです。

○参考人(尾西清重君) 番組は大体各セクション、専門分野のセクションがございます。そこに属しておりますが、例えば「NHK特集」のような番組について申し上げますと、大體放送総局のどの分野のどの職種の人も提案ができる。これは各地方の放送局のなかでも提案ができるというシステムになっております。全く職場の違うものは、放送総局以外のところからの番組提案というものは、現在はいたしておりません。何かあればそういうことをときどき発想する場合もございまして、けれども、現在のところはそういうやり方をとっております。

○平野清君 ひとつ何か会長が賞でも設けて、一万五千人の頭脳を再開発する方法もぜひ御検討いただけたらと思います。

最後にちょっと聞きにくいことをお尋ねしますが、四月から入る放送記者もいよいよ訓練期間、もしくは入社式を迎えると思うんですが、何か聞くところによりますと、せっかく優秀な成績で受かった放送記者が、何人かNHKをそこでされてよそに行ってしまったというようなことを聞いて

いるんですが、事実でしょうか。事実だとすれば、どういう理由でせっかくのNHKの放送記者、なかなか競争率高いんですが、それを捨ててしまうのか、おわかりになつていらっしゃるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○参考人(植田豊君) 先生御指摘のように、この数年間で各地の放送局に配属して一年前後でやめる、将来性のある者が転身をしていくというケースが二、三ございまして。理由をいたしましては、従来の生活環境の変化、例えば東京でずうっと生まれ育つて、NHKに入つて地方で生活するという問題、あるいは思ひのほかには放送の仕事が厳しい、記者というのは見かけと違ふというようなこと、このようでございます。最近の若い者という言ひ方は不穏当かと思ひますけれども、どうもかなりこの辺は私どもの世代と違ひまして、人生観といひますか処世観といひますか、割と淡泊で、転身もかなり簡単に行われるような感じもいたします。ただし、これはごく例外的でございまして、実態、大半の者は記者として、ディレクターとして地方で頑張つてくれているのは事実でございます。今後はよりきめ細かい指導、育成を図つてまいりたいと思ひます。

○平野清君 マスコミの世界を志願するという者は普通の学生と違ふわけですね。相当厳しいこともわかりますし、特に入局したら地方へ五、六年行かされるのは当たり前だと思ひます。それから警察回りや事件など物すごくきついのは当然なんです、そのきついことをやるために放送記者になり新聞記者になると思ひます、やっぱり入社のときの審査の方法にもいろいろあるかと思ひます、せっかくいい人材あれて、せっかく金を使つておいて、元も子も取らないで、一年ぐらひで逃げられてしまったのではむしろ大損失ということになりますので、入社審査ですか、それから性格審査その他を厳重にやつていただいて、今後ともよりよい記者を育てていただくように希望して質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○委員長(高杉雄忠君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高杉雄忠君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高杉雄忠君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

この際、大木君から発言を求められておりますので、これを許します。大木君。

○大木正吉君 私は、ただいま承認すべきものと決定いたしました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘及びサラリーマン新党・参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議(案)

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送の不偏不党と放送による表現の自由を確保するとともに、放送の社会的影響の重大性を深く認識し、国民の放送に対する信頼を一層高めるよう努力すること。

一、協会は、厳しい経営環境にかんがみ、事業運営の効率化及び受信料の確実な収納等収入の確保に努め、視聴者の負担増を極力抑制す

るとともに、ニューメディア時代に対応する
長期的な経営のあり方について、さらに検討
を進めること。

一、衛星放送については、難視聴対策に配慮し
つつ、その普及、発展に資するため、放送衛
星の特質を生かした効果的な活用方を積極
的に講ずること。

一、国際化時代における国際放送の重要性にか
んがみ、放送の一層の充実を図るため、交付
金等の確保、海外中継の拡充による受信改善
などに努めること。

一、協会は、地域放送について、地域に密着し
た多様な放送サービスの展開を図るなど、そ
の充実を努めること。

以上でございます。
○委員長(高杉雄忠君) ただいま大木君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高杉雄忠君) 全会一致と認めます。
よって、大木君提出の附帯決議案は全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し、唐沢郵政大臣並びに川
原日本放送協会会長から発言を求められておりま
すので、この際、これを許します。唐沢郵政大臣。
○国務大臣(唐沢俊二君) 日本放送協会昭和六
十二年度収支予算等につきましては、慎重なる御
審議の上、ただいま御承認をいただきましたこと

を厚く御礼申し上げます。

これまでの御審議に当たりまして、各委員の提
起されました貴重な御意見並びにただいまの附帯
決議につきまして、今後の放送行政を進めるに当
たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じ
ます。本当にありがとうございます。

○委員長(高杉雄忠君) 川原日本放送協会会長。

○参考人(川原正人君) 日本放送協会昭和六十
二年度収支予算、事業計画及び資金計画につきま
して、ただいま御承認を賜りまして、厚く御礼申し
上げます。

本予算を執行するに当たりましては、御審議の
過程で種々御開陳いただきました御意見並びに郵
政大臣の意見書の御趣旨を十分生かしてまいりた
いと考えております。

また、ただいまの附帯決議につきましては、協
会経営の根幹をなすものでございますので、これ
を体しまして執行の万全を期したいと考えている
次第でございます。まことにありがとうございます。

○委員長(高杉雄忠君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高杉雄忠君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十分散会

一月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会昭和60年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

61 校 第465号
昭和61年12月8日

内閣総理大臣 中曽根康弘殿

会計検査院長 大久保 孟 国
日本放送協会昭和60年度財産目録等の回付について
日本放送協会昭和60年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を
了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和60年度財産目録

昭61年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	内 容		金 額	合 計
	要 素	記 録		
(資 産 の 部)	流 動 資 産	現 金	88,266	60,262,441
	現金及び預金	預 金	14,792,456	14,880,722
受 信 料 未 収 金	受 信 料 未 収 金	受 信 料 未 収 金	11,769,897	1,995,897
	未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	受 信 料 未 収 金 の 収 納 不 能 見 越 額	9,774,000	
有 価 証 券	有 価 証 券	有 価 証 券	3,321,275	35,021,895
	貯 蓄 金	貯 蓄 金	548,910	43,198
未 収 金	未 収 金	未 収 金	315,938	4,186,123
	その他の流動資産	長期借入金利息ほか 有価証券利息ほか	821,780	3,161,830
固 定 資 産	固 定 資 産	固 定 資 産	150,996	972,776
	有形固定資産	建物賃借保証金ほか 諸立替金	97,661,326	255,913,361
建 物	建 物	建 物		218,312,032
	放送会館、放送所ほか	放送会館、放送所ほか		62,538,630

昭和61年3月31日現在

長出長期保有価証券	31,549,102	
出長期前払費用	1,362,042	
出長期その他の資産合計	3,560,032	
固定資産合計	36,471,176	11.0
特送債償還積立資産	255,913,361	76.9
特送債償還積立資産	16,446,000	
繰延債券発行差金	16,446,000	4.9
繰延債券発行差金	135,783	
繰延債券発行差金	219,554	
繰延債券発行差金	355,337	0.1
繰延債券発行差金	332,977,139	100.0
(負債流動)		
一年以内に返済する長期借入金	4,007,000	
一年以内に返済する放送債	4,120,000	
未受の信料の流動負債	7,225,837	
未受の信料の流動負債	45,458,132	
未受の信料の流動負債	1,510,360	
未受の信料の流動負債	62,321,329	18.7
固定送債償還積立資産	48,010,000	
固定送債償還積立資産	25,193,000	
固定送債償還積立資産	15,600,000	
固定送債償還積立資産	88,803,000	26.7
固定送債償還積立資産	151,124,329	45.4
(資産)		
繰延債券発行差金	147,698,134	
繰延債券発行差金	163,375	
繰延債券発行差金	147,534,759	
繰延債券発行差金	18,060,595	
繰延債券発行差金	18,060,595	
繰延債券発行差金	16,094,081	
繰延債券発行差金	181,852,810	54.6
繰延債券発行差金	332,977,139	100.0

3 昭和60年度損益計算書

損益計算書

昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで

(単位: 千円)

科 目	金 額	額
経常事業収入	337,030,493	340,762,501
受取利息	1,243,209	
受取配当	2,488,799	
経常事業支出	89,476,638	325,750,130
経常事業費用	2,329,662	
経常事業費用	35,097,630	
経常事業費用	1,205,604	
経常事業費用	1,575,818	
経常事業費用	3,804,620	
経常事業費用	111,794,597	
経常事業費用	32,728,995	
経常事業費用	8,814,475	
経常事業費用	29,148,091	
経常事業費用	9,774,000	
経常事業費用	15,012,371	
経常事業費用	7,193,785	
経常事業費用	413,336	
経常事業費用	5,274,029	
経常事業費用	1,919,756	
経常事業費用	16,932,127	
経常事業費用	8,354,000	
経常事業費用	8,578,127	
経常事業費用	514,339	
経常事業費用	469,300	
経常事業費用	37,140	
経常事業費用	7,899	
経常事業費用	1,352,385	
経常事業費用	702,006	
経常事業費用	142,990	
経常事業費用	107,389	

その他の特別支出	400,000	16,094,081
当期事業収支差金	8,354,000	
当期事業収支差金	7,740,081	

4 昭和60年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書
昭和60年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和60年度において、昭和59年度を初年度とする3か年の経営計画の第2年度として、ニューメディア時代における新しい放送の実用化等の事業を重点的に進めるとともに、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施により、国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表とで示すと、資産総額3,329億7,713万9千円に対し、負債総額1,511億2,432万9千円であり、資本総額は1,818億5,281万円で、このうち当期事業収支差金は160億9,408万1千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書とで示すと、経常事業収入3,407億6,250万1千円に対し、経常事業支出は3,257億5,013万円で、差し引き経常事業収支差金は150億1,237万1千円であり、これに経常事業外収支差金19億1,975万6千円を加えた経常事業収支差金は169億3,212万7千円である。

これに特別収入5億1,433万9千円を加え、特別支出13億5,238万5千円を差し引いた当期事業収支差金は、160億9,408万1千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は83億5,400万円、事業収支剰余金は77億4,008万1千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
現金及び預金	11,772,178	14,880,722	3,108,544
受取利息未収金	2,156,183	1,995,897	△ 160,286
有価証券	28,840,376	35,021,895	6,181,519
貯蔵品	54,255	43,198	△ 11,057
前払費用	5,289,337	4,186,123	△ 1,103,214
資本	3,480,574	3,161,830	△ 318,744

その他の流動資産	1,014,606	972,776	△	41,830
流動資産合計	(17,2) 52,607,509	(18,1) 60,262,441		7,654,932
有形固定資産	200,913,501	218,312,032		17,398,531
建物	61,259,939	62,538,630		1,278,691
構築物	29,652,653	29,137,896	△	514,757
機械及び装置	59,295,939	70,973,445		11,677,506
運搬器具	12,601,122	7,951,308	△	4,649,814
車両及び運搬具	1,182,422	1,374,394		191,972
器具	408,249	416,142		7,893
土	21,247,838	21,519,379		271,541
送衛生建設仮勘定	14,258,098	17,808,551		3,550,453
その他の建設仮勘定	1,007,241	6,592,287		5,585,046
無形固定資産	1,091,214	1,130,153		38,939
出資その他の資産	34,273,210	36,471,176		2,197,966
長期保有有価証券	32,967,021	31,549,102	△	1,417,919
出	1,272,042	1,362,042		90,000
長期前払費用	34,147	3,560,032		3,525,885
固定資産合計	(77,2) 236,277,925	(76,9) 255,913,361		19,635,436
特定資産	(5,5) 16,673,000	(4,9) 16,446,000	△	227,000
放送債券発行費	157,241	135,783	△	21,458
放送債券発行差金	227,950	219,554	△	8,396
繰延資産合計	(0,1) 385,191	(0,1) 355,337	△	29,854
資産合計	(100,0) 305,943,625	(100,0) 332,977,139		27,033,514
一年以内に返済する金	2,876,000	4,007,000		1,131,000
一年以上以内に返済する金	5,440,000	4,120,000	△	1,320,000
放	7,899,305	7,225,837	△	673,468
未	43,064,950	45,458,132	△	2,393,182
受	1,540,641	1,510,360	△	30,281
その他の流動負債	(19,9) 60,820,896	(18,7) 62,321,329		1,500,433
流動負債合計				1,880,000
放	46,130,000	48,010,000		1,880,000
送	17,884,000	25,193,000		7,309,000
借	15,350,000	15,600,000		250,000
入	(25,9) 79,364,000	(26,7) 88,803,000		9,439,000
当				
引				
金				
計				

負債合計	(45,8) 140,184,896	(45,4) 151,124,329	10,939,433
資本	139,643,134	147,698,134	8,055,000
資本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	139,479,759	147,534,759	8,055,000
積	443,574	18,060,595	17,617,021
繰	443,574	18,060,595	17,617,021
越	25,672,021	16,094,081	9,577,940
当期事業収支差金	(54,2) 165,758,729	(54,6) 181,852,810	16,094,081
資本合計	(100,0) 305,943,625	(100,0) 332,977,139	27,033,514
負債資本合計			

(注) () 内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

資産の部
当年度末の資産総額は、前年度末の3,059億4,362万5千円に比べ270億3,351万4千円増加し、3,329億7,713万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

区分	昭和59年度末	昭和60年度末	増減
流動資産	52,607,509	60,262,441	7,654,932
固定資産	236,277,925	255,913,361	19,635,436
特定資産	16,673,000	16,446,000	227,000
繰延資産	385,191	355,337	29,854
合計	305,943,625	332,977,139	27,033,514

(7) 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の526億750万9千円に比べ6億5,493万2千円増加し、602億6,244万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

区分	昭和59年度末	昭和60年度末	増減
現金及び預金	11,772,178	14,880,722	3,108,544
有価証券	2,156,183	1,995,897	160,286
受取手当	28,840,376	35,021,895	6,181,519
貯蓄	54,255	43,198	11,057
前払費用	5,289,337	4,186,123	1,103,214
繰延資産	3,480,574	3,161,830	318,744
その他の流動資産	1,014,606	972,776	41,830
合計	52,607,509	60,262,441	7,654,932

注1 現金及び預金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	88,266	
預 金	14,792,456	銀行預金、郵便振替ほか
合 計	14,880,722	

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 未 収 金	11,769,897	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	9,774,000	翌年度における収納不能見越額
合 計	1,995,897	

注3 有価証券

(単位 千円)

区 分	券 面 総 額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
金 融 債 権	12,052,244	12,052,244	12,052,244	長期信用債券ほか
国 債	12,963,000	13,629,720	13,629,720	
政 府 債 権	400,000	396,000	396,000	公営企業債券ほか
電 信 証 債 権	2,944,415	2,906,494	2,906,494	
電 報 証 債 権	1,000,000	992,500	992,500	電力債券ほか
事 業 債 権	25,000	5,044,937	5,044,937	米国財務省証券
外 債				
合 計	千米ドル 29,359,659	35,021,895	35,021,895	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯 蔵 品

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放 送 記 念 品	43,198	放送出演記念用タオルほか

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5 前 払 費 用

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
翌年度番組関係費	3,321,275	翌年度放送テレビ番組「いのち」等番組制作経費
翌年度受信料収納費	548,910	受信料前受金に対応する収納事務費
長期借入金利息	219,600	長期借入金の翌年度分利息
その他の前払費用	96,338	営業所等翌年度分賃借料ほか
合 計	4,186,123	

注6 未 収 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
有 価 証 券 等 利 息	1,042,949	金融債等の当年度分利息
その他の未収金	2,118,881	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合 計	3,161,830	

注7 その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
差 入 保 証 金	821,780	建物賃借保証金ほか
仮 払 金	150,996	諸立替払金
合 計	972,776	

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区 分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末高
有形固定資産	440,527,473	48,075,967	14,476,291	474,127,149	255,815,117	218,312,032
建物	94,627,556	3,543,894	510,124	97,661,326	35,122,696	62,538,630
構築物	72,903,233	3,647,668	1,311,670	75,239,131	46,101,235	29,137,896
機械及び装置	211,677,592	30,086,989	11,641,747	230,122,834	159,149,369	70,973,445
運搬工具	19,042,118	0	0	19,042,118	11,090,810	7,951,308
車両及び運搬具	4,472,653	653,118	311,056	4,814,715	3,440,321	1,374,394
器具	1,291,144	73,862	38,198	1,326,808	910,666	416,142
土地	21,247,838	298,603	27,062	21,519,379	—	21,519,379

放送衛星建設仮勘定	14,238,098	3,550,453	0	17,808,551	—	17,808,551
その他の建設仮勘定	1,007,241	6,221,480	636,434	6,592,287	—	6,592,287
無形固定資産	2,295,125	169,165	73,040	2,391,250	1,261,097	1,130,153
(有形・無形固定資産形)	442,822,598	48,245,132	14,549,331	476,518,399	257,076,214	219,442,185
出資その他の資産	34,273,210	3,622,453	1,424,487	36,471,176	—	36,471,176
長期保有有価証券	32,967,021	—	1,417,919	31,549,102	—	31,549,102
出	1,272,042	90,000	—	1,362,042	—	1,362,042
長期前払費用	34,147	3,532,453	6,568	3,560,032	—	3,560,032
合 計	477,095,808	51,867,585	15,973,818	512,989,575	257,076,214	255,913,361

注 1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、47,557,085千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備 (衛星放送設備の整備、テレビジョン文字多重放送設備の整備等)

7,007,239千円

テレビジョン、ラジオ放送網の整備 (総合放送6局、教育放送7局、中波第1放送2局、FM放送3局の開設、放送装置の更新等)

14,978,576千円

番組設備の整備 (地域放送充実のための機器の整備等)

20,972,613千円

研究設備等の整備 (研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

4,598,657千円

注 2 当年度末のその他の建設仮勘定残高6,592,287千円の内容は、国際放送送信施設整備

5,233,466千円、放送用ターボ自動倉庫更新等1,358,821千円である。

注 3 当年度末の無形固定資産残高1,130,153千円の内容は、受電設備利用権等施設利用権

1,097,831千円、地上権32,322千円である。

注 4 当年度末の長期前払費用残高3,560,032千円の内容は、放送衛星保険料3,530,785千円、

放送所敷地賃借料等29,247千円である。

注 5 長期保有有価証券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
金融	9,563,906	9,563,906	9,563,906	長期信用債券ほか
国債	7,700,000	7,622,321	7,622,321	
府債	5,900,000	5,829,000	5,829,000	公営企業債券ほか
政信	4,800,000	4,762,250	4,762,250	
電業	3,800,000	3,771,625	3,771,625	電力債券
合 計	31,763,906	31,549,102	31,549,102	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注 6 出 資

(単位 千円)

出 資 先	前年度 末残高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度 末残高	一株の 金額	当年度末 出資株式数
通信・放送衛星機	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
関連事業に対する出資	144,500	90,000	0	234,500	—	—
(株)NHK放送情報サービス	20,000	60,000	0	80,000	50,000円	1,600株
(株)NHK美術センター	8,000	0	0	8,000	500円	16,000株
(株)日本放送出版協会	6,500	0	0	6,500	50円	130,000株
全日本テレビサービス(株)	5,000	0	0	5,000	500円	10,000株
(株)NHKテクニカルサービス	26,000	0	0	26,000	50,000円	520株
キャプテンサービス(株)	2,000	0	0	2,000	50,000円	40株
(株)NHKエンタープライズ	55,000	0	0	55,000	50,000円	1,100株
(株)NHKコンピュータサービス	22,000	0	0	22,000	50,000円	440株
(株)日本文字放送	0	20,000	0	20,000	50,000円	400株
(株)近畿文字放送	0	10,000	0	10,000	50,000円	200株
合 計	1,272,042	90,000	0	1,362,042	—	—

上記出資は、放送法第9条の3に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

(ウ) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度 増 減	年 度 末
放送債券償還積立資産	16,673,000	5,213,000	5,440,000
			16,446,000

(ニ) 繰延資産

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の3億8,519万1千円に比べ、2,985万4千円減少し、3億5,533万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
放送債券発行費	157,241	135,783	△
放送債券発行差金	227,950	219,554	△
合 計	385,191	355,337	△
			29,854

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の1,401億8,489万6千円に比べ109億3,943万3千円増加し、1,511億2,432万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末		昭和60年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流動負債	60,820,896	43.4	62,321,329	41.2	1,500,433
固定負債	79,364,000	56.6	88,803,000	58.8	9,439,000
合 計	140,184,896	100.0	151,124,329	100.0	10,939,433

(7) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の608億2,089万6千円に比べ15億43万3千円増加し、623億2,132万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
一年以上に返済する長期借入金	2,876,000	4,007,000	1,131,000
一年以上以内に償還する放送債券	5,440,000	4,120,000	1,320,000
未償還の放送料前受金	7,899,305	7,225,837	673,468
受信料の流動負債	43,064,950	45,458,132	2,393,182
その他の流動負債	1,540,641	1,510,360	30,281
合 計	60,820,896	62,321,329	1,500,433

注1 未払金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
契約収納事務費	1,585,478	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放送債の未払金	423,157	放送債券の当年度分利息
その他の未払金	5,217,202	3月分電力料ほか
合 計	7,225,837	

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料前受金	45,458,132	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前受り金	179,107	技術協力料ほか
預受金	44,273	集金委託保証金ほか
仮受金	1,286,980	源泉徴収所得税ほか
合 計	1,510,360	

(4) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の793億6,400万円に比べ94億3,900万円増加し、888億300万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
放送債	46,130,000	48,010,000	1,880,000
長期借入金	17,884,000	25,193,000	7,309,000
退職手当引当金	15,350,000	15,600,000	250,000
合 計	79,364,000	88,803,000	9,439,000

注1 放 送 債 券

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度		
		発行額	償還額	組替額
固定負債・放送債券	46,130,000	6,000,000	—	4,120,000
流動負債・一年以上以内に償還する放送債券	5,440,000	—	5,440,000	4,120,000
合 計	51,570,000	6,000,000	5,440,000	—

注2 長 期 借 入 金

(単位 千円)

区 分	昭和59年度末	昭和60年度		
		借入額	返済額	組替額
固定負債・長期借入金	17,884,000	11,316,000	—	4,007,000
流動負債・一年以上以内に返済する長期借入金	2,876,000	—	2,876,000	4,007,000
合 計	20,760,000	11,316,000	2,876,000	—

ウ 資本の部

資本 (7)

(単位 千円)

固定資産充当資本は、固定資産の再評価益を資本に組み入れた額及び過年度の当期事業収支差金及び積立金のうち、資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額である。

固定資産再評価益の資本組み入れ額 30億8,857万7千円

資本支出充當累積額 1,444億4,618万2千円

なお、当年度末の固定資産充当資本の増加80億5,500万円は、前年度の当期事業収支差金のうち、資本支出に充当した額を組み入れたものである。

(1) 積立金

(単位 千円)

過年度の当期事業収支差金のうち、固定資産充当資本組み入れ額を除いたものである。

当年度末の繰越剰余金180億6,059万5千円は、前年度末の繰越剰余金4億4,357万4千円に、前年度の当期事業収支差金のうち、翌年度以降の財政安定のために繰り越した176億1,702万1千円を繰り入れたものである。

(7) 当期事業収支差金

区 分	昭和59年度末	昭和60年度末	増 減
当期事業収支差金	25,672,021	16,094,081	△ 9,577,940

(2) 損益計算書

(比較損益計算書)

(単位 千円)

業外支出	経常事業外支出	(1.5)	(1.5)	201,816
	財 務 費	5,072,213	5,274,029	201,816
支 出	経常事業外収支差金	(0.3)	(0.6)	751,667
	1,168,089	1,919,756		
経 常	収 入	(7.0)	(5.0)	6,751,155
	23,683,282	16,932,127		
資 本	支 出	8,055,000	8,354,000	299,000
	15,628,28	8,578,127		7,050,155
特 別	収 入	(0.8)	(0.1)	2,187,087
	2,701,426	514,339		
固 定	資産売却損益	2,365,736	469,300	1,896,436
	24,890	37,140		12,250
過 年	度損益修正益	310,800	7,899	302,901
支 出	特 別 支 出	(0.2)	(0.4)	639,698
	712,687	1,352,385		
固 定	資産売却損	559,914	702,006	142,092
	152,773	142,990		9,783
過 年	度損益修正損	0	107,389	107,389
	0	400,000		400,000
当 期	事業収支差金	(7.6)	(4.7)	9,577,940
	25,672,021	16,094,081		
資 本	支 出	8,055,000	8,354,000	299,000
	17,617,021	7,740,081		9,876,940

(注) () 内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収入 3,407億6,250万1千円に対し、経常事業支出は3,257億5,013万円であり、差し引き経常事業収支差金は150億1,237万1千円である。
なお、前年度の経常事業収入3,361億1,372万2千円、経常事業支出3,135億9,852万9千円に比較すれば、経常事業収入は46億4,877万9千円、経常事業支出は121億5,160万1千円の増加である。
(7) 経常事業収入の増加は、主として受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度	増 減
受 信 料 入 入	332,591,161	337,030,493	4,439,332
交 付 金 収 入	1,264,644	1,243,209	21,435
副 次 収 入	2,257,917	2,488,799	230,882
合 計	336,113,722	340,762,501	4,648,779

注1 受信料 (単位 千円)

区 分	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度	増 減
普 通 受 信 料	14,096,905	13,484,961	611,944
カ ラ - 受 信 料	318,494,256	323,545,532	5,051,276
合 計	332,591,161	337,030,493	4,439,332

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

区 分	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度	(単位 千件)
普 通 契 約	年 度 初 頭 加 末	2,011 97	1,914 88
カ ラ - 契 約	年 度 初 頭 加 末	27,925 349	28,274 527
契 約 総 数	年 度 初 頭 加 末	29,936 252	30,188 439
年 増 年 度		30,188	30,627

注2 交付金収入 (単位 千円)

区 分	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度	増 減
国 際 放 送 関 係 交 付 金	1,255,533	1,239,834	15,699
選 挙 放 送 関 係 交 付 金	9,111	3,375	5,736
合 計	1,264,644	1,243,209	21,435

注3 副次収入

(単位 千円)

区	分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
放送番組の多角的活用		368,464	429,786		61,322
放送番組の多角的活用		863,120	1,179,240		316,120
放送番組の多角的活用		464,364	407,322	△	57,042
技術協力・特許実施許諾		251,338	310,927		59,589
NHKホール外部利用		310,631	161,524	△	149,107
素材提供等					
合 計		2,257,917	2,488,799		230,882

(イ) 経常事業支出

昭和60年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
国内放送		85,681,633	89,476,638		3,795,005
国際放送		2,301,282	2,329,662		28,380
契約受信対策		34,565,116	35,097,630		532,514
受信対策推進費		1,242,846	1,205,604	△	37,242
受信対策推進費		1,531,925	1,575,818		43,893
受信対策推進費		3,547,674	3,804,620		256,946
給当・厚生費		107,409,144	111,794,597		4,385,453
退職手当・厚生費		32,461,003	32,728,995		267,992
一般管理費		7,511,144	8,814,475		1,303,331
減価償却費		27,701,762	29,148,091		1,446,329
未収受信料欠損償却費		9,645,000	9,774,000		129,000
合 計		313,598,529	325,750,130		12,151,601

注1 国内放送費

(単位 千円)

区	分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
番組組運用設備		57,970,211	59,457,274		1,487,063
番組組運用設備		20,239,127	22,071,354		1,832,227
番組組運用設備		7,472,295	7,948,010		475,715
合 計		85,681,633	89,476,638		3,795,005

注2 国際放送費

(単位 千円)

区	分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
番組組運用設備		1,121,556	1,131,786		10,230
番組組運用設備		109,014	177,467		68,453
番組組運用設備		1,070,712	1,020,409	△	50,303
合 計		2,301,282	2,329,662		28,380

注3 契約収納費

(単位 千円)

区	分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
契約収納推進費		3,125,434	3,474,770		349,336
契約収納推進費		24,690,561	24,993,028		302,467
契約収納推進費		6,749,121	6,629,832	△	119,289
合 計		34,565,116	35,097,630		532,514

注4 受信対策費

(単位 千円)

区	分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
受信対策推進費		329,366	235,105	△	94,261
受信対策推進費		913,480	970,499		57,019
合 計		1,242,846	1,205,604	△	37,242

注5 広報費

(単位 千円)

区	分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
視聴者意向収集費		827,959	815,707	△	12,252
広報推進費		703,966	760,111		56,145
合 計		1,531,925	1,575,818		43,893

注6 調査研究費

(単位 千円)

区	分	昭和59年度	昭和60年度	増	減
番組調査研究費		836,373	897,597		61,224
番組調査研究費		2,711,301	2,907,023		195,722
合 計		3,547,674	3,804,620		256,946

注7 給 与

区 分	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度	増 減
給 与	107,409,144	111,794,597	4,385,453

上記昭和60年度給与の内容は、職員給与1,115億6,696万5千円、常勤役員報酬2億2,763万2千円である。

注8 退職手当・厚生費

区 分	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度	増 減
退 職 手 当・厚 生 費	32,461,003	32,728,995	267,992

上記昭和60年度退職手当・厚生費の内容は、厚生保健費175億6,042万4千円、退職手当151億6,857万1千円である。

注9 一般管理費

区 分	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度	増 減
一 般 管 理 費	7,511,144	8,814,475	1,303,331

上記昭和60年度一般管理費の内容は、施設管理費50億7,841万1千円、職員管理費その他37億3,606万4千円である。

注10 減価償却費

区 分	取 得 価 額	当年度償却額	償却額累計	現 在 価 額	償 却 率
有 形 固 定 資 産	428,206,932	29,021,085	255,815,117	172,391,815	59.7
建 築 物	97,661,326	2,187,085	35,122,696	62,538,630	36.0
機 械 及 び 装 置	75,239,131	4,046,465	46,101,235	29,137,896	61.3
放 送 機 及 び 衛 生 器 具	230,122,834	17,640,634	159,149,389	70,973,445	69.2
車 両 及 び 運 搬 具	19,042,118	4,649,814	11,090,810	7,951,308	58.2
無 形 固 定 資 産	4,814,715	438,549	3,440,321	1,374,394	71.5
施 設 利 用 権	1,326,808	58,538	910,666	416,142	68.6
合 計	2,358,928	127,006	1,261,097	1,097,831	53.5
	2,358,928	127,006	1,261,097	1,097,831	53.5

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ 経常事業外収支

経常事業外収支は71億9,378万5千円であり、経常事業外支出は52億7,402万9千円であり、差し引き経常事業外収支差金は19億1,975万6千円である。その内容は次表のとおりである。

(ア) 経常事業外収入

区 分	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度	増 減
財 務 収 入	5,441,596	6,780,449	1,338,853
雑 収 入	798,706	413,336	385,370
合 計	6,240,302	7,193,785	953,483

注 財 務 収 入

区 分	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度	増 減
受 取 利 息	5,439,416	6,778,369	1,338,953
受 取 配 当 金	2,180	2,080	100
合 計	5,441,596	6,780,449	1,338,853

(ロ) 経常事業外支出

区 分	昭 和 5 9 年 度	昭 和 6 0 年 度	増 減
財 務 費	5,072,213	5,274,029	201,816
支 払 利 息	4,785,830	4,996,241	210,411
放 送 債 券 発 行 償 還 経 費	286,383	277,788	8,595

ウ 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は5億1,433万9千円であり、固定資産売却損等の特別支出は13億5,238万5千円であり、その内容は次表のとおりである。

(ア) 特別収入

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 益	469,300	
固 定 資 産 受 贈 益	37,140	
過 年 度 損 益 修 正 益	7,899	固定資産の造成による評価益
合 計	514,339	

(イ) 特別支出			(単位 千円)
区	分	金額	摘要
固定資産売却損		702,006	
固定資産除却損		142,990	
過年度損益修正損		107,389	昭和59年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
その他の特別支出		400,000	財団法人NHK放送研修センターへの出捐
合 計		1,352,385	

Ⅰ. 当期事業収支差金
 経常事業収支差金150億1,237万1千円に経常事業外収支差金19億1,975万6千円を加えた経常収支差金は169億3,212万7千円である。これに、特別収入5億1,433万9千円を加え、特別支出13億5,238万5千円を差し引いた当期事業収支差金は160億9,408万1千円であり、これは資本支出充当83億5,400万円及び事業収支剰余金77億4,008万1千円である。
 なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。
 3 主たる設備の状況
 当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区 分	土 地		建 物		機械及び装置	放 送 衛 星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面 積	金 額	面 積	金 額				
放送会館 (うち、放送センター)	353,558 (82,650)	10,674,005 (5,079,536)	521,137 (198,087)	40,007,778 (19,151,107)	千円 49,317,446 (19,792,491)	千円 0 (0)	千円 3,111,373 (835,536)	千円 103,110,602 (44,858,670)
テレビジョン放送所	564,068	582,854	50,867	3,618,541	13,238,418	0	8,197,890	25,637,703
ラジオ放送所	2,169,784	6,402,028	40,920	5,086,712	6,324,034	0	4,167,049	21,979,823
テレビジョン共同受信施設	0	0	0	0	0	0	14,638,948	14,638,948
放送衛星	0	0	0	0	0	7,951,308	0	7,951,308
その他の施設	2,251,290	3,860,492	272,398	13,825,599	2,093,547	0	813,172	20,592,810
合 計	5,338,700	21,519,379	885,322	62,538,630	70,973,445	7,951,308	30,928,432	193,911,194

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化調査研究所、通信部等である。
 注2 その他の固定資産は構造物・車両及び運搬具・器具である。

4 収入支出の決算の状況

(1) 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2) 予算総則の適用

ア 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用..... 1億9,280万円

(ア) 他の項から流用する項及び金額

特別支出

(イ) 他の項へ流用する項及び金額

減価償却費

イ 予算総則第5条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰り越し..... 32億9,612万5千円

放送衛星2号の製作・打ち上げ経費

国際放送送信施設整備経費

15億737万円
6億953万4千円

放送センターのニュース関係施設整備経費 11億7,922万1千円

予算総則第5条第2項に基づく前年度からの建設費予算の繰り越し 38億568万8千円

放送衛星3号製作・打ち上げ経費 4億8,401万1千円

国際放送送信施設整備経費 33億2,167万7千円

予算総則第6条に基づく予備費の使用 5億1,800万円

(ア) 非常災害による被害施設復旧対策経費 (国内放送費、受信対策費、一般管理費、特別支出) 1億739万円

(イ) 昭和59年度分未収受信料欠損額の増による予算の不足 (特別支出) 70億4,008万1千円

予算総則第9条第2項に基づく繰り延べ額の増額 増額70億4,008万1千円

翌年度以降の財政安定のための繰越金 増額70億4,008万1千円

予算額 7億円 決算額 77億4,008万1千円

別表

(事業収支)

収入 支出 決算表

昭和60年度 (単位: 千円)

款	項	予 算				決 算 額	予 算 残 額
		当 初 額	予 算 総 則 に 基 づ く	増 減 額	合 計		
		(1)	第4条流用	第6条予備費	(2)	(1)+(2)(3)	(3)-(4)
事業収入	受取金	338,084,761	0	0	0	338,084,761	611,864
	交付金	327,197,356	0	0	0	327,197,356	59,137
	次務	1,246,843	0	0	0	1,246,843	3,634
	収入	2,087,600	0	0	0	2,087,600	401,199
	雑収入	5,804,962	0	0	0	5,804,962	975,487
	特別収入	441,000	0	0	0	441,000	27,664
	雑収入	1,307,000	0	0	0	1,307,000	792,661
	特別収入	328,488,761	0	0	0	328,488,761	5,886,217
	雑収入	90,476,918	0	432,610	432,610	90,909,528	1,432,890
	特別収入	2,344,895	0	0	0	2,344,895	15,233
	雑収入	35,234,784	0	0	0	35,234,784	137,154
	特別収入	1,246,575	0	5,600	5,600	1,252,175	46,571
	雑収入	1,577,406	0	0	0	1,577,406	1,588
	特別収入	3,809,761	0	0	0	3,809,761	5,141
	雑収入	112,001,888	0	0	0	112,001,888	207,291
	特別収入	32,751,357	0	0	0	32,751,357	22,362
	雑収入	8,776,612	0	60,570	60,570	8,837,182	22,707
	特別収入	31,000,000	192,800	0	192,800	30,807,200	1,659,109
	雑収入	5,735,565	0	0	0	5,735,565	461,536
	特別収入	1,033,000	192,800	0	319,410	1,352,410	25
	雑収入	2,500,000	0	126,610	625,390	1,874,610	1,874,610
	特別収入	9,596,000	0	625,390	625,390	9,596,000	6,498,081
事業収支差金							

(事業収支差金の内訳)

資本支出	充当						
資本支出	8,896,000	0	0	8,896,000	8,354,000	542,000	
翌年度以降の財政安定のための繰越金	700,000	0	0	700,000	7,740,081	7,040,081	

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	予算		額		決算額	繰越額	予算残額	
		当初額 (1)	予算総額に基づく増減額 第5条第2項繰越額 (2)	合計 (1)+(2) (3)		(4)	(5)	(3)-(4) (5)	(5)
資本収入	事業収支差金受入れ	63,161,000	3,805,688	66,966,688	61,229,616	3,296,125	2,440,947		
	事業債売却資金受入れ	8,896,000	0	8,896,000	8,354,000	0	542,000		
	資産受入れ	31,000,000	0	31,000,000	29,148,091	0	1,851,909		
	資産受入れ	792,000	0	792,000	971,525	0	179,525		
	放送債券償還積立資産戻入	5,440,000	0	5,440,000	5,440,000	0	0		
	放長期借入金	6,000,000	0	6,000,000	6,000,000	0	0		
	放長期借入金	11,033,000	3,805,688	14,838,688	11,316,000	3,296,125	226,563		
	建設費	63,161,000	3,805,688	66,966,688	61,176,085	3,296,125	2,494,478		
	放送債券償還積立資産繰入れ	49,000,000	3,805,688	52,805,688	47,557,085	3,296,125	1,952,478		
	放長期借入金返還金	90,000	0	90,000	90,000	0	0		
	放長期借入金返還金	5,213,000	0	5,213,000	5,213,000	0	0		
	放長期借入金返還金	5,440,000	0	5,440,000	5,440,000	0	0		
	放長期借入金返還金	3,418,000	0	3,418,000	2,876,000	0	542,000		
資本収支差金		0	0	0	53,531	0	53,531		

前期繰越金 18,138,972千円 (このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は17,617,021千円である。)

当年度発生額 7,793,612千円 (事業収支差金16,094,081千円から事業収支差金受入れ8,354,000千円を差し引いた翌年度以降の財政安定のための繰越金7,740,081千円と資本収支差金53,531千円との合計額)

後期繰越金 25,932,584千円 (このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は25,357,102千円である。)

三民四日十... 本協会の... 放送協会の...

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

昭和62年度収支予算
日本放送協会昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画

予算総則

第1条 日本放送協会 (以下「協会」という。) の昭和62年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、契約種別及び支払区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

この場合において、普通契約とは、カラータレビジョン放送を含む受信の契約をいい、カラータレビジョン放送を含む受信の契約をいう。また、訪問集金とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替以外の方法による支払をいい、口座振替とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
普 通 契 約	訪 問 集 金	680円	3,820円	7,480円
	口 座 振 替	630円	3,540円	6,930円
カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	1,040円	5,850円	11,440円
	口 座 振 替	990円	5,570円	10,890円

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別措置として、次の表に掲げるとおりとする。

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
普 通 契 約	訪 問 集 金	540円	3,040円	5,940円
	口 座 振 替	490円	2,750円	5,390円
カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	900円	5,060円	9,900円
	口 座 振 替	850円	4,780円	9,350円

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各期間において、相互に流用することができ。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくはは特別支出、又は借入金金の返還若しくはは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前期繰越金が、本予算において計上する前期繰越金受入れの金額に比し減少したときは、経営委員会の議決を経て、借入金を増額し、又は借入金金の返還若しくはは設備の新設、改善に充てた経

費を減額することができる。

2 前年度の決算において後期繰越金が、昭和59年度、昭和60年度及び昭和61年度予算総則第9条による繰越金の金額に比し増加したときは、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金金の返還若しくはは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算において事業収支差金を生じた場合は、経営委員会の議決を経て、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関連ある経費の支出に充てることができる。

昭 和 62 年 度 収 支 予 算 書

(事 業 収 支) (単位 千円)

款		項	金 額
事 業 収 入			351,516,641
	受交副財雜特	料入入	

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、3,454億2,664万1千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、3,508億164万1千円であり、経常収支差金は、△53億7,500万円である。

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金 額
資 本 収 入	前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産売却受入れ 放送信債還積立資産戻入れ 放送信債借入金 長期借入金	60,362,000 10,052,000 37,500,000 809,000 3,010,000 4,000,000 4,991,000
資 本 支 出	建設費 放送信債還積立資産繰入れ 放送信債借入金 長期借入金 返還金	60,362,000 47,000,000 300,000 5,500,000 3,010,000 4,552,000
資 本 収 支 差 金		0

資本収支において、前期繰越金受入れ100億5,200万円は、前年度以前から使用を繰り延べた繰越金合計158億7,867万6千円の一部を受け入れ、債務償還のために使用する。なお、残余の58億2,667万6千円を翌年度以降に繰り延べる。

昭和62年度事業計画

1 計画概説

協会は、昭和62年度の事業運営に当たっては、極めて厳しい財政状況にあることを認識し、さらに収入の確保を図り、極力業務の合理的、効率的運営を徹底し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすべれた放送の実施に努め、公共放送としての役割を果たすこととする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要望にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進める。ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(3) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(4) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を効果的に推進する。

- (5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。
 - (6) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。
 - (7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。
 - (8) 協会の委託により、協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う法人等に対し出資を行う。
- 2 建設計画
- 建設計画については、ニューメディアの実用化のための施設の整備に29億5,600万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に136億6,300万円、演奏所の整備に1億5,000万円、放送番組設備の整備に240億9,700万円、研究設備の整備等に61億3,400万円、総額470億円をもって施行する。
 - (1) 新放送施設整備計画
放送衛星については、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進める。
これに要する経費は、29億5,600万円である。
 - (2) テレビジョン放送網整備計画
外国電波混信及び大規模な宅地造成による難報等に対し、補完的に、3地区にテレビジョン局を建設するほか、1地区の建設に着手する。
また、早域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備を行う。
これらに要する経費は、58億8,400万円である。
 - (3) ラジオ放送網整備計画
中波放送局については、4局の建設を行うほか、2局の建設に着手する。FM放送局については、2局を建設する。
また、国際放送の受信改善に必要な設備の整備のための負担を引き続き行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備を行う。
これらに要する経費は、77億7,900万円である。
 - (4) 演奏所整備計画
老朽、狭い大阪放送会館及び名古屋放送会館の整備を継続して行う。
これらに要する経費は、1億5,000万円である。
 - (5) 放送番組設備整備計画
非常災害時における報道機能の確保などを図るため、引き続き放送センターの老朽したニューズ関係施設の改善整備を取り進めるとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組送出用機器の更新整備等を行う。
これらに要する経費は、240億9,700万円である。
 - (6) 研究設備、一般施設整備計画
新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。
これらに要する経費は、35億1,600万円である。
 - (7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、26億1,800万円である。

3. 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、ニュース、報道番組の充実、特別企画番組の積極的編成、開発に努める。また、音声多重放送、文字多重放送については、番組の充実を行う。教育放送は、1日18時間の放送時間により、各種教育、教養番組を中心に編成し、番組の刷新を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、生活情報放送としての役割を一層強化する。第2放送は、1日18時間30分の放送時間により、一般向け教育、教養番組を刷新し、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、聴取者の意向にこたえて番組の刷新を図る。

地域放送については、総合放送において、1日2時間、第1放送において、1日2時間30分、FM放送において、1日1時間50分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即した番組を一層充実して、地域サービスの向上を図る。

衛星放送については、地上波によるテレビジョン放送番組及び放送衛星の特性を生かした魅力ある番組を効果的に編成し、衛星放送の普及に資する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

これらの番組関係に要する経費の総額は、648億3,242万3千円である。すなわち、番組制作に592億189万1千円、番組の編成企画その他に56億3,053万2千円である。

イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、221億8,417万9千円である。

ロ 通信施設関係については、前年度80億3,099万9千円に対し、1億70万3千円の増額となり、総額81億3,170万2千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度922億4,819万2千円に対し、29億11万2千円の増額となり、総額951億4,830万4千円である。

(2) 国際放送

国際放送については、1日40時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、国内の新送信設備による放送を全面的に開始するほか、海外中継を拡充し、受信の改善に努める。このため、前年度25億3,875万円に対し、4億1,561万1千円の増額となり、総額29億5,436万1千円である。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、営業活動の活性化と事務の効率化を推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、前年度360億7,681万6千円に対し、4億6,412万3千円の増額となり、総額365億4,093万9千円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送など新しい放送の普及に努めることとするが、一層効率的に業務を実施することにより、前年度12億1,257万7千円に対し、2,390万円の減額となり、総額11億8,867万7千円である。

(5) 広報

公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、協会の事業に対する理解促進を図るための広報活動、視聴者の意向の把握と反映及び放送番組を軸とした視聴者サービスなどについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を推進することとするが、効果的、効率的な活動を行うことにより、前年度15億2,935万8千円に対し、5,257万8千円の減額となり、総額14億7,678万円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要望にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度38億4,209万1千円に対し、1億1,985万1千円の増額となり、総額39億6,194万2千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,196億2,832万円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職人員の増加等により、前年度338億4,298万円に対し、11億13万5千円の増額となり、総額349億4,311万5千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図ることとするが、施設関係保険料の増加等により、前年度93億2,591万8千円に対し、1億5,448万円の増額となり、総額94億8,039万8千円である。

(10) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費375億円、支払利息、放送債券発行償還経費等の財務費54億7,880万5千円及び予備費25億円を計上する。

(11) 特別収入及び特別支出

特別収入は、鳩ヶ谷ラジオ放送所跡地の売却益57億6,762万4千円、その他の固定資産売却益等3億2,237万6千円、総額60億9,000万円を計上する。

特別支出は、固定資産売却損等7億1,500万円を計上する。

4. 受信契約件数

(1) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区 分	昭和62年度	昭和61年度	増 減
年度初頭契約件数	1,776,000	1,826,000	△ 50,000
年度内新規契約件数	350,000	350,000	0
年度内解約件数	400,000	400,000	0
年度内増加契約件数	△ 50,000	△ 50,000	0

イ 受信料免除見込件数

区 分	昭和62年度	昭和61年度	増 減
年度初頭免除件数	216,000	229,000	△ 13,000
年度内新規免除件数	6,000	6,000	0
年度内解約件数	19,000	19,000	0
年度内増加免除件数	△ 13,000	△ 13,000	0

(2) カラー契約

エ 有料契約見込件数

区 分	昭和62年度	昭和61年度	増 減
年度初頭契約件数	29,281,000	28,801,000	480,000
年度内新規契約件数	2,140,000	2,140,000	0
年度内解約件数	1,660,000	1,660,000	0
年度内増加契約件数	480,000	480,000	0

イ 受信料免除見込件数

区 分	昭和62年度	昭和61年度	増 減
年度初頭免除件数	676,000	653,000	23,000
年度内新規免除件数	50,000	50,000	0
年度内解約件数	27,000	27,000	0
年度内増加免除件数	23,000	23,000	0

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	普通契約	カラー契約	契約総数
年度初頭契約件数	1,776,000	29,281,000	31,057,000
年度内増加契約件数	△ 50,000	480,000	430,000
年度末契約件数	1,726,000	29,761,000	31,487,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	普通契約	カラー契約	契約総数
年度初頭契約件数	16,000	224,000	240,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	6,000	5,000
年度末契約件数	15,000	230,000	245,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) 普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	907,000	869,000	1,776,000
年度内増加契約件数	△ 50,000	0	△ 50,000
年度末契約件数	857,000	869,000	1,726,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	15,000	1,000	16,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	0	△ 1,000
年度末契約件数	14,000	1,000	15,000

(2) カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	9,052,000	20,229,000	29,281,000
年度内増加契約件数	△ 520,000	1,000,000	480,000
年度末契約件数	8,532,000	21,229,000	29,761,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	210,000	14,000	224,000
年度内増加契約件数	△ 12,000	18,000	6,000
年度末契約件数	198,000	32,000	230,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係	15,380人
建設関係	290
合 計	15,670

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内280人の純減を見込んである。

昭和62年度資金計画

1 資金計画の概要

昭和62年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額3,883億9,815万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額3,885億7,542万8千円をもつて施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算3,348億円3,960万2千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額3,321億6,088万5千円を予定する。

放送債券については、40億円発行による入金額39億3,000万円、長期借入金については、49億9,100万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入61億8,400万円、放送債券償還債立資産の戻入れ30億1,000万円、国際放送関係等交付金収入14億5,646万3千円、有価証券の売却240億円、受取利息その他の入金126億6,580万2千円を見込む。

以上により入金額は、総額3,883億9,815万円である。

3 出金の部

事業経費3,053億2,283万6千円、建設経費470億円、放送債券の償還30億1,000万円、長期借入金の返還45億5,200万円、出資3億円、放送債券償還積立資産への繰入れ55億円、有価証券の購入150億円、支払利息その他の出金78億9,059万2千円を合わせ出金額は、総額3,885億7,542万8千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	14,000,000	21,438,555	21,351,592	21,309,811	14,000,000
2 入 金	103,629,690	85,409,561	102,133,478	97,225,421	388,398,150
受 信 料	90,846,002	75,234,441	94,333,691	71,746,751	332,160,885
放 送 債 券	0	0	0	3,930,000	3,930,000
長 期 借 入 金	0	0	0	4,991,000	4,991,000
固定資産売却収入	5,846,224	286,592	25,592	25,592	6,184,000

放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	0	3,010,000	3,010,000
交付金収入	371,648	361,604	361,604	361,607	1,456,463
有価証券売却	3,000,000	7,400,000	4,800,000	8,800,000	24,000,000
受取利息その他の入金	3,565,816	2,126,924	2,612,591	4,360,471	12,665,802
3 出 金	96,191,135	85,496,524	102,175,259	104,712,510	388,575,428
事業経費	75,689,130	70,304,367	84,080,427	75,248,912	305,322,836
建設経費	10,936,206	11,273,309	11,331,398	13,459,087	47,000,000
放送債券償還	0	0	600,000	2,410,000	3,010,000
長期借入金返還	0	0	0	4,552,000	4,552,000
出 資	0	100,000	100,000	100,000	300,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	5,500,000	5,500,000
有価証券購入	8,500,000	1,000,000	5,000,000	500,000	15,000,000
支払利息その他の出金	1,065,799	2,818,848	1,063,434	2,942,511	7,890,592
4 期末資金有高	21,438,555	21,351,592	21,309,811	13,822,722	13,822,722

日本放送協会昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和62年2月

郵政大臣

日本放送協会昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和62年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、昭和62年度収支予算は、事業収支において収入不足は生じないが、債務償還に必要な資金の不足額101億円を、繰越金159億円の中から補てんすることにより、収支の均衡を保っているものであり、協会の財政は一段と厳しい状況に置かれている。

協会は、この厳しい現状を深く認識し、極力長期にわたり受信者の負担増を来さないため、経営の長期的展望に立つて、経営効率化のための具体的方策について、更に検討を進めるとともに、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 協会は、経営全般にわたり効率化を徹底するとともに、経費の節減に努めること。
- 2 協会は、効果的な営業活動による受信料の確実な収納等収入の確保に努めること。
- 3 協会は、衛星放送について、効率的な実施に配慮しつつ、その普及、発達に資するよう努めること。
- 4 協会は、国際放送の重要性にかんがみ、一層の受信改善に努めること。

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「基く」を「基づく」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「をいう」を「であつて、中継国際放送以外のものをいう」に改め、同条の次に次の一号を加える。

二の二 「中継国際放送」とは、外国放送事業者(外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。)の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送をいう。

第九条第一項第一号ロ中「及び二に掲げる放送に該当しない」を「に掲げる放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行つた放送でない」に改め、同条第二号中「テレビジョン多重放送」を「多重放送(超短波放送又は)」に改め、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 超短波文字多重放送(超短波放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。)

第九条第二項第七号中「外国の放送局」を「外国放送事業者」に改め、同項第八号中「テレビジョン多重放送」を「多重放送」に改める。

2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

3 前項の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他郵政省令で定める放送設備

備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第三十二条第一項ただし書中「、テレビジョン放送に該当しないものを」を「テレビジョン放送に該当しないもの及び超短波文字多重放送」に改める。

第三十三条の見出し中「命令」を「命令等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第九条の二第二項及び第三項の規定は、協会の前項の規定により郵政大臣から命じられた国際放送を行う場合について準用する。この場合において、同条第三項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替へるものとする。

第四十四条第六項中「テレビジョン多重放送」の下に「(テレビジョン放送の電波に重畳して行つた多重放送をいう。以下同じ。)」を加える。

第四十四条の五第一項中「外国の放送局」を「外国放送事業者」に、「当つては」を「当たつては」に、「わが国」を「我が国」に、「つちかひ」を「培ひ」に改める。

第四十八条第一項第一号中「指定」の下に「第九条の二第三項(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)」を加え、「第三十三條」を「第三十三條第一項」に改める。

第四十九条の三「テレビジョン多重放送」を「多重放送」に改め、「、その」の下に「超短波放送又は」を加える。

第五十三条中「第四十九条の三の規定は」の下に「超短波放送又は」を加える。

第五十五条第一号中「第九条の二」を「第九条の二第一項及び第二項(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二号中「第九条の三」を「第九条の二第三項(第三十三條第一項において準用する場合を含む。)、第九条の三」に改める。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二を次のように改める。

(多重放送をする無線局の免許の効力)

第十三条の二 超短波放送(放送法第九條第一項第一号ロの超短波放送をいう。又はテレビジョン放送(同号ハのテレビジョン放送をいう。))をする無線局の免許がその効力を失つたときは、その放送の電波に重畳して多重放送(同号ニの多重放送をいう。))をする無線局の免許は、その効力を失う。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)

3 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「聴取」を「受信」に改め、「ラジオ放送」の下に「(当該放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送を含む。以下同じ。)」を加え、同条第三号中「聴取」を「受信」に改める。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

4 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第九条第一項第一号二」を「第四十四条第六項」に改める。

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

一、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案

一、電波法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

(郵便為替法の一部改正)

第一条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

前項の定額の為替金額は、一万円を超えない範囲内で省令で定める。

第十六条中「百万円」の下に「(業務の遂行上支障がない場合にあつては、五百万円)」を加える。

第十七条第一項第三号を次のように改める。

三 定額小為替

為替金額千円(千円に満たない端数は、これを切り上げる。)ごとに十円の割合で算出した金額

第十七条第三項中「前条ただし書」を「前条本文の規定により制限額を五百万円とし、又は同条ただし書」に改める。

第二十条第一項中「二箇月」を「六箇月」に改める。

第三十四条の見出しを「(特殊取扱)」に改め、同条第一項中「場合」を「(と)により」に改め、「取扱」の下に「及び電信為替の為替金の払渡しに関する事項を受取人に通知する取扱」を加える。

(郵便振替法の一部改正)

第二条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

加入者の商号、屋号その他氏名以外の名称は、省令で定めるところにより、郵政省の承認を受けて、これを口座の名称として使用することができる。

第十九条第一項中「加入者が」の下に、「省令で定めるところにより、」を加える。

第二十条第二項中「払込の料金を」を「払込み又は振替の料金（電信払込み又は電信振替に係る第二十八条第二項に規定する料金を含む。以下この項において同じ。）を」に改め、「払込金」の下に「又は振替金」を、「払込書」の下に「又は払出書」を加え、「通常払込」を「払込み又は振替」に、「払込を」を「払込みを」に、「払込の料金は」を「払込みの料金は」に改め、同項に後段として次のように加える。

第二十七条第一項ただし書の省令で定める場合において、払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者から、省令で定めるところにより、当該料金を負担する旨の申出があるときも、同様とする。

第二十二條中「口座所管庁」を「口座を保管する貯金事務センター（以下「口座所管庁」という。）に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十三條の見出しを「（非常取扱等）」に改め、同条第二項中「法人」の下に「又は団体」を、「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であつて省令で定めるものの口座に対してする当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金の送金のための通常払込み及び通常振替について準用する。この場合において、同項中「郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合には」とあるのは、「郵政大臣は」と読み替へるものとする。

第二十四條第二項を削る。

第二十五條中「前条第一項の申込」を「前条の申込み」に、「因り」を「より」に改める。

第二十七條の見出し中「払込」を「払込み」に、「払出」を「払出し」に改め、同条第一項中「払込は」を「払込みは」に、「以て」を「もつて」に、「払出の」を「払出しの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、省令で定める場合は、この限りでない。

第二十八條第一項を次のように改める。

払込人又は加入者は、省令で定めるところにより、払込金若しくは振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人への通信文の通知を請求することができる。

第三十條中「ときは」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「及び」を「又は」に改める。

第三十一條の見出しを「（特殊取扱）」に改め、同条第一項中「方法」の下に「その他省令で定める特別な方法」を加える。

第三十三條第一項中「通常払込みの」を削り、同条第二項中「でなければ、口座の現在高がその証券又は証書による払込みの金額を下るような振替又は払出しの取扱いをしない」を「に、口座に払込金を受け入れる」に改める。

第三十九條中「百万円」の下に「業務の遂行上支障がない場合にあつては、五百万円」を加える。

第四十條第一項及び第四十一條第一項中「通常現金払」の下に「又は電信現金払」を加える。

第四十八條第一項中「二箇月」を「六箇月」に改める。

第五十條の五第二項を次のように改める。

第五十條の六中「取扱」を「取扱い」に改め、

第五十一條の見出しを「（郵便に関する料金等）」に改め、同条第一項中「加入者」の下に「郵便に関する料金を納付すべき者又は」を加え、「又は郵便年金」を「若しくは郵便年金」に改め、「当該」の下に「郵便に

関する料金又は」を加え、「又は年金契約」を「若しくは年金契約」に、「又は掛金を」を「若しくは掛金（以下「郵便に関する料金等」という。）を」に改め、「もつて」の下に「納付し、又は」を加え、「口座所管庁に」及び「口座所管庁において」を削り、「局で」の下に「郵便に関する事務を所掌するもの（以下「郵便主管局」という。）又は」を加え、「保険料又は掛金の払込み」を「郵便に関する料金等の納付又は払込み」に、「保険料又は掛金の額」を「郵便に関する料金等の額」に、「その払い出した金額は」を「保険料又は掛金の払込みの催告に応じて払い出した金額にあつては」に改め、同条第二項中「とし、」の下に「郵便主管局又は」を加える。

第五十二條の見出しを「（保険金等の受入れ等）」に改め、同条第一項中「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」を「簡易生命保険の保険契約に係る保険金、還付金、剰余金若しくは保険契約者若しくは保険金受取人に還付する保険料（以下「保険金等」という。）の支払、郵便年金の年金契約に係る年金、返還金、剰余金若しくは年金契約者に返還する掛金（以下「年金等」という。）の支払又は簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」に改め、「口座所管庁において」を削り、「口座に」の下に「保険金等、年金等又は」を加え、同条第二項中「口座所管庁において」を削る。

第五十四條第一項中「口座所管庁」を「郵政省」に改める。

附則

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條中郵便振替法第五十一條の改正規定は昭和六十二年七月一日から、第一條中郵便為替法第十條第二項、第十六條、第十七條第一項第三号及び第三項並びに第二十條第一項の改正規定、第二條中郵便振替法第二十條第二項、第三十一條第一項、第三十九條、第四十八條第一項

及び第五十二條第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は同年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一條中郵便為替法第十條第二項の改正規定の施行前に発行された定額小為替証書については、その為替金額は、改正後の郵便為替法第十條第二項の省令で定められたものとみなす。

3 第一條中郵便為替法第二十條第一項の改正規定及び第二條中郵便振替法第四十八條第一項の改正規定の施行前に発行された郵便為替証書及び払出証書の有効期間については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に発行された支払通知書については、その払渡しの期間は、改正後の郵便振替法第五十條の五第二項の省令で定められたものとみなす。

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案

（簡易生命保険法の一部改正）
第一條 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八號）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「生死」の下に「（常時の介護を要する身体障害の状態にあることを含む。）」を加える。

第六條第一項第十二号中「特例」を「常時の介護を要する身体障害の状態、特例」に改める。

第十五條中「死亡したことにより」を「死亡したことにより」に、「この外」を「このほか」に、「満了したことにより」を「満了したことにより、若しくはその者の保険約款の定める常時の介護を要する身体障害の状態（以下「特定要介護状態」という。）が保険約款の定める期間継続したことにより」に改める。

第十六條の五中「因り」を「より」に改め、「入院」の下に「、当該疾病を直接の原因とす

る期間継続したことにより」に改める。

る常時の介護を要する身体障害の状態」を加え、「因つて」を「よつて」に改める。

第十七条の二「及」及び「保険約款」を「、」及び「被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合のそれぞれ」に改める。

第二十二條第二項中「死亡した後」の下に「又は被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した後」を加え、「因る」を「よる」に改め、「を含む」の下に「又は特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことによる保険金」を加え、「責に」を「責めに」に、「但し」を「ただし」に、「被保険者の死亡の原因」を「被保険者が死亡し、又は被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことの原因」に、「基かない」を「基づかない」に改める。

第三十五條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 終身保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、前項の場合のほか、保険契約者、被保険者又は保険金受取人の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、国は、保険金を支払う責めに任じない。ただし、その保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、国は、他の保険金受取人にその残額を支払う。

第四十二條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約の復活があつた場合においても、その特定要介護状態には、保険契約の失効後その復活までの間における特定要介護状態は含まれないものとする。

第四十五條第一項中「主契約に係る被保険者」

の下に「とし、特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険の被保険者を除く」を加える。

第五十二條の次に次の二條を加える。

（貸付金の証券等による弁済）

第五十二條の二 次に掲げる証券又は証書は、保険約款の定めるところにより、その表示する金額で、保険約款の定めるところによる保険契約者に対する貸付金の弁済に充てることができる。

一 小切手

二 郵便為替証券

三 郵便振替の払出証券及び支払通知書

四 前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額による決済を示すことができる証券又は証書の種類で保険約款で定めるところに属する証券又は証書

（弁済に充てられた証券等の決済不能等）

第五十二條の三 貸付金の弁済に充てられた証券又は証書につき、郵政省の責めに帰することとできない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかったときは、その弁済は、始めからなかつたものとみなす。

（郵便年金法の一部改正）

第二条 郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七條の次に次の二條を加える。

（貸付金の証券等による弁済）

第三十七條の二 次に掲げる証券又は証書は、年金約款の定めるところにより、その表示する金額で、年金約款の定めるところによる年金契約者等に対する貸付金の弁済に充てることができる。

一 小切手

二 郵便為替証券

三 郵便振替の払出証券及び支払通知書

四 前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額による決済を示すことができる証券又は証書の種類で年金約款で定めるところに属する証券又は証書

（弁済に充てられた証券等の決済不能等）

第三十七條の三 貸付金の弁済に充てられた証券又は証書につき、郵政省の責めに帰することとできない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかったときは、その弁済は、始めからなかつたものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中簡易生命保険法第五十二條の次に二條を加える改正規定及び第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一號を加える。

三 空中線電力が〇・〇一ワット以下である無線局のうち郵政省令で定めるものであつて、次条第一項の規定により指定された呼出符号

又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信するもので、かつ、第三十八條の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの

第四条の次に次の一號を加える。

（呼出符号又は呼出名称の指定等）

第四条の二 郵政大臣は、前条第三号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該

無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者から申請があつたときは、郵政省令で定めるところにより、呼出符号又は呼出名称の指定を行う。

2 無線設備について前項の規定による呼出符号又は呼出名称の指定を受けた者は、郵政省令で定めるところにより、当該無線設備に、その指定された呼出符号又は呼出名称その他郵政省令で定める事項を表示しなければならない。

3 第一項の規定による呼出符号又は呼出名称の指定を受けた無線設備以外の無線設備には、前項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第八條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「含む。以下同じ。」又は呼出名称を「含む」、呼出名称その他の郵政省令で定める識別信号（以下「識別信号」という。）に改める。

第十三條第二項中「基く」を「基づく」に、「前項」を「第一項」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 九百三メガヘルツから九百五メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が五ワット以下である無線局であつて、第三十八條の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するものの免許の有効期間は、前項本文の規定にかかわらず、十年とする。

第十四條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 識別信号

第十九條中「呼出符号若しくは呼出名称」を「識別信号」に改める。

第五十三條中「呼出符号又は呼出名称」を「識別信号」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十四條中「免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最小のものとなれば」を「次の各号の定めるところによらなければ」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の各号を加える。

一 免許状に記載されたものの範囲内である

こと。

二 通信を行うため必要最小のものであること。

第九十九条の十一第一項第一号中「及び第二号」を「第二号及び第三号」に改め、「無線局」の下に「第四号の二第二項（呼出符号又は呼出名称の指定）」を、「根本的基準」の下に「第八号第一項第三号（識別信号）」を加え、同項第二号中「第三十八号の十四第二項（第四十七号の二及び第七十三号の二第五項）」を「第三十八号の十四第二項（第四十七号の二、第七十三号の二第五項及び第九十三号の二第六項）」に、「若しくは指定検査機関の指定」を、「指定検査機関若しくはセクターの指定」に改め、同項第三号中「又は第九十二号の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定」を、「第九十二号の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定又は第九十二号の十三第一項の規定によるセクターの指定」に改める。

第九十二号の十の次に次の三条を加える。

（基準不適合設備に関する警告等）

第九十二号の十一 郵政大臣は、無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ、かつ、当該設計と同一の設計に基づき製造され、又は改造された無線設備（以下この項及び次条において「基準不適合設備」という。）が広く販売されており、これを放置しては、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の製造業者又は販売業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを警告することができる。

きる。

3 郵政大臣は、第一項の規定による警告をしようとするときは、通商産業大臣の同意を得なければならない。

（報告の徴収）

第九十二号の十二 郵政大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合設備の製造業者又は販売業者から、その業務に関し報告を徴することができる。

（電波有効利用促進セクター）

第九十二号の十三 郵政大臣は、電波の有効かつ適正な利用に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、電波有効利用促進セクター（以下「セクター」という。）として指定することができる。

2 セクターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 混信に関する調査その他の無線局の開設等に際して必要とされる事項について、照会及び相談に応ずること。

二 電波の利用に関する調査及び研究を行うこと。

三 電波の有効かつ適正な利用について啓発活動を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 郵政大臣は、セクターの役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第六項において準用する第三十八条の八第一項の業務規程に違反したときは、そのセクターに対し、その役員の解任を勧告することができる。

4 セクターは、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、郵政大臣に提出しなければならない。これを要

更しようとするときも、同様とする。

5 郵政大臣は、セクターに対し、第二項第一号に掲げる業務の実施に必要な無線局に関する情報の提供又は指導及び助言を行うことができる。

6 第三十八条の三第二項（第一号を除く。）、第三十八条の四、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の九第二項、第三十八条の十一、第三十八条の十二及び第三十八条の十四の規定は、セクターについて準用する。この場合において、第三十八条の三第二項中「前条第二項」とあるのは「第九十二号の十三第一項」と、同項第四号中「次のいずれか」とあるのは「次のイ」と、第三十八条の四第一項中「指定に係る区分」と、技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合証明の」とあるのは「第九十二号の十三第二項に規定する業務を行う事務所の所在地並びに同項に規定する」と、同条第二項、第三十八条の十一並びに第三十八条の十四第二項（第四号を除く。）及び第三項中「技術基準適合証明の」とあるのは「第九十二号の十三第二項に規定する」と、第三十八条の七、第三十八条の八及び第三十八条の十四第二項第四号中「技術基準適合証明の」とあるのは「第九十二号の十三第二項第一号に掲げる」と、第三十八条の七中「職員（証明員を含む。）」とあるのは「職員」と、第三十八条の十二第一項中「対し、技術基準適合証明の」とあるのは「対し、第九十二号の十三第二項に規定する」と、「立ち入り、技術基準適合証明の」とあるのは「立ち入り、同項に規定する」と、第三十八条の十四第二項第一号中「この章」とあるのは「第九十二号の十三第六項において準用するこの章」と、同項第二号中「第三十八条の三第一項各号（第四号を除く。）」の一に適合しなくなつた」とあるのは「第九十二号の十三第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができない」と、同項第三号中「第三十八条の六第三項、第三十八条の八第二項」とあるのは「第三十八条の八第二項一

と読み替へるものとする。

第九十二条の二中「及び第七十三号の二第五項」を「第七十三号の二第五項及び第九十二号の十三第六項」に改める。

第九十号第三号中「第五十三号」の下に「第五十四号第一号」を加える。

第九十号の二中「及び第七十三号の二第五項」を「第七十三号の二第五項及び第九十二号の十三第六項」に、「又は指定検査機関」を「指定検査機関又はセクター」に改める。

第九十二号第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四号の二第三項の規定に違反した者

第九十三号に次の一号を加える。

九 第九十二号の十二の規定により報告を徴された場合において、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に免許を受けている無線局のうち、改正後の電波法（以下「新法」という。）第四号第三号の郵政省令で定める無線局に該当するものの無線設備は、この法律の施行の日、新法第三十八条の二第一項の規定による技術基準適合証明を受け、かつ、新法第四号の二第一項の規定による呼出符号又は呼出名称の指定を受けたものとみなす。

3 前項の無線局の免許は、この法律の施行の日

に、その効力を失う。

4 第十三条の改正規定の施行の際現に新法第十三条第二項の無線局の免許を受けている者は、当該無線局の免許状に記載された免許の有効期間に関する事項については、新法第二十一条の規定による訂正を受けることを要しない。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、違法有線音楽放送事業者に対する法的対策に関する請願 第一三〇六号（第一四二二号）（第一五三三三号）

第一三〇六号 昭和六十二年三月二日受理
違法有線音楽放送事業者に対する法的対策に関する請願

請願者 富山市本町六ノ二〇KNB興産株式會社代表取締役 遠藤博芳
紹介議員 高平 公友君

世に悪徳商法と言われる違法な商法がある。法に抵触することを省みず、法治国家の市民・企業の善意や真しな努力を踏みにじり、当然負担すべき経費をわすれかき支払わず、公共施設を無断、無許可で使用し、市場競争力を奪取し、異様な業態を日本国中にまん延させるような商法もその一つである。有線放送業界において、この悪徳商法を行っているのが、株式会社大阪有線放送社（本社・大阪市）、株式会社ゆせん（本社・大阪市）、株式会社日本ゆせん（本社・大阪市）の三社である。適法に事業を営んでいる我々事業者は、これら悪徳商法を駆逐する前記三社のために、長年にわたり多大な経済的損失と精神的苦痛を受けている。ついでには、これらの違法業者に対し、更に厳正なる処分及び法的措置の検討を含めて違法状態に対して断固たる措置を講ぜられたい。

理由 前記違法業者三社は、（一）有線ラジオ放送業務の運

用の規正に関する法律を無視（一）郵政省に事業届出もしていなければ許可も得ていない（二）電力会社の電柱に無断でケーブルを共架する（三）共架の際に道路の占有許可を受けていない（四）NHK、民間放送などの制作著作番組を放送局の同意や承諾なしに再送信を行うことなど、過去二十年間法律を全く無視した事業を全国で展開している。こうした不法手段によつて得た不当な利益によつて、事業規模を拡大し、今や我が国有線放送業界のシェアの八十パーセントを占有するに至つてい

る。前記違法業者三社は、最近、全国ネットワークを持つチェーンストア業界を初め、ファミリイレ스토랑、銀行に至るまで多くの店舗を持つ企業に対してチャンネルリースを行い、ファクスに利用したり、静止画を送つたり、また、テレビの音声多重放送も伝送している。これは、近時政府施策の下で着々と次世代ニューメディア通信網を育成しつつある行政当局、第二電電通信事業者、さらにCATV事業者等の経営理念の根幹を揺るがす大問題でもあらうと思われる。前記違法業者三社の悪徳商法は、法と社会秩序を誠実に遵守している業者を、倒産等の窮地に追い込んでいるのみならず、公共施設を不法に占拠することによつて、停電、電話の不通、災害事故発生時における緊急自動車の通行障害等、国民生活にも重大な支障を来している。また、一部の自治体などに、違法業者の不法不払金を大幅に減額して支払わせる動きがあるようであるが、これこそ、これまで適法に公共料金を支払つてきた善良な業者に対する重大な侮辱であるばかりでなく、現下の厳しい財政改革下における納税者国民を愚弄するもので、断じて許されないと考える。違法業者三社に対して、これまで法的見地から様々な手が打たれてきたが、これらの法的措置（告訴、有罪判決、国会参考人出席要求、営業停止処分等）は、彼らの拒否的態度によつて残念ながら実効をあげていないといえない。これらの数々の違法行為は国家法秩序に対する重大な挑戦である。このままでは、「正直者はばかを見る」、「悪貨は良貨を駆逐する」のたとえのとおり、善良な業者の経営危機は深まるばかりである。法治国家にあつて、このような無道が許されて良いのであろうか。この上は一刻も早く、法治国家の尊厳を守るためにも、更に厳正なる処分及び法的措置の検討を含めてこれらの違法状態に断固たる対策を講ずべきである。

第一四二二号 昭和六十二年三月三日受理
違法有線音楽放送事業者に対する法的対策に関する請願

請願者 神戸市須磨区行幸町一ノ一ノ六株 式会社ラジオ関西事業社代表取締役 役社長 山崎進
紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第一三〇六号と同じである。

第一五三三三号 昭和六十二年三月四日受理
違法有線音楽放送事業者に対する法的対策に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町一ノ五ノ七 ウンド・ミュージック協会会長 松村博一
紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第一三〇六号と同じである。

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便法及びお年玉等付郵便書及び寄附金付郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

郵便法及びお年玉等付郵便書及び寄附金付郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

郵便法及びお年玉等付郵便書及び寄附金付郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

（郵便法の一部改正）

第一条 郵便法昭和二十二年法律第百六十五号の一部を次のように改正する。

第二十七条の三中「除く」及び「いう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。以下同じ。）で、省令で定める形状、重量、数量、取扱い及び差出しに関する条件を具備するものの料金については、その合計額の百分の三十（往復書にあっては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

郵政大臣は、省令の定める基準により指定する郵便局に同時に差し出された広告郵便物で、省令で定める数量に関する条件及び前項の省令で定める条件のうち数量に関するものの以外のものを具備するものの料金については、その料金が第三十二条第三項の規定により後納される場合において、省令で定める期間内に差し出された当該広告郵便物の総数が省令で定める数量以上であるときは、当該後納する料金の総計額（第二十一条第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項の規定による当該広告郵便物の料金の額に省令で定める期間内に差し出された当該広告郵便物の総数を乗じて得た額をいう。）につき、省令の定めるところにより、その総計額の百分の三十（往復書にあっては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において、これを減額することができる。

第三十二条に次の二項を加える。

郵便に関する料金は、郵政省の承認を受けて、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該料金の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して、これを納付することができる。

前項の承認は、同項に規定する方法による料金の納付が確実であり、かつ、郵便に関する料金の徴収上有利であると認められる場合に限る、これを行うものとする。

第三十八条中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に改め、同条第二号中「取扱を」を「取扱いを」に、「因る」を「より」に、「取扱の」を「取扱いの」に改め、同条第三号中「合計額」の下に「又は総計額」を加え、「及び」を「。次号において同じ。」及び「に改め、同条第四号中「又は引き続き一年以上使用した郵便私書箱の使用」を削る。

第三十九条中「前条第一号」を「同条第一号」に改め、「又は使用」を削る。

第四十三条第二項に次のただし書を加える。
ただし、省令で定める場合は、この限りでない。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条（取集料） 前条の規定により郵便差出箱を私設する者は、省令で定める額の私設郵便差出箱の取集料を省令の定めるところにより納付しなければならない。

第五十条を次のように改める。

第五十条 削除

第五十七條第二項及び第五十八條第四項第二号中「代金引換」を削る。

第九十五条中「第二十七條の三」を「第二十七條の三第一項」に、「とする」を「と、同条第三項中「第二十一條第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項の規定による当該広告郵便物の料金の額」とあるのは「第九十三條第一項の規定により定められた当該広告郵便物の料金の額」とする」に改める。

（お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正）

第二条 お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お年玉付郵便葉書等に関する法律

第一条の見出しを「お年玉付郵便葉書等の発行」に改め、同条第一項中（以下「お年玉等付郵便葉書」を「又は郵便切手（以下「お年玉玉等付郵便葉書の料額印面」を「同項の郵便葉書の料額印面又は同項の郵便切手」に、「お年玉玉等付郵便葉書の発行総額」を「お年玉付郵便葉書等の発行総額」に改める。

第二条中「お年玉等付郵便葉書」を「お年玉付郵便葉書等」に改める。

第三条第一項中「お年玉等付郵便葉書の」を「同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手をはり付けて料金が納付された郵便物の」に、「お年玉玉等付郵便葉書が配達されなかつたときは、その」を「同項の郵便葉書又は同項の郵便切手をはり付けて料金が納付された郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該郵便切手が、汚染し、又はき損されていらないものであるときは、これを消印し、当該郵便切手に表された金額に相当する額の料金を表す郵便切手とともに受取人に交付する。

第五条第一項中（「お年玉等付郵便葉書を含む」）又は郵便切手（「又は郵便切手（お年玉玉等付郵便葉書を含む）」に改め、同条第三項ただし書中「お年玉等付郵便葉書」を「お年玉玉付郵便葉書等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十二年七月一日から施行する。ただし、第一条中郵便法第二十七條の三、第三十八條第三号及び第九十五條の改正規定は同年十月一日から、第二条及び附則第三項の規定は昭和六十三年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

（簡易郵便局法等の一部改正）

3 次に掲げる法律の規定中「お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」を「お年玉付郵便葉書等に関する法律」に改める。

一 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第十条第一項

二 飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律（昭和四十七年法律第七号）第二条
三 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第二十八号）第三条

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は三月四日）

一、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件